

千代田町地域防災計画

〔素案〕

令和5月2月

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第2節 防災の基本理念	5
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節 本町の概況	13
第5節 過去の災害	15
第6節 被害の想定	16
第7節 防災目標	28
第2編 風水害・雪害等対策編	29
第1部 災害予防	31
第1章 風水害・雪害に強い町土づくり	31
第1節 河川事業の推進	31
第2節 雪害の予防	33
第3節 避難場所・指定避難所・避難路の整備	34
第4節 建築物の安全性の確保	35
第5節 ライフライン施設の機能確保	36
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	38
第1節 避難誘導體制の整備	39
第2節 災害危険区域の災害予防	42
第3節 災害未然防止活動体制の整備	44
第4節 気象・水象観測体制の整備	45
第5節 情報の収集・連絡体制の整備	46
第6節 通信手段の確保	47
第7節 職員の応急活動体制の整備	49
第8節 防災関係機関の連携体制の整備	50
第9節 防災中枢機能等の確保	52
第10節 救助・救急・保健医療及び消火活動体制の整備	54
第11節 緊急輸送活動体制の整備	57
第12節 避難の受入体制の整備	59
第13節 食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備	62
第14節 広報・広聴体制の整備	63
第15節 二次災害の予防	64
第16節 複合災害対策	64

第17節	防災訓練の実施	65
第3章	住民等の防災活動の促進	67
第1節	災害被害を軽減する住民運動の展開	67
第2節	防災思想の普及	69
第3節	住民の防災活動の環境整備	73
第4章	要配慮者対策	77
第1節	要配慮者対策	77
第5章	その他の災害予防	87
第1節	竜巻・突風対策	87
第2節	火災予防計画	89
第3節	災害廃棄物対策	90
第4節	罹災証明書発行体制の整備	91
第2部	災害応急対策	92
第1章	災害発生直前の対策	92
第1節	警報等の伝達	92
第2節	避難誘導	109
第3節	広域避難	118
第4節	災害未然防止活動	119
第5節	物資及び電力確保に関する事前対策	120
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	121
第1節	災害情報の収集・連絡	121
第2節	通信手段の確保	128
第3章	活動体制の確立	130
第1節	活動体制の確立	130
第2節	広域応援の要請等	139
第3節	自衛隊への災害派遣要請	143
第4章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	147
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	147
第5章	救助・救急及び医療活動	149
第1節	救助・救急活動	149
第2節	医療活動	152
第6章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	155
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	155
第2節	交通の確保	155
第3節	緊急輸送	159
第4節	障害物の除去	162
第7章	避難の受入活動	163
第1節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	163
第2節	応急仮設住宅等の提供	167
第3節	県境を越えた広域避難者の受入	169

第 8 章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	172
第 1 節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	172
第 9 章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	176
第 1 節	保健衛生活動	176
第 2 節	防疫活動	178
第 3 節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	179
第 10 章	被災者等への的確な情報伝達活動	181
第 1 節	広報・広聴活動	181
第 11 章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	183
第 1 節	社会秩序の維持	183
第 2 節	物価の安定及び消費者の保護	183
第 12 章	施設、設備の応急復旧活動	184
第 1 節	施設、設備の応急復旧	184
第 2 節	公共土木施設の応急復旧	185
第 3 節	電力施設の応急復旧	186
第 4 節	ガス施設の応急復旧	187
第 5 節	上下水道施設の応急復旧	188
第 6 節	電気通信設備の応急復旧	189
第 13 章	自発的支援の受入	190
第 1 節	ボランティアの受入	190
第 2 節	義援物資・義援金の受入	192
第 14 章	要配慮者対策	194
第 1 節	要配慮者の災害応急対策	194
第 15 章	その他の災害応急対策	197
第 1 節	災害警備活動	197
第 2 節	農業の災害応急対策	198
第 3 節	学校・認定こども園の災害応急対策	199
第 4 節	文化財施設の災害応急対策	202
第 5 節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	203
第 6 節	労働力の確保	204
第 7 節	災害救助法の適用	205
第 8 節	動物愛護	207
第 9 節	消防計画	208
第 10 節	水防計画	209
第 3 部	災害復旧・復興	215
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	215
第 2 節	原状復旧	216
第 3 節	計画的復興の推進	218
第 4 節	被災者等の生活再建の支援	219
第 5 節	被災中小企業等の復興の支援	225
第 6 節	公共施設の復旧	226

第7節	激甚災害法の適用.....	227
第8節	復旧資金の確保.....	229
第3編	震災対策編.....	231
第1部	災害予防.....	233
第1章	地震に強い町土づくり.....	233
第1節	町土の保全.....	233
第2節	地震に強いまちづくりの推進.....	234
第3節	建築物の安全化.....	235
第4節	ライフライン施設等の機能の確保.....	237
第5節	液状化対策.....	237
第6節	危険物施設等の安全確保.....	237
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	238
第1節	緊急地震速報と地震情報.....	239
第2節	情報の収集・連絡体制の整備.....	242
第3節	通信手段の確保.....	243
第4節	職員の応急活動体制の整備.....	243
第5節	防災関係機関の連携体制の整備.....	243
第6節	防災中枢機能等の確保.....	243
第7節	救助・救急及び保健医療活動体制の整備.....	243
第8節	消火活動体制の整備.....	244
第9節	緊急輸送活動体制の整備.....	245
第10節	避難の受入体制の整備.....	246
第11節	食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備.....	247
第12節	広報・広聴体制の整備.....	248
第13節	二次災害の予防.....	249
第14節	複合災害対策.....	249
第15節	防災訓練の実施.....	249
第3章	住民等の防災活動の促進.....	250
第1節	災害被害を軽減する住民運動の展開.....	250
第2節	防災思想の普及.....	251
第3節	住民の防災活動の環境整備.....	254
第4章	要配慮者対策.....	255
第1節	要配慮者対策.....	255
第5章	その他の災害予防.....	256
第1節	地震防災緊急事業の推進.....	256
第2節	帰宅困難者対策.....	257
第3節	災害廃棄物対策.....	258
第4節	罹災証明書の発行体制の整備.....	258

第2部 災害応急対策	259
第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	259
第1節 地震情報の収集・連絡	259
第2節 災害情報の収集・連絡	261
第3節 通信手段の確保	261
第2章 活動体制の確立	262
第1節 活動体制の確立	262
第2節 広域応援の要請等	266
第3節 自衛隊への災害派遣要請	266
第3章 救助・救急、医療及び消火活動	267
第1節 救助・救急活動	267
第2節 医療活動	267
第3節 消火活動	268
第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	269
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	269
第2節 交通の確保	269
第3節 緊急輸送	269
第4節 障害物の除去	269
第5章 避難の受入活動	270
第1節 避難誘導	270
第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	270
第3節 応急仮設住宅等の提供	270
第4節 広域避難	270
第5節 県境を越えた広域避難者の受入	270
第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	271
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	271
第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	272
第1節 保健衛生活動	272
第2節 防疫活動	272
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	272
第8章 被災者等への的確な情報伝達活動	273
第1節 広報・広聴活動	273
第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	275
第1節 社会秩序の維持	275
第2節 物価の安定及び消費者の保護	275
第10章 施設、設備の応急復旧活動	276
第1節 施設、設備の応急復旧	276
第2節 公共土木施設の応急復旧	276
第3節 電力施設の応急復旧	276
第4節 ガス施設の応急復旧	276
第5節 上下水道施設の応急復旧	276

第6節	電気通信設備の応急復旧.....	276
第11章	二次災害の防止活動	277
第1節	二次災害の防止.....	277
第12章	自発的支援の受入	279
第1節	ボランティアの受入.....	279
第2節	義援物資・義援金の受入.....	279
第13章	要配慮者対策	280
第1節	要配慮者の災害応急対策.....	280
第14章	その他の災害応急対策	281
第1節	災害警備活動.....	281
第2節	学校・認定こども園の災害応急対策.....	281
第3節	文化財施設の災害応急対策.....	283
第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策.....	284
第5節	労働力の確保.....	284
第6節	災害救助法の適用.....	284
第7節	動物愛護.....	284
第3部	災害復旧・復興	285
第1節	復旧・復興の基本方針の決定.....	285
第2節	原状復旧.....	285
第3節	計画的復興の推進.....	285
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	285
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	285
第6節	公共施設の復旧.....	285
第7節	激甚災害法の適用.....	286
第8節	復旧資金の確保.....	286
第4編	その他の災害対策編	287
第1部	航空災害対策	289
第1章	災害予防	289
第1節	情報の収集・連絡体制の整備.....	289
第2節	通信手段の確保.....	289
第3節	職員の応急活動体制の整備.....	289
第4節	防災関係機関の連携体制の整備.....	289
第5節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	290
第6節	緊急輸送活動体制の整備.....	290
第7節	広報・広聴体制の整備.....	290
第2章	災害応急対策	291
第1節	災害情報の収集・連絡.....	291
第2節	通信手段の確保.....	291
第3節	応急活動体制の確立.....	291
第4節	広域応援の要請等.....	292

第5節	自衛隊への災害派遣要請.....	292
第6節	捜索、救助・救急及び消火活動.....	293
第7節	医療活動.....	294
第8節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	294
第9節	交通の確保.....	295
第10節	広報・広聴活動.....	295
第2部	道路災害対策	296
第1章	災害予防	296
第1節	道路交通の安全のための情報の充実.....	296
第2節	道路施設等の整備.....	296
第3節	情報の収集・連絡体制の整備.....	297
第4節	通信手段の確保.....	297
第5節	職員の応急活動体制の整備.....	297
第6節	防災関係機関の連携体制の整備.....	297
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	298
第8節	緊急輸送活動体制の整備.....	298
第9節	広報・広聴体制の整備.....	298
第10節	防災訓練の実施.....	299
第11節	その他の災害予防.....	300
第2章	災害応急対策	301
第1節	災害情報の収集・連絡.....	301
第2節	通信手段の確保.....	301
第3節	応急活動体制の確立.....	301
第4節	広域応援の要請等.....	302
第5節	自衛隊への災害派遣要請.....	302
第6節	救助・救急活動.....	302
第7節	消火活動.....	303
第8節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	303
第9節	交通の確保.....	303
第10節	広報・広聴活動.....	303
第11節	その他の災害応急対策.....	304
第3章	災害復旧	305
第1節	災害復旧.....	305
第3部	危険物等災害対策	306
第1章	災害予防	306
第1節	危険物等施設の安全性の確保.....	306
第2節	情報の収集・連絡体制の整備.....	307
第3節	通信手段の確保.....	307
第4節	職員の応急活動体制の整備.....	307
第5節	防災関係機関の連携体制の整備.....	307
第6節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	308

第7節	緊急輸送活動体制の整備.....	308
第8節	広報・広聴体制の整備.....	308
第9節	防災訓練の実施.....	309
第10節	その他の災害予防.....	309
第2章	災害応急対策	310
第1節	災害情報の収集・連絡.....	310
第2節	通信手段の確保.....	311
第3節	応急活動体制の確立.....	311
第4節	広域応援の要請等.....	311
第5節	自衛隊への災害派遣要請.....	311
第6節	救助・救急活動.....	312
第7節	医療活動.....	312
第8節	消火活動.....	313
第9節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	313
第10節	交通の確保.....	313
第11節	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	313
第12節	避難の受入活動.....	314
第13節	広報・広聴活動.....	314
第14節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策.....	315
第15節	その他の災害応急対策等.....	316
第3章	災害復旧	317
第1節	公共施設の災害復旧.....	317
第2節	被災中小企業等の復興の支援.....	317
第4部	県外の原子力施設事故対策	318
第1章	災害予防	318
第1節	基本方針.....	318
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備.....	319
第3節	環境放射線モニタリングの実施.....	319
第2章	災害応急対策	320
第1節	情報の収集・連絡.....	320
第2節	モニタリング体制の強化.....	320
第3節	住民等への情報伝達・相談活動.....	321
第4節	水道水、飲食物の摂取制限等.....	322
第5節	風評被害等の未然防止.....	322
第6節	廃棄物の適正処理.....	322
第7節	各種制限措置の解除.....	323
第3章	災害復旧対策	324
第1節	モニタリングの継続実施と結果の公表.....	324
第2節	風評被害等の影響軽減.....	324
第3節	健康への影響と対策の検討.....	324

第5部 大規模な火事災害対策	325
第1章 災害予防	325
第1節 火災に強いまちづくり	325
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実	326
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	326
第4節 通信手段の確保	326
第5節 職員の応急活動体制の整備	327
第6節 防災関係機関の連携体制の整備	327
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	327
第8節 緊急輸送活動体制の整備	328
第9節 避難の受入体制の整備	328
第10節 広報・広聴体制の整備	328
第11節 防災訓練の実施	328
第12節 防災思想の普及	329
第2章 災害応急対策	330
第1節 災害情報の収集・連絡	330
第2節 通信手段の確保	330
第3節 応急活動体制の確立	330
第4節 広域応援の要請等	330
第5節 自衛隊への災害派遣要請	330
第6節 救助・救急活動	331
第7節 医療活動	331
第8節 消火活動	331
第9節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	331
第10節 交通の確保	332
第11節 避難の受入活動	332
第12節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動、施設、設備の応急復旧活動	332
第13節 広報・広聴活動	332
第14節 その他の災害応急対策等	332
第3章 災害復旧	333
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	333
第2節 原状復旧	333
第3節 計画的復興の推進	333
第4節 被災者等の生活再建の支援	333
第5節 被災中小企業等の復興の支援	333
第6節 公共施設の復旧	333
第7節 激甚災害法の適用	334
第8節 復旧資金の確保	334

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、千代田町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における風水害、雪害、震災、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、近隣市町間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第 1 編の総則に続いて、第 2 編を風水害・雪害等対策編、第 3 編を震災対策編、第 4 編をその他の災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、別途、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

3 計画の修正

千代田町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 用語

この計画における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 基本法

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。

(2) 救助法

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。

(3) 本部

基本法第 23 条第 1 項の規定により、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、千代田町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する千代田町災害対策本部をいう。

(4) 本部長

基本法第 23 条第 2 項の規定により、町長をもって充てる千代田町災害対策本部長をいう。

(5) 県防災計画

基本法第 40 条の規定により、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。

(6) 防災関係機関

千代田町防災会議条例（昭和 39 年条例第 30 号）第 3 条に定める委員の属する機関をいう。

5 千代田町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「千代田町国土強靱化地域計画」（令和3年3月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、千代田町国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、千代田町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

6 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」との関係

本町は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条の規定に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されており、同法第21条の規定に基づく県の定める「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が群馬県地域防災計画震災対策編等に含まれるため、本計画は関連する内容を反映するものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年12月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとしている。また、併せて表明した「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言1としても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにすることを目指すこととしている。さらに、県の気象災害における避難のあるべき姿として、令和3年3月に「災害時における避難の基本的考え方―群馬県避難ビジョン―」をとりまとめ、自然災害にオール群馬で立ち向かうこととしている。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は次のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命

及び身体の安全を守ることを最優先に、人財・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 千代田町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。	9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
2 防災に関する訓練に関すること。	10 施設及び設備の応急復旧に関すること。
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	12 緊急輸送の確保に関すること。
5 予報・警報の伝達に関すること。	13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。
6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。	14 災害復旧及び復興計画に関すること。
7 消防、水防その他の応急措置に関すること。	15 町防災会議に関すること。
8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	16 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
館林地区消防組合 千代田消防署	1 火災等に対する予防、防ぎよ及び拡大防止対策に関すること。 2 消防機材等の整備充実及び訓練に関すること。 3 災害時における人命救助に関すること。 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東農政局 (群馬県拠点)	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	<p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(3) 主要食料の供給に関すること。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</p> <p>(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>4 その他</p> <p>農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</p>
<p>関東地方整備局 (利根川上流河川事務所ほか) (TEC-FORCE)・リエゾン(災害対策現地情報連絡員)</p>	<p>管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 公共施設等の整備</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6) 災害時のための応急復旧用資材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
<p>群馬労働局 (館林公共職業安定所)</p>	<p>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。</p> <p>3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。</p>
<p>東京管区気象台 (前橋地方気象台)</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	と。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 陸上自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 群馬県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大泉警察署 赤岩駐在所 上五箇駐在所	1 災害時の公安警備に関すること。 2 人命救助及び避難の誘導に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 5 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。
館林行政県税事務所	1 県防災計画による地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 市町村における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。 6 緊急輸送車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
館林保健福祉事務所	1 災害時の医療、助産、防疫対策に関すること。
東部環境事務所	1 災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策の指導に関すること。
桐生森林事務所	1 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
東部農業事務所	1 農業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
館林土木事務所	1 公共土木施設に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	2 群馬県水防計画の実施に関する事
東部教育事務所	1 学校教育に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関する事 2 県立学校が避難施設場所に使用される場合の町への協力に関する事

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便（株） （大泉郵便局） （赤岩郵便局） （富永郵便局）	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2 災害特別事務取扱に関する事 （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 （2）指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話（株） （群馬支店）	1 電気通信設備の保全に関する事 2 重要通信の確保に関する事
（株）NTTドコモ （群馬支店）	1 携帯電話設備の保全に関する事 2 重要通信の確保に関する事
日本赤十字社 （群馬県支部）	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事 2 救護所の開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事 7 外国人の安否の調査に関する事 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事
日本放送協会 （前橋放送局）	1 防災思想の普及に関する事 2 気象予報・警報の周知に関する事 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4 放送施設に対する障害の排除に関する事 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
日本通運（株） （群馬支店）	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド（株） （群馬総支社）	1 電力施設の保安の確保に関する事 2 電力の供給の確保に関する事

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(公社) 群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 医療救護活動の実施に関する事
(公社) 群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事
(公社) 群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事
(一社) 群馬県LPガス協会	1 LPガス設備の保安の確保に関する事 2 LPガスの供給の確保に関する事 3 会員事業者の連絡調整に関する事
(一社) 群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 2 被災地の交通の確保に関する事
(一社) 群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救助物資、避難者等の輸送の協力に関する事
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関する事 2 気象予報・警報の周知に関する事 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事

8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
邑楽館林農業協同組合	1 共同利用施設の保全に関する事 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事 3 町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事
(一社) 館林市邑楽郡医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 医療救護活動の実施に関する事
病院等経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事 2 被災傷病者の救護に関する事
(一社) 群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関する事
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事 2 義援金品の募集及び配分に関する事 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事
商工会	1 被災事業者に対する支援に関する事 2 町が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事 4 物価の安定についての協力に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
燃料取扱機関	1 石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料の供給に関すること。
建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
群馬東部水道企業団	1 上水道施設の保安の確保に関すること。 2 水道水の供給の確保に関すること。
区長会等	1 町が行う災害救助等の防災管理に関すること。 2 義援金品の募集の協力に関すること。
防災重要施設管理者	1 災害予防体制の整備に関すること。 2 所管施設の防災応急処置の実施に関すること。 3 被災施設の災害復旧の実施に関すること。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	1 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

9 住民

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
住民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。 2 避難先の確認

第4節 本町の概況

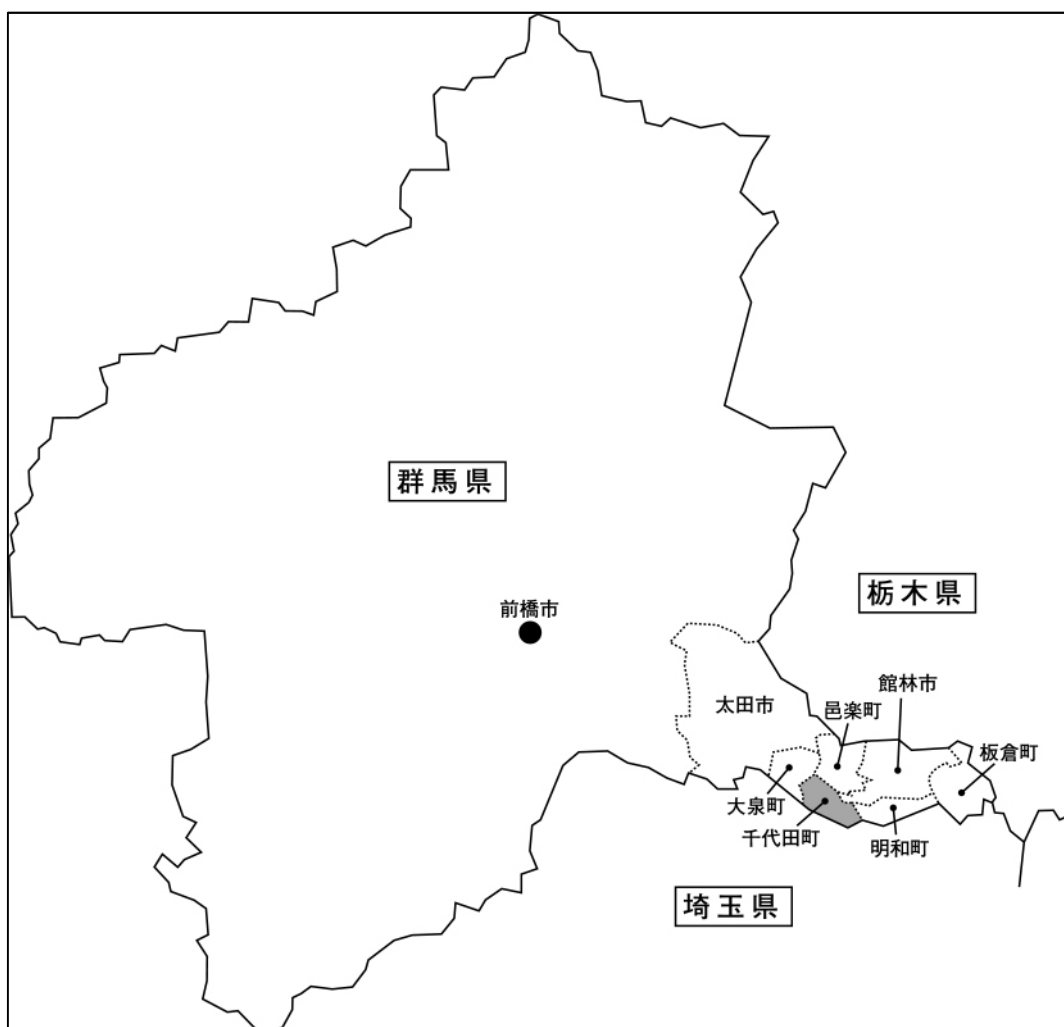
1 本町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南東部に位置し、利根川中流域の左岸に沿って東西に延びる平坦地に発達した都市である。東は明和町、北は館林市、邑楽町、西は大泉町、南は埼玉県熊谷市及び行田市に接しており、総面積は21.73km²である。

本町は、利根川、谷田川、新谷田川、五箇川を中心とした水と、北部、西部に点在する平地林等を有する自然豊かな町である。

■ 町の位置



(2) 気象

本町は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。

気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖である。降雨量は、年間約1,200mm程度で6～10月に多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高いが、全般的に

は過ごしやすい気象条件である。

(3) 人口・世帯

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は10,861人となっており、年々、減少傾向で推移している。

世帯数については、増加の一途にあり、平均世帯構成員数が大きく低下し、核家族化の進行が著しい。

また、年齢階層別の人口推移をみると、15歳未満の年少人口や15歳から64歳の生産年齢人口は減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にあることから、本町においても、少子・高齢化が進行してきているといえる。

■ 人口・世帯数の推移

単位：(人・世帯・人/世帯)

区 分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総人口	11,602	11,620	11,473	11,318	10,861
世帯数	3,341	3,575	3,719	3,981	4,074
1世帯当たり 人員	3.47	3.25	3.08	2.84	2.67

(資料：国勢調査)

■ 年齢階層別人口の推移

単位：(人)

区 分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
年少人口 (15歳未満)	1,719	1,614	1,531	1,471	1,257
生産年齢人口	7,704	7,686	7,376	6,780	6,215
高齢者人口 (65歳以上)	2,179	2,320	2,542	3,049	3,374
年齢不詳	—	—	24	18	15
合 計	11,602	11,620	11,473	11,318	10,861

(資料：国勢調査)

(4) 土地利用

本町における土地利用状況は次のとおりである。

(令和3年度)

種 別	農 地	宅 地	山 林	その他	合 計
面 積 (ha)	959	488	41	685	2,173
割 合 (%)	44.1	22.5	1.9	31.5	100

第5節 過去の災害

本庁において過去に発生した災害は次のとおりである。

発生年月日	種 別	被 害 の 状 況
明治43年8月10日 ～11日	水 害 〔西部・中央部・東部地区〕 の利根川堤防の破堤	1 人的被害 死者 18名 行方不明 24名 傷者 3名 <hr/> 合計 45名 2 家屋被害 全壊家屋 35戸 床上浸水 829戸 半壊家屋 32戸 床下浸水 244戸 流失家屋 47戸 <hr/> 合計 1,187戸
昭和22年9月14日 ～15日	台 風 (カスリーン台風)	1 家屋被害 全壊家屋 1戸 半壊家屋 1戸 床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 <hr/> 合計 215戸
昭和41年9月25日	台 風 (台風第26号)	1 家屋被害 住宅全壊 22戸 住宅半壊 16戸 物置・作業所全壊 26戸 物置・作業所半壊 21戸 <hr/> 合計 85戸
平成23年3月11日	地 震 (平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震)	1 家屋等被害 住宅一部損壊 486戸 物置・作業所一部損壊 3戸 <hr/> 合計 489戸
令和元年10月11日 ～13日	台 風 (台風第19号)	1 家屋被害 床上浸水 2戸 床下浸水 26戸 <hr/> 合計 28戸

第6節 被害の想定

1 群馬県における地震被害想定調査

群馬県では、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成7年度から3か年をかけて地震被害想定調査を行った。

その後、被害想定的前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

そのような状況を踏まえ、平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、群馬県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

以下にその概要を示す。

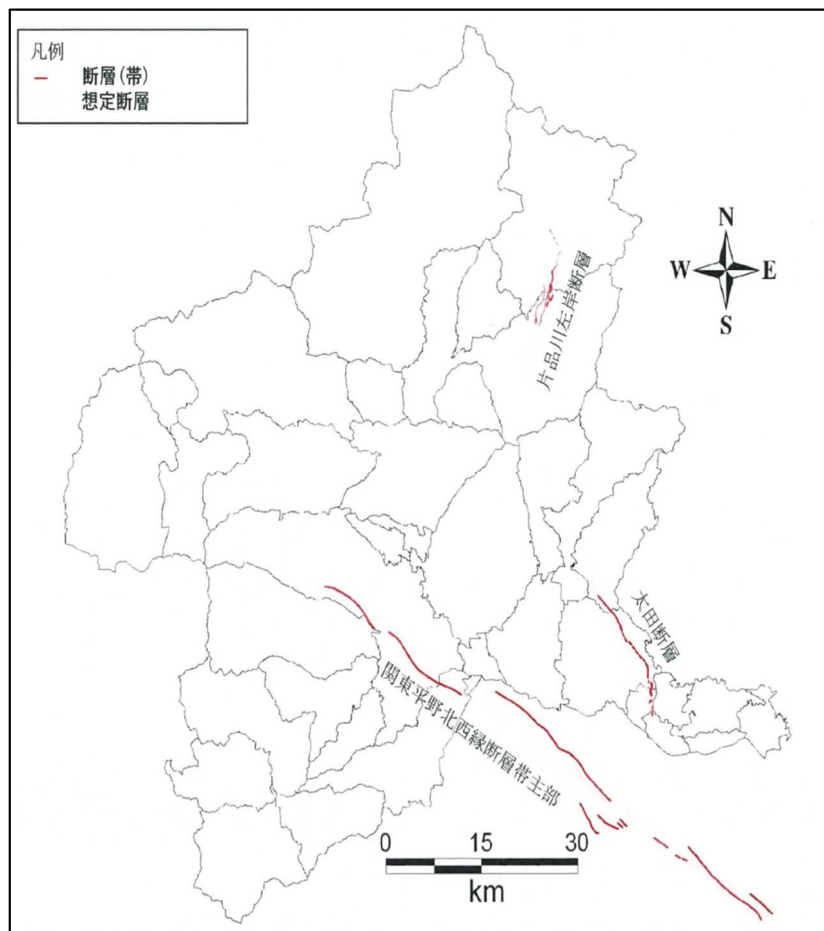
(1) 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かっている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010）。以上により、断層の不確かさを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模(M)	想定地震の説明	震源断層モデル				
			走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

■ 被害想定を行った3つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図

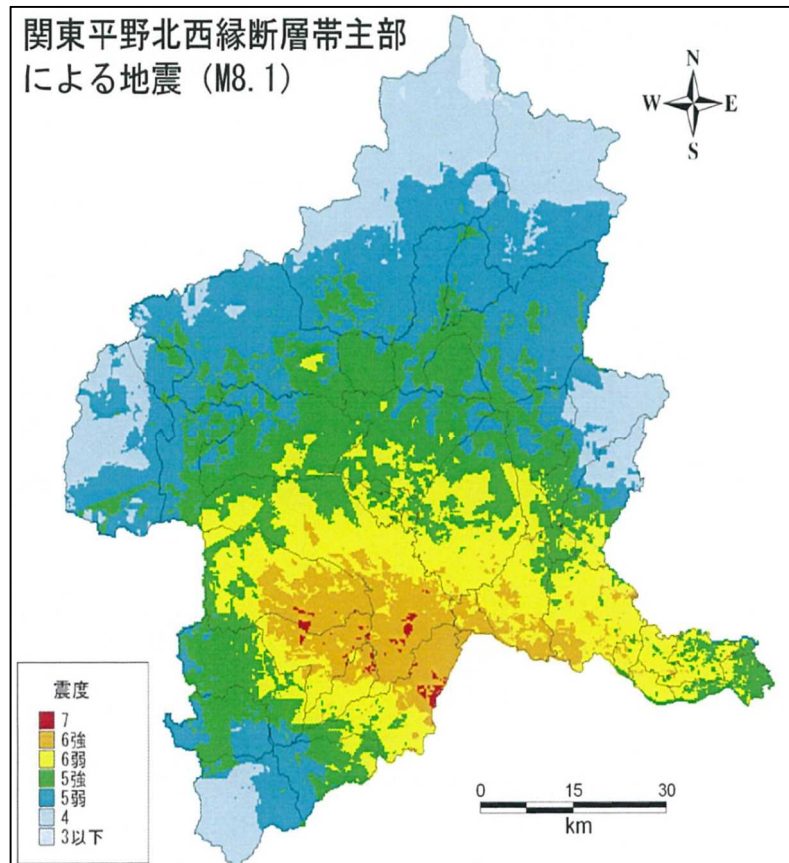


(2) 被害の想定

ア 震度の予測結果

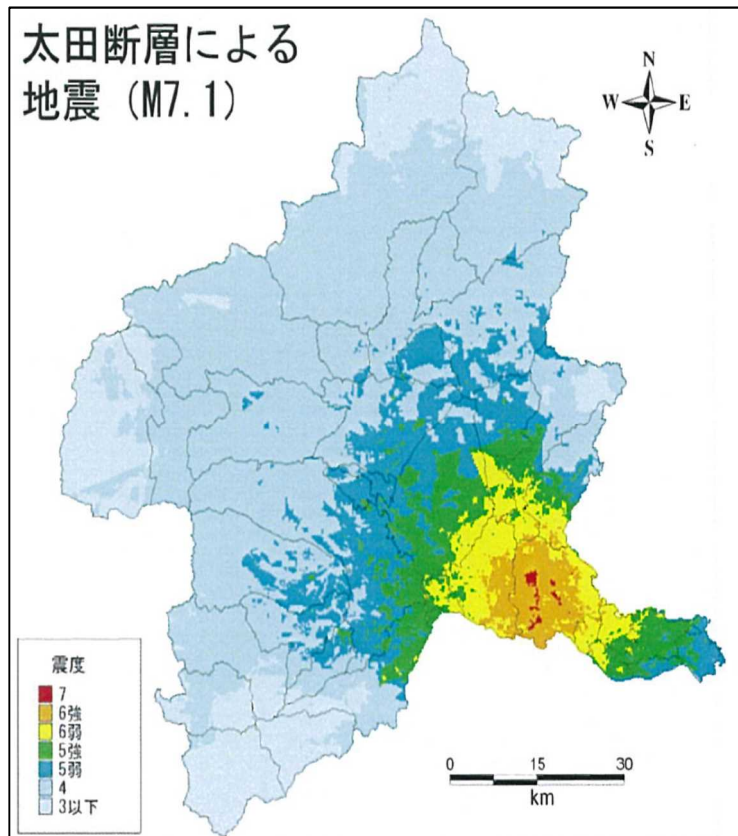
各種被害予測を行った3つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。

■ 関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1)



	震度 (6弱以上) 状況		
	7	6強	6弱
千代田町	—	○	○

■ 太田断層による地震 (M7.1)



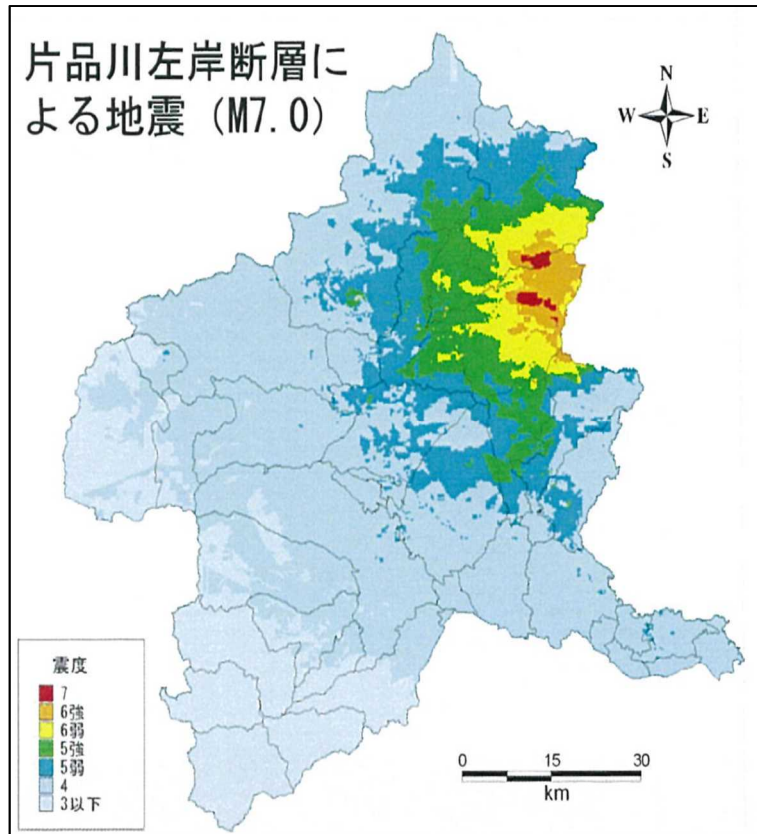
	震度 (6弱以上) 状況		
	7	6強	6弱
千代田町	—	—	○

【太田断層】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約 18km

2009 年、熊原康博氏 (群馬大学教育学部)・近藤久雄氏 (産業技術総合研究所) の共同調査により、存在が確認された。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

■ 片品川左岸断層による地震 (M7.0)



	震度 (6弱以上) 状況		
	7	6強	6弱
千代田町	—	—	—

【片品川左岸断層】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約7～9 km

「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991) 及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002) による。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

イ 本町における被害予測

(ア) 建物被害

(単位：棟)

項目		関東平野北西縁 断層帯主部			太田断層			片品川左岸断層		
		揺れ	液状 化	揺れ+ 液状 化	揺れ	液状 化	揺れ+ 液状 化	揺れ	液状 化	揺れ+ 液状 化
全建物	棟数	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440
	全壊棟数	137.5	22.3	159.8	31.3	10.3	41.6	0	0	0
	半壊棟数	867.3	53.3	920.6	350.1	24.3	374.4	0	0	0
木造 建物	棟数	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187	6,187
	全壊棟数	125.4	15.7	141.1	27.5	7	34.5	0	0	0
	半壊棟数	817	44.7	861.7	329.2	20	349.2	0	0	0
非木造 建物	棟数	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253	2,253
	全壊棟数	12.1	6.6	18.7	3.8	3.3	7.1	0	0	0
	半壊棟数	50.3	8.5	58.9	20.9	4.3	25.2	0	0	0

(イ) 人的被害

(単位：人)

項目		関東平野北西縁 断層帯主部			太田断層			片品川左岸断層		
		死者	負傷 者	重傷 者	死者	負傷 者	重傷 者	死者	負傷 者	重傷 者
冬 5 時	建物 被害	6.9	100.6	6	1.6	35.6	1.3	0	0	0
	屋内転倒	0.4	5.7	1.2	0.2	4.5	0.6	0	0	0
	屋外通行	0	0.2	0.1	0	0.1	0.1	0	0	0
	火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6.9	100.8	6.1	1.6	35.7	1.4	0	0	0
夏 12 時	建物 被害	5.1	64.1	4.1	1.2	22.6	0.9	0	0	0
	屋内転倒	0.3	5.2	1.1	0.2	4	0.6	0	0	0
	屋外通行	0	0.8	0.3	0	0.6	0.2	0	0	0
	火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5.1	64.9	4.4	1.2	23.2	1.1	0	0	0
冬 18 時	建物 被害	5.4	71.1	4.5	1.3	25.4	1	0	0	0
	屋内転倒	0.3	4.9	1.1	0.2	3.8	0.5	0	0	0
	屋外通行	0	1.5	0.6	0	1.1	0.4	0	0	0
	火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5.4	72.6	5.1	1.3	26.5	1.4	0	0	0

(ウ) ライフライン

項目		関東平野北西縁 断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
給水人口 (人)		11,231		
給水世帯数 (世帯)		3,640		
給水率 (%)		97.9		
配水管延長 (km)		138.3		
配水管被害数 (件)		299	61	0
配水管被害率 (件/km)		2,160	0.44	0
断水世帯数 (世帯)	直後	35,913.30	3,092.6	0
	1日後	3,236.80	2,020.80	0
	2日後	3,225.70	1,978.90	0
	4日後	971	606.2	0
公共下水道管きょ延長 (km)		19.4		
公共下水道 処理区域	人口 (人)	2,237.20		
	普及率 (%)	19.5		
被災延長 (km)		0.79	0.59	0
処理人口 (人)		2,237.20		
被災人口 (人)		91.2	67.6	0
消費者件数 (件)		4,000		
L P ガス	ボンベ数 (本)	7,200		
	消費者件数 (件)	4,000		
	被害者件数 (件)	40	21	0
電柱被害率・停電率 (%) (冬 5 時・夏 12 時・冬 18 時)		4.6	1.2	0
架空ケーブル延長距離 (km)		262.4		
地中化率 (%)		10.64%		
電柱本数 (本)		1,615		
需要家回線数 (本)		4,297		
震災廃棄物 (冬 5 時・夏 12 時・冬 18 時) (単位: トン/月)		4.7	1.8	0

(エ) 避難者数

(単位：人)

項目		関東平野北西縁 断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
全避難者数	直後	957.6	356.2	0
	1日後	4,916.90	3,084.90	0
	2日後	4,903.30	3,028.30	0
	4日後	2,145.30	1,174.70	0
	1ヵ月後	1,394.40	356.2	0
通勤者・通学者		7,620		
帰宅困難者		0		
徒歩帰宅者		7,620		
建物被害		957.6	356.2	0
断水	1日後	3,959.30	2,728.70	0
	2日後	3,945.80	2,672.10	0
	4日後	1,187.80	818.6	0
	1ヵ月後	436.9	0	0
要介護度 3以上	直後	15.8	5.9	0
	1日後	81	50.8	0
	2日後	80.8	49.9	0
	4日後	35.3	19.4	0
	1ヵ月後	23	5.9	0
身体障がい 2級以上	直後	14.5	5.4	0
	1日後	74.6	46.8	0
	2日後	74.4	45.9	0
	4日後	32.5	17.8	0
	1ヵ月後	21.1	5.4	0
知的障がい 重度A	直後	2	0.7	0
	1日後	10.3	6.5	0
	2日後	10.3	6.3	0
	4日後	4.5	2.5	0
	1ヵ月後	2.9	0.7	0

2 活断層の長期評価

地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられ、マグニチュード（M7）以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯（基盤的調査観測の対象活断層帯）について、個別に長期評価を行っている。平成27年4月24日、前述の断層帯についても、次のとおり、長期評価が発表された。

(1) 深谷断層帯

深谷断層帯は関東平野北西縁断層帯主部から名称変更された断層帯で、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯である。

■ 深谷断層帯の特性

項目	特性	信頼度
1. 断層帯の位置・形態		
(1) 断層帯を構成する断層	主断層：深谷断層 副次的な断層：磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層	
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北西端）北緯 36° 22.9′ 東経 138° 51.2′ （南西端）北緯 36° 3.0′ 東経 139° 30.1′ 長さ 約 69km	△ ○ △
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N58° W 傾斜 50－70° 南西傾斜（深さ 500m以浅） 高角南西傾斜（深部） 幅 20－25km 程度	◎ ◎ △ ○ ○ ○
(3) 断層のずれの向きと種類	南西側隆起の逆断層	◎
2. 断層帯の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	0.2－0.5m／千年程度（上下成分）	△
(2) 過去の活動時期	活動1（最新活動）約 6,200 年前以後、約 5,800 年前以前	△
	活動2 約 24,000 年前以後、約 16,000 年前以前	△
	活動3 約 45,000 年前以後、約 31,000 年前以前	△
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 5 m程度（上下成分）	△
	平均活動間隔 10,000－25,000 年程度	△
(4) 過去の活動区間	活動区间断層帯全体で 1 区間	△
3. 断層帯の将来の活動		
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で 1 区間 ただし、深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する可能性もある。 地震規模 深谷断層帯全体が同時に活動する場合 M7.9 程度 深谷断層帯全体と綾瀬川断層全体が同時に活動する場合 M8.0 程度 ずれの量 5 m程度（上下成分）	○ ▲ △ △ △

■ 深谷断層帯の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
地震後経過率	0.2-0.6	c
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%-0.1%	
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%-0.2%	
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%-0.5%	
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%-2%	
集積確率	ほぼ0%-3%	

(2) 太田断層

■ 太田断層の特性

項目	特性	信頼度
1. 断層帯の位置・形態		
(1) 構成する断層	太田断層	
(2) 断層帯の位置・形状	断層の位置 (北端) 北緯 36° 22.7' 東経 139° 20.6' (南端) 北緯 36° 13.9' 東経 139° 25.9' 地表の断層の長さ 約 18km 一般走向 N26° W	○ ○ ○ ○
(3) ずれの向きと種類	西側隆起の逆断層	◎
2. 断層面の地下形状		
(1) 断層面の傾斜	西傾斜	○
(2) 断層面の幅	上端の深さ 0 km 下端の深さ 15-20km 断層面の幅 不明	◎ △
(3) 断層面の長さ	約 18km	○
3. 断層の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	不明	
(2) 過去の活動時期	最新活動 約 16,000 年前以後、西暦 1,108 年以前	△
(3) 1回のずれの量	2 m程度 (上下)	△
(4) 平均活動間隔	不明	
(5) 過去の活動区間	不明	
4. 活動時の地震規模		
(1) 活動時の地震規模	マグニチュード 6.9 程度	△
5. 地震後経過率		
(1) 地震後経過率	不明	

(3) 片品川左岸断層

■ 片品川左岸断層の特性

項目	特性	信頼度
1. 断層帯の位置・形態		
(1) 構成する断層	片品川左岸断層	
(2) 断層帯の位置・形状	断層の位置 (北端) 北緯 36° 48.7' 東経 139° 14.9' (南端) 北緯 36° 41.8' 東経 139° 13.7' 地表の断層の長さ 約 13km 一般走向 N 8° E	△ △ △ △
(3) ずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	△
2. 断層面の地下形状		
(1) 断層面の傾斜	東傾斜	△
(2) 断層面の幅	上端の深さ 0 km 下端の深さ 10km 程度 断層面の幅 不明	○ △
(3) 断層面の長さ	不明	
3. 断層の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	0.2m/千年程度 (上下)	△
(2) 過去の活動時期	不明	
(3) 1回のずれの量	1 m程度 (全体)	△
(4) 平均活動間隔	約 5,200 年-8,100 年若しくはそれ以下	▲
(5) 過去の活動区間	全体で 1 区間	○
4. 活動時の地震規模		
(1) 活動時の地震規模	マグニチュード 6.7 程度	△
5. 地震後経過率		
(1) 地震後経過率	不明	

■ 片品川左岸断層の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
今後 30 年以内の発生確率	0.4% - 0.6%以上	d
今後 50 年以内の発生確率	0.6% - 1%以上	
今後 100 年以内の発生確率	1% - 2%以上	
今後 300 年以内の発生確率	4% - 6%以上	

※信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い、▲：かなり低い

※発生確率等の評価の信頼度

a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

- b : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。又は、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

第7節 防災目標

本町では、今後のまちづくりの新たな道標とすべく、令和3年度から令和10年度までの8年間を計画期間とした「千代田町第六次総合計画」を策定している。

計画策定時におけるアンケート調査では、施策の重要度において「防災体制」が高くなっており、「基本施策1 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり【生活環境】」において、「災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策等を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。」とされている。

また、「1-1 安全で安心した生活の確保、1-1-1 防災・消防体制の充実」において、防災施策の方向性が示されており、これを本町の防災目標とする。

1 施策の方針

- (1) 町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを行う。
- (2) 自主防災組織を育成し、災害時への対応を強化する。
- (3) 消防体制の強化と、救急・救助体制の充実を図る。

2 施策の概要

- (1) 防災体制の強化
 - ア 地域防災計画をはじめとした関連計画を適時見直し、整備充実に努める。
 - イ 自主防災組織の全地区の設置に努める。
 - ウ 役場の災害対策本部としての機能を持たせるために自家発電設備の更新に努める。
- (2) 防災意識の高揚

町及び自主防災組織による防災訓練を計画的に実施し、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努める。
- (3) 災害用備蓄物資の確保

企業との間で災害協定等を締結し、大規模災害時を想定した計画的な災害備蓄品の確保を図る。
- (4) 情報の収集・伝達体制の整備拡充

災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図る。
- (5) 火災予防の推進
 - ア 防火ポスター・防火チラシの配付などの広報活動により、町民の防火意識の高揚を図るとともに、高齢者等の要配慮者の安全対策を推進する。
 - イ 住宅用火災警報器設置の啓発推進を図る。
- (6) 消防力の充実・強化
 - ア 消防車両・消防団詰所や資機材、防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の適正な管理に努める。
 - イ 消防団員の継続的な人員確保を図る。
- (7) 救急・救助体制の充実・強化

救急・救助資機材の拡充など、救急・救助体制の充実を図る。

第2編 風水害・雪害等対策編

第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、次の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる町土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 風水害・雪害に強い町土づくり

地方公共団体は、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

特に、町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとする。

さらに、町は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第1節 河川事業の推進

1 河川改修事業及び維持管理

本町には一級河川が5河川流れている。このうち、町域の南端を東西に流れる利根川が国直轄の河川で、谷田川、新谷田川、新谷田川放水路、五箇川の4河川が県管理河川である。

これら一級河川は改修が進められているが、台風や雷雨等による集中豪雨の際には、農地の冠水をはじめ、家屋への浸水被害が発生している。

町は、国及び県の協力のもと、未改修区間の整備をさらに進めることにより、治水能力の向上を図るものとする。

- (1) 河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。
- (2) 町は、県と連絡を密にし、関係機関の協力のもと河川巡視を行い、出水に対する危険箇

所の発見及び河川の不法使用等の取締りを行う等、維持管理に万全を期する。

2 浸水想定区域等における対策

- (1) 町は、既に策定済の洪水ハザードマップを関係機関等へ提供するものとする。
- (2) 町は、関東地方整備局及び県による浸水想定区域の指定に基づき、少なくとも浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (3) 町は、前記(1)及び(2)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (5) 町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

3 排水機場、樋門等の維持管理

集中豪雨時河川の水位の上昇が懸念される場合に、排水機場や樋門での水量の調整が流下水位に大きく影響することから、増水の際にすぐに稼働できるよう平常時から施設の点検・整備を行う。また、運転準備水位、運転開始水位等を確認し、取り決めておく。

4 気象情報の把握

町は、県及び前橋地方气象台と連絡を密にし、降雨量等気象状況の把握に努める。

5 危険区域の巡視

町は、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団（水防団）その他関係団体及び地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。
なお、本町における重要水防区域は、資料2-1のとおりである。

第2節 雪害の予防

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通の途絶による都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

- (1) 融雪剤の備蓄
- (2) 融雪剤の保管庫の整備
- (3) 除雪要員の確保
- (4) 所管施設の緊急点検
- (5) 群馬県道路除雪行動計画による、道路管理者の垣根を越えた除雪の実施

3 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町、県、県警察、消防機関は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、第1部第3章第2節「防災思想の普及」に加え、次の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。
 - ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
 - イ 計画的・予防的な通行規制
 - ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
 - エ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。
 - オ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
 - カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
 - キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めを着用するとともに、複数で作業を行う等に留意する。
 - ク 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
 - ケ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
 - コ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

第3節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

1 避難場所及び指定避難所の整備

(1) 避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

2 避難路等の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる道路、農道等の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

3 防災上特に必要とする施設の避難計画

次に掲げる施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため統括管理者を定め、おくとともに、避難計画を策定しておくものとする。

学校、認定こども園、医院、社会福祉施設、大規模小売店舗、旅館、その他不特定多数の人が利用する施設。

4 町外への広域避難

洪水災害時における避難先については、町外への広域避難を優先する。

第4節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町は、町が管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。また、千代田町耐震改修促進計画（令和3年3月改訂）に基づき、特定建築物、町有建築物及び町内の全ての住宅のうち、建築基準法の耐震規定に適合していない建築物を対象として、耐震化の促進を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設
- (2) 応急対策活動の拠点施設
- (3) 救護活動の拠点施設
- (4) 避難施設
- (5) 社会福祉施設
- (6) コスメ・ニスト千代田町プラザ等不特定多数の者が利用する施設

2 建築基準の遵守指導

町は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

町、県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5 文化財の風水害予防

町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

第5節 ライフライン施設の機能確保

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県、ライフライン事業者、廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) 町、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに町又は県が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町、県その他防災関係機関は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等町全体で取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下、風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておく。
- (2) 町は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図る。
- (3) 町及び県は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町安全安心メール、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用した伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 町、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
- (3) 町は、消防機関、管轄警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) 前記（3）の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等の発令を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法

- (6) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう

努めるものとする。

- (7) 町は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成に当たり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。

- (8) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて国及び県等の助言を得ながら見直すものとする。
- (10) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (11) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (12) 不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。
- なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (13) 町及び県は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

4 避難場所及び避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難指示等の発令を行う基準
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地及び対象地区

- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得
- (6) 町外への広域避難

5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 町は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第1部第4章第1節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童・生徒・園児等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

町は、県及び館林保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 災害危険区域の災害予防

1 災害危険区域の種類

- (1) 土木関係
 - ア 重要水防箇所
 - イ 浸水想定区域

2 住民等に対する危険性の周知

町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。
また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

3 町に対する情報の提供

県、関東地方整備局は、危険箇所の位置、危険度等を把握し、町に対し警戒避難体制の整備に必要な情報を提供するものとする。

4 土地利用の誘導

町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

5 浸水被害拡大防止用資器材の備え

町、県、関東地方整備局及び関東農政局は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 町は、「水防法」に基づき、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成しており、引き続き住民への周知及び避難行動の啓発を図るものとする。
- (2) 町は、浸水想定区域内の大規模工場等の施設の所有者又は管理者から申出があった場合について、施設の名称及び所在地を本計画資料編において定めている。また、当該施設について、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 町は、県、河川管理者、前橋地方气象台等と連携して、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成に努めるものとする。

7 ハザードマップの改訂

町は、前記6警戒避難体制の整備（1）の事項並びに浸水想定区域内の大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した洪水ハザードマップを平成30年3月に作成し住民に配布している。引き続き、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な避難行動が取れるよう十分に活用と浸透を図っていく。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある施設の名称及び所在地について、本計画資料編に定めている。また、当該施設について、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9 防災まちづくりの推進

- (1) 町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 町及び県は、豪雨、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町及び県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、さまざまな建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 町及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

第3節 災害未然防止活動体制の整備

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資器材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ町及び県その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。

4 気象情報の効果的利活用体制の整備

町は、前橋地方気象台が発表する気象警報・注意報・気象情報や、気象台及び県の助言を活用して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準設定等防災体制の整備に役立てるものとする。

第4節 気象・水象観測体制の整備

1 気象・水象観測の充実

- (1) 前橋地方気象台は、台風・前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 前橋地方気象台、関東地方整備局及び県は、雨量、出水の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (3) 町その他防災関係機関においても、気象及び水象の観測に努めるものとする。

2 気象観測の精度の確保

気象観測の実施機関は、観測精度を確保するため、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行うものとする。

3 観測値の共有

気象観測又は水象観測の実施機関は、必要に応じ相互に観測値を交換するとともに、他の防災関係機関に対し、積極的に観測値を提供するものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努める。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町、県その他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。
- (2) 町は、大規模な被災により県への被災状況の報告ができない場合も想定した、情報収集・連絡体制を整備するものとする。
- (3) 町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (4) 町、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。
- (2) 町、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第6節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町、県、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 県防災情報通信ネットワーク

県防災情報通信ネットワークは、防災行政無線ネットワークと衛星通信ネットワークからなり、地上系と衛星系の無線回線により、県庁統制局と県内の市町村、消防本部、地域機関、防災関係機関を結び、災害から県民の貴重な生命・財産を守るため、気象情報や災害情報の収集・伝達を行うためのシステムとなっている。

県は、県防災行政無線ネットワークを整備し、本町には端末機が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

また、衛星通信ネットワークについては、県と内閣府、消防庁、都道府県、政令指定都市、市町村、防災関係機関等を衛星通信回線で結ぶネットワークで、平成20年3月から新システムで運用している。

3 災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、次のように優先電話番号の指定を受けている。

電話番号

86-2112

86-2113

4 代替通信手段の確保・活用

災害により、防災行政無線、有線電話の途絶、ふくそう等により通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

(1) アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には、緊密な連携の基にその活用を図るとともに、可能な支援を行うものとする。

(2) 警察無線

- (3) 消防無線
- (4) 携帯電話

5 通信の多ルート化

町及び県は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

6 無線局開設者との連携

町、その他防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携を図っておくものとする。

7 通信訓練への参加

町、県、その他防災関係機関は、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努めるものとする。

第7節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、町の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人財の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

3 町における職員の応急活動体制の整備

町は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「職員災害初動マニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 定期的に、非常招集訓練を実施する。
- (4) 新規採用職員研修において、災害対策に関する研修の実施に努める。

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 本町における応援体制の整備

(1) 町は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結や雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要求が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておく等の必要な準備を行うものとする。

本町における応援協定の締結状況は、自治体等 11 協定、民間企業 53 協定（令和 5 年 1 月 1 日現在）となっている（資料編参照）。

(2) 町は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法第 61 条の 2 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 町は、千代田町災害時受援計画（令和 4 年 3 月）に基づき、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図る。また、図上訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、引き続き災害時において協力を得られる体制の整備確保に努める。

(4) 町は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受入に努めるものとする。

(5) 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県警察に対する応援要請体制

町は、県警察に対して「広域緊急援助隊」の要請を行うための手順、連絡先等を確認しておく。

3 消防機関との応援体制の整備

(1) 消防機関は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び

県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本県では、昭和 50 年に県内の全消防本部（11 本部）が相互応援協定を締結した。
(2) 消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 自衛隊との連携体制の整備

町は、自衛隊（陸上自衛隊第 12 旅団）への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

5 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

6 建設業団体等との連携体制の整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 ライフライン事業者との連携体制の整備

町は、地域社会の迅速な復旧を図るため、防災会議や防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者との災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

8 救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

9 円滑な救助の実施体制の構築

町及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

10 水災に対する連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、多様な関係者との密接な連携体制を構築するものとする。

第9節 防災中枢機能等の確保

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

町及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、道路及び公園等に町域を超える支援を行うための広域防災拠点や他の被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

4 業務継続性の確保

- (1) 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、千代田町業務継続計画（平成29年3月）における、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入を想定した非常時優先業務の選定等による業務継続体制を確保する。

また、引き続き実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるものとする。

- (2) 町は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

5 大規模停電発生時への備え

町は大規模停電発生時に電源車の配備等、県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、館林保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

なお、平常時及び災害時における町の男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。

(1) 男女共同参画担当部局

ア 発災時には、必要な情報を県男女共同参画担当部局等から提供を受けるとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施するよう努める。

イ 避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。

ウ 男女共同参画の視点に基づく防災について、平常時から普及啓発に努める。

第10節 救助・救急・保健医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助用資機材の整備

ア 町、消防機関及び防災関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するものとする。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、災害拠点病院を指定しておくとともに被災地等に出動して救命活動等を行う災害派遣医療チーム（以下「DMAT※」という。）の体制や、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等の運用体制を整備しておくものとする。

※DMAT：Disaster Medical Assistance Team

イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

(ア) 基幹災害拠点病院

県内で1病院を指定する。

(イ) 地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定する。

ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能を有するとともに、傷病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における広域搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）としての機能を発揮するために、防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。

エ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 災害医療コーディネーター等の設置

ア 県は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）及び地域災害医療コーディネーター（以下、「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。

イ 災害医療コーディネーターは、県災害対策本部における県全体の医療救護活動の実施

に係る助言、本県から他都道府県へDMATや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

ウ 災害医療サブコーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療コーディネーターの業務を代理するものとする。

エ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、各地域の医療救護活動の実施に係る助言、各地域におけるDMATや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

(3) 地域災害医療対策会議の設置

ア 県は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

イ 地域災害医療対策会議は、郡市医師会、医療機関、関係市町村、消防及び保健福祉事務所で構成する。

ウ 地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

(4) 医薬品、医療資機材の備蓄

町、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

なお、県においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医科器械協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。

(5) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 県は、災害時にコンピュータ回線が使用不可能となった場合においても医療機関の情報を消防機関に提供できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報伝達経路の複数化を図るよう努めるものとする。

ウ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

エ 町及び県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておく等広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

オ 県は、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長

期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター等も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

(6) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

(7) こころのケア体制の整備

町及び県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

3 保健医療活動の調整機能の整備

(1) 保健医療調整本部の整備

県は、大規模災害時に設置する「保健医療調整本部」（保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。）が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。

（※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。））

(2) 保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

町及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の構成員の人財育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

4 防火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

町は消防機関と連携して、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町及び県は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び県は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路

(1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、町は、県及び県警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。

(2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。

ア 第1次緊急輸送道路

(ア) 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路

(イ) 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道

(ウ) これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

(ア) 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路

(イ) 第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

(3) 本町における緊急輸送道路路線図は、資料7-3のとおりである。

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1) については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

6 運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結等するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

7 燃料の確保

町及び緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第12節 避難の受入体制の整備

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、

避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

イ 町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要

配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

ウ 町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

エ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町及び県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

町及び県は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

町及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借上

町及び県は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借上の円滑化に向け、その際の取扱等について、あらかじめ定めておくものとする。

第13節 食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

- (1) 町及び県は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置する等の整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定する等、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 町及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

町及び県は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

3 町における備蓄・調達・供給の体制

町における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

- (1) 備蓄場所は、町役場のほか、防災倉庫や指定福祉避難所、指定避難所とする。
- (2) 備蓄量は、住民数を勘案して決定する。
- (3) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。
- (4) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (5) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (6) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町及び県は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第14節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項 町外への広域避難	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
---	---

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、町安全安心メール、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等

エ 広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）

オ 災害時における報道要請及びその受入について、報道機関との間で協定を締結する等して協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

(3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

町、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町及び県は、国と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第 15 節 二次災害の予防

1 被災宅地応急危険度判定士の確保

- (1) 町は、建築物や宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、県と連携して被災宅地応急危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。
- (2) 町は県と連携して、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第 16 節 複合災害対策

1 複合災害への備え

町、県その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町、県その他の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第 17 節 防災訓練の実施

町、県その他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

(1) 県は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

なお、県においては、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施しており、その概要は次表のとおりである。

主 催	県及び 12 市（持ち回り）
訓練会場	12 市内（持ち回り）
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・女性消防隊・女性防火クラブ、関係自主防災組織、陸上自衛隊第 12 旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

(2) 本町においても、地域における第 1 次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 個別防災訓練の実施

(1) 町は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次表に示すような訓練を適宜実施するものとする。

区 分	実施主体	実施期間	実施場所	実 施 方 法
水防訓練	町 消防団	水害が予想される時期前	水害危険地区	県水防計画及び館林地区消防組合の水防計画に基づく水防訓練に参加する。必要に応じて町水防団員の訓練を実施する。
消防訓練	町 消防本部 消防団	火災時期前	千代田中学校	機械操作、非常招集、出動通信、人命救助、火災防ぎょ等の訓練を実施する。
通信訓練	町 消防団 学校	適宜	適宜	被害状況の把握及び応急対策の指示等を迅速かつ適切に行えるよう実施するものとする。
非常招集訓練	社会福祉施設等	適宜	適宜	災害発生時に職員等が迅速、かつ確実に招集できるよう実施するものとする。
避難訓練				被災のおそれのある地域内及び学校、社会福祉施設等の建造物内の人命保護を目的として、実施するものとする。

- (2) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。
- ア 非常招集訓練
 - イ 消防訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 水防訓練
 - オ 非常通信訓練
 - カ 応急復旧訓練
- (3) 浸水想定区域内に位置し、本計画資料編に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。
- (4) 浸水想定区域内に位置し、本計画資料編に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (7) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

3 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

町、県その他防災関係機関は関係職員の状況、判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町、県その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町及び県に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町、県その他の防災関係機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

災害から安全・安心を得るためには、自助、共助、公助の取組が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置等
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
ハザードマップの確認や家具の固定等
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ア 学校教育の充実
 - イ 大学生の課外事業の促進
 - ウ 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - エ 公民館の防災講座の開催等
- (5) トップから一人ひとりまでの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ア 実写やシミュレーション映像の活用
 - イ 過去の災害体験談の収集、活用
 - ウ 郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
 - エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化等
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 商店街等における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、県、学校、企業等のさまざまな主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 住民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 住民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人財育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

1 防災知識の普及

(1) 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。町においては、総務課が実施するものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及は、概ね次の方法により行うものとする。

- ア 広報紙による普及（パンフレット配布、ポスター等）
- イ ホームページによる普及
- ウ 映画、スライド等による普及
- エ 防災行政無線、広報車による普及
- オ 消防団員の巡回指導による普及
- カ 講習会、展示会等開催による普及

(3) 広報の内容

防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、次の事項の周知、徹底を図るものとする。

- ア 風水害及び雪害等の危険性
- イ 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- ウ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- エ 早期避難の重要性
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- カ 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - (ア) 災害が起きたとき、又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - (イ) 家族間の連絡方法
 - (ウ) 安全な親戚・知人宅、宿泊施設、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - (エ) 非常持出し品のチェック
 - (オ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (カ) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
 - (キ) 避難指示等指示情報の入手方法
 - (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (ケ) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - (コ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- キ 非常持出し品の準備

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
- (イ) 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- (ウ) 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）
- (エ) 携帯ラジオ
- (オ) 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
- (カ) 衣類（下着、上着、タオル等）
- (キ) 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

ク 避難時の留意事項

- (ア) 川べり等に近づかない。
- (イ) 避難方法
 - a 徒歩で避難する。
 - b 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- (ウ) 応急救護
 - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (エ) 避難協力
 - 自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

ケ 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
また、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

コ 電話に関する留意事項

- (ア) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- (イ) ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス 町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 理解しやすい防災情報の提供

町、県及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普

及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童・生徒・園児等の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町及び県は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせて、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

6 防災訓練の実施指導

町は、消防機関及び県警察等防災関係機関と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

7 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

9 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

10 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

11 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 住民の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

町及び消防機関は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

町及び消防機関は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

町及び県は、自主防災組織の組織率 100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 町は、群馬県地域防災センター、合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等の場として活用する。

エ 自主防災組織のリーダーをサポートする人財として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、町は、県の開催する防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座等を活用し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を支援する。また、フォローアップ研修やアドバイザーミーティングを通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

(4) 自主防犯組織の育成強化

町及び県は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進すると

ともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町及び県は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入やコーディネーター等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町及び県の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所等の防災の促進

事業所等は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生

活必需品を提供する事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供等）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵を握るものである。

(3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結する等、平時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、町全体の機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化等により災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

(6) 町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (8) 浸水想定区域内に位置し、本計画資料編に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。
- (9) 浸水想定区域内に位置し、本計画資料編に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。
- (10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (11) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (12) 企業は、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (13) 町及び県及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

■ 用語の定義

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

●要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

●避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者の災害予防対策

町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

また、総務課と住民福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 避難行動要支援者の所在把握

(ア) 町は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、避難行動要支援者がどこに住んでいるのか、どのような支援が必要なのか等の情報をとりまとめる。

また、平常時から避難行動要支援者と接している住民福祉課・町社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 町は、自主防災組織等による地域の避難行動要支援者の所在把握の取組を推進する。

イ 避難行動要支援者の情報管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 名簿の作成・更新

町は、総務課と住民福祉課が連携の上、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(ア) 避難行動要支援者の対象

生活の基盤が自宅にある方のうち、次の要件に該当する者

- a 要介護3・4・5の認定を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する者
- c 療育手帳A1・A2を所持する者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- e 町の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- f 前記に準じる状態であって、町が支援を必要と認めた者

(イ) 避難支援等関係者の対象

- a 自主防災組織
- b 民生委員・児童委員
- c 町消防団
- d 町社会福祉協議会
- e 大泉警察署
- f 千代田消防署
- g 町長が必要と認める者

(ウ) 名簿作成に必要な情報の入手方法

- a 住民基本台帳
- b 介護保険受給者台帳
- c 要介護認定台帳
- d 身体障害者更生指導台帳
- e 療育手帳管理台帳
- f 精神保健福祉手帳・自立支援医療管理台帳
- g 住民福祉課より提供
- h 希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者）

(エ) 名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号

- f 避難支援等を必要とする事由
- g 世帯主名
- h 続柄
- i 同居者の有無
- j 行政区

イ 名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、次の点についても留意するものとする。

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (エ) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催する。

ウ 名簿の更新に関する事項

- (ア) 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
- (イ) 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
- (ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

なお、避難行動要支援者の状況に対応するために、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。また、更新する期間や仕組みについては、他市町村の状況等を確認し検討を加えるものとする。

- (エ) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等の発令の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

(イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の点に留意する。

a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なるので、適切な方法を選択する。

c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達すること。

(ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等での災害情報の伝達機能も活用する等、情報伝達を行う。

オ 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、次のことに留意して、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

(ア) 避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。

(イ) 町は、あらかじめ自主防災組織、民生委員・児童委員等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報は、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施する等、連携の強化に役立てる。

(ウ) 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を備えた、福祉避難所の指定に努める。

(エ) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努める。

(オ) 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成する等支援体制の整備に努める。

カ 個別避難計画の作成

町は、名簿情報に係る避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画の作成については、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を得ながら進める。

個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法や避難先を決めておく等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を作成するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団員や民生委員・児童委員等の避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(ア) 町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(イ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(ウ) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者が円滑に避難所へ移送されるように、あらかじめ、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について定めるよう努める。

ク 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族の積極的な協力が得られるよう努める。

ケ 防災設備等の整備

町は、緊急通報装置を活用するとともに、一人暮らし高齢者や障がい者を対象に協力員（ボランティア）等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

コ 相互協力体制の整備

町は、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

サ 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）のほか、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(3) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣等も活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(4) 家族を含めた防災訓練の実施

町は、自主防災組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(5) 要配慮者自身の備え

町は、平常時に、要配慮者自身あるいは家族にできる範囲の準備を働きかけるほか、次のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

ア 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。

イ 防災用品を非常時からそろえておく。

ウ 貴重物品をまとめておく。

エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく。

オ 防災訓練に参加する。

2 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、次の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う等地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結等も検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

3 環境整備

町は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

4 人財の確保

町は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

5 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の定義

この節において、要配慮者利用施設とは、次に掲げる施設をいう。

なお、本町における要配慮者利用施設は、資料5-2のとおりである。

ア 社会福祉施設

- (ア) 老人福祉関係施設
- (イ) 有料老人ホーム
- (ウ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- (エ) 身体障害者社会参加支援施設
- (オ) 障害者支援施設
- (カ) 地域活動支援センター
- (キ) 福祉ホーム
- (ク) 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- (ケ) 保護施設
- (コ) 児童福祉施設
- (サ) 障害児通所支援事業の用に供する施設
- (シ) 児童自立生活援助事業の用に供する施設
- (ス) 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- (セ) 子育て短期支援事業の用に供する施設
- (ソ) 一時預かり事業の用に供する施設
- (タ) 児童相談所
- (チ) 母子健康包括支援センター 等

イ 学校

- (ア) 幼稚園
- (イ) 小学校
- (ウ) 中学校
- (エ) 義務教育学校
- (オ) 高等学校
- (カ) 中等教育学校
- (キ) 特別支援学校
- (ク) 高等専門学校
- (ケ) 専修学校 等

ウ 医療施設

- (ア) 病院
- (イ) 診療所
- (ウ) 助産所等

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 町の支援

ア 町は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、地盤状況等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 町は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

オ 町は、要配慮者利用施設が被災した際などに、入居者等の円滑な施設間移動等がなされるよう施設間相互支援体制の構築を支援する。

カ 町は、特に介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

キ 町は、あらかじめ特に介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

6 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備

(1) 県は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。

なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。

(2) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉施設関係団体は、災害時には、締結した「社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定」（以下、「社会福祉施設の災害時相互応援協定」という）に基づき、相互に協力し、施設利用者等の安全・安心な生活の確保及び施設の安定的な運営等を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平常時から連携訓練を行うなど、相互応援体制の充実・強化に努める。

(3) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体は、災害時には、締結した「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」に基づき、相互に協力し、群馬県災害派遣福祉チーム（以下「ぐんまDWA T」という。）を指定避難所等に派遣して、指定避難所等における要配慮者等の福祉支援が必要な者の福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平常時から継続的に研修・訓練を行うなど、ぐんまDWA T構成員の資質向上に努める。

(※DWA T : Disaster Welfare Assistance Team)

また、町及び町社会福祉協議会は、ぐんまDWA T等の派遣要請手順について、防災訓練などを通じて習熟しておくものとする。

7 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備

イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）

ウ 避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

(1) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者及びその家族に対し、災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

(2) 外国人対策

町及び防災関係機関は、住民に対する災害予防のための広報指導等を行う場合には、地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、町内外国人に対し、次の事項について必要な防災情報の広報、指導等が行われるよう十分に留意するものとする。

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練への参加
- ウ 出火防止、初期消火の指導、知識の普及等
- エ 避難場所の周知
- オ その他必要と思われる事項

10 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5章 その他の災害予防

第1節 竜巻・突風対策

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

■ 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none">・窓を開けない・窓から離れる・カーテンを引く・雨戸・シャッターをしめる・地下室や建物の最下階に移動する・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する・部屋の隅・ドア・外壁から離れる・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	<ul style="list-style-type: none">・車庫・物置・プレハブを避難所にしない・橋や陸橋の下に行かない・近くの頑丈な建物に避難する・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る・飛来物に注意する

(資料：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」)

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周

知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブ等の強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する対策

(1) 竜巻等に関連する情報の段階的な発表と効果的な利用（気象庁ホームページより）

竜巻等に関連する気象情報は、次のように、時間を追って段階的に発表する。

- ア 半日～1日程度前には気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。
- イ 数時間前には雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
- ウ さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で竜巻注意情報を発表する。

竜巻等に対しては身の安全を確保することが何よりも重要である。前記の情報を効果的に利用するためのポイントを解説する。

- ア 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかる状況では、気象情報や雷注意報にも留意し、万々に備え、早め早めの避難を心がける。
- イ 竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の様子に注意※する。そのとき、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとる。
- ウ 竜巻注意情報が発表されたとき、インターネットにアクセスできる状況であれば、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の領域などをこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストは組み合わせて利用することが効果的である。また、高解像度降水ナウキャストでは、地図拡大時に必要に応じて「竜巻発生確度2又は雷活動度4」の領域（赤色のメッシュ）を表示させることができる。

※ 竜巻等の現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、竜巻注意情報が発表された地域であっても必ずしも竜巻等に遭遇するとは限らない。避難に時間がかかるアの状況以外では、竜巻注意情報が発表されても空の様子に変化がないことが確認できれば、直ちに安全確保の行動をとる必要はない。

竜巻等は積乱雲の下で発生する。積乱雲は、大気の状態が不安定なときに急発達し、竜巻のみならず、急な大雨、雷、ひょうなどの激しい現象も引き起こす可能性があるため、竜巻注意情報等が発表された際にはこれらにも合わせて注意する。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

- ア 防風ネット等の防風施設等農作物被害防止施設の整備
- イ 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじめ講ずる。

第2節 火災予防計画

1 組織対策

- (1) 常備消防力（館林地区消防組合千代田消防署）
火災による被害を最小限度に食い止めるため、消防施設の拡充強化を図り、もって消防力の機械化、科学化及び水利施設の確保を促進する。
- (2) 非常備消防力
本町に千代田消防団を設置し、館林地区消防組合と連携して消防力を強化するとともに消防思想の普及に努める。
- (3) 自衛消防力
会社、工場、その他の事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。
- (4) 予防消防力
自主防災組織等を指導し、女性消防協力会等の関係組織と協力して、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

2 消防力の充実強化

- (1) 消防組織
町は、消防施設・整備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。
- (2) 消防施設等の整備強化
 - ア 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。
 - イ 大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化に努める。
 - ウ 特殊車両・消防ポンプ自動車等の性能については、定期的に点検し、その性能維持の向上を図る。
 - エ 家庭及び各事業所等において初期消火活動が十分に発揮できるよう、消火器、可搬式小型ポンプ等を整備する。
- (3) 消防水利等の整備
消防力強化の基盤となる消防ポンプ置場等、さらには消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮するとともに、川や沼等の自然水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。
- (4) 自衛消防力の強化
町は、防火管理者等の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。
- (5) 予防消防力の強化
自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。
また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から住民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

3 火災予防思想の普及

町及び館林地区消防組合は連携し、住民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

- (1) 広報車、広報紙、その他広報機関を通じて行う。
- (2) 春、秋に行われる火災予防運動及び年末特別警戒に積極的に参加する。
- (3) 予防査察は、随時行い、業態に応じた指導に努める。

第3節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 町、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物を実施するものとする。
- (4) 町及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 町は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会への参加や応援職員の派遣要請手順の習熟等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達するものとする。

また、前橋地方気象台は、警報等の発表に当たっては、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える大雨・洪水警報の危険度分布（キキクル）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。

町は、これらの防災気象情報を受領した場合は、適切に住民、要配慮者利用施設、防災関係機関等に伝達するものとする。

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 警戒レベル

避難情報等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

住民は、町から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は町が発令する避難情報等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難に当たっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

■ 防災気象情報を基にとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

※土砂災害関連情報については、千代田町は対象外

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 危険度分布 「非常に危険」 (うす紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4 相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 危険度分布 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。	警戒レベル3 相当
危険度分布 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2 相当

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

※ キキクル：大雨による災害発生危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

(資料：気象庁ホームページより)

(2) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次のとおりである。

■ 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

※土砂災害関連情報については、千代田町は対象外

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

特別警報・警報 ・注意報の種類	概 要
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※①特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

②地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

③地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

■ 気象官署が発表する特別警報の基準

特別警報名	前橋地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮※		高潮になると予想される場合
波浪※		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※ 「高潮」「波浪」については、千代田町は対象外

■ 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km 四方）毎に設定している。
●表面雨量指数：基準値以上となる1km メッシュが概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。
●流域雨量指数：基準値以上となる1km メッシュが概ね20個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する 50 年に一度の値（前橋）

令和 3 年 10 月 28 日現在

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪 (cm)
群馬県	前橋	36*	73

※ 千代田町に一番近い群馬県内の地点を選択。

※ “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

※ 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

※ 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

■ 警報・注意報発表基準一覧表

令和 4 年 5 月 26 日現在

発表官署 前橋地方気象台

千代田町	府県予報区	群馬県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	伊勢崎・太田地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	新谷田川流域=8.2
			複合基準* ¹	—
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部 [八斗島]
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	76
	洪水		流域雨量指数基準	新谷田川流域=6.5
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部 [八斗島]
注意報	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25% で、実効湿度 50%* ²		

注意報	なだれ	①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下* ³	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

* 1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

* 2 湿度は前橋地方気象台の値。

* 3 冬期の気温は前橋地方気象台の値。

■ 府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、前記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。

- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

(3) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

■ 細分区域名

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域名 (市町村)
群馬県	南部	伊勢崎・太田地域	千代田町

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

■ 警報の危険度文武等の種類と概要

※土砂災害関連情報については、千代田町は対象外

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（5）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部又は北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

（1）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(4) 線状降水帯に関する各種情報

ア 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

イ 顕著な大雨に関する情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

(3) 火災気象通報は、天気予報等の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

4 消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

6 水防法に基づく洪水予報・水防警報

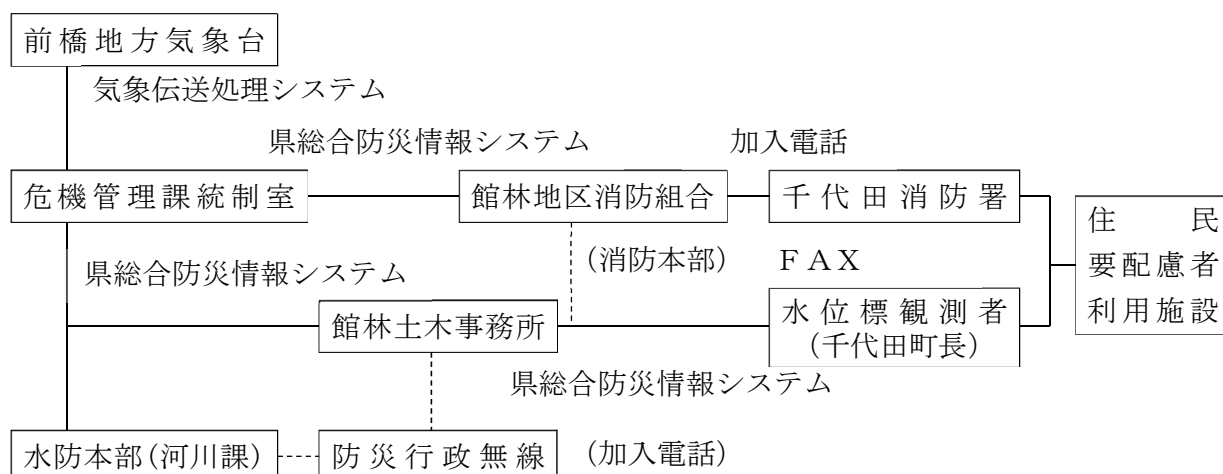
(1) 洪水予報

ア 洪水予報には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報があり、次のときに発表する。

区 分	発 表 基 準
氾濫注意情報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

イ 知事より気象警報（大雨警報）洪水警報の通知を受けたときは、次のとおり通報する。
なお、気象注意報（大雨注意報）洪水注意報・気象情報等の発令又は通知があった場合警戒の必要がなくなった場合も同様とする。

■ 気象注意報・警報等通報系統図

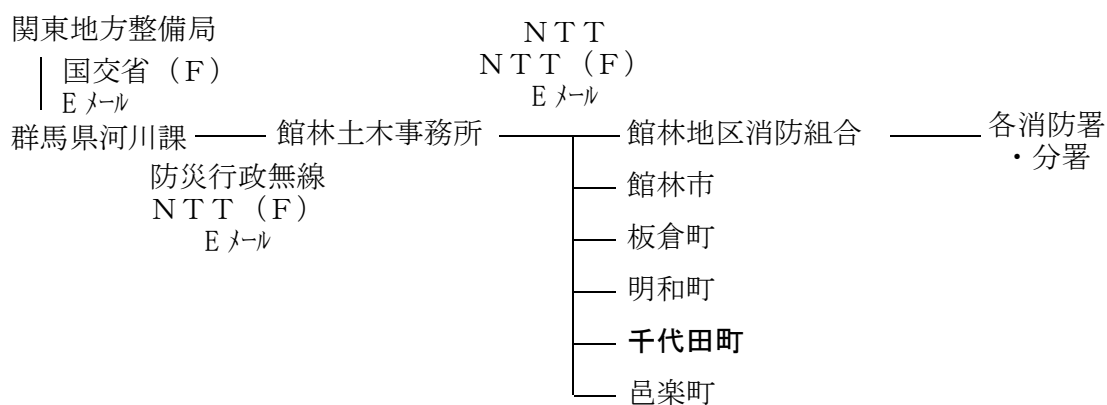


ウ 利根川上流部において、関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表する洪水予報及び警報を行う区域は、次表のとおりである。

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報気象観測所
利根川上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市大字柴町字小泉から 茨城県猿島郡境町字北野まで	八斗島 伊勢崎市八斗島町
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前から 江戸川分派点まで	栗橋 埼玉県久喜市栗橋

■ 洪水予報・警報の伝達系統図

◎基本系（利根川上流部）



◎補助系（利根川上流部）

関東地方整備局

国交省（F）
Eメール

利根川上流河川事務所

NTT
NTT（F）
Eメール

館林地区消防組合

各消防署
・分署

— 館林市

— 板倉町

— 明和町

— 千代田町

— 邑楽町

（2）水防警報

ア 水防法第 16 条第 1 項の規定に基づいて、国土交通大臣及び知事が指定した河川に対する水防警報の発表基準は、次のとおりである。

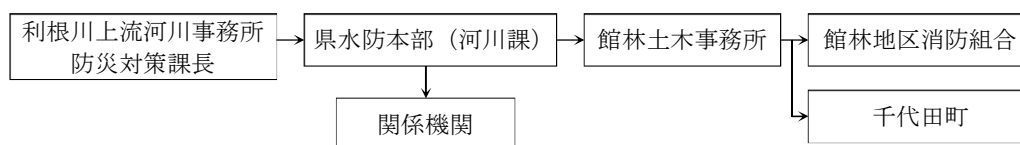
種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

イ 国土交通大臣が水防警報及び水位情報周知を行う指定河川名とその区域及び発表者は、次表のとおりである。

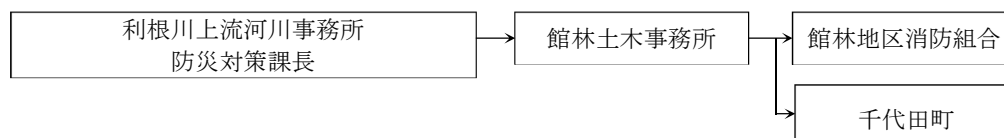
指 河 水 系	定 河 川	基 準 水 位 観 測 所		水 防 警 報 区		水 防 団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	計 画 高 水 位	発 表 者
		名 称	所 在 地	左 岸	右 岸				
利 根 川	利 根 川	川 俣	楽 明 町 和 川 俣	自 至 邑 楽 郡 大 泉 町 丘 山 加 須 市 本 郷 字 小 反 前	自 至 埼 玉 県 行 田 市 大 字 北 河 原 字 立 野 加 須 市 旗 井 字 堤 外	1.60	3.20	7.46	利 根 川 上 流 河 川 事 務 所

■ 水防警報及び水位情報の伝達系統

◎基本系（利根川・川俣）



◎補助系（利根川・川俣）



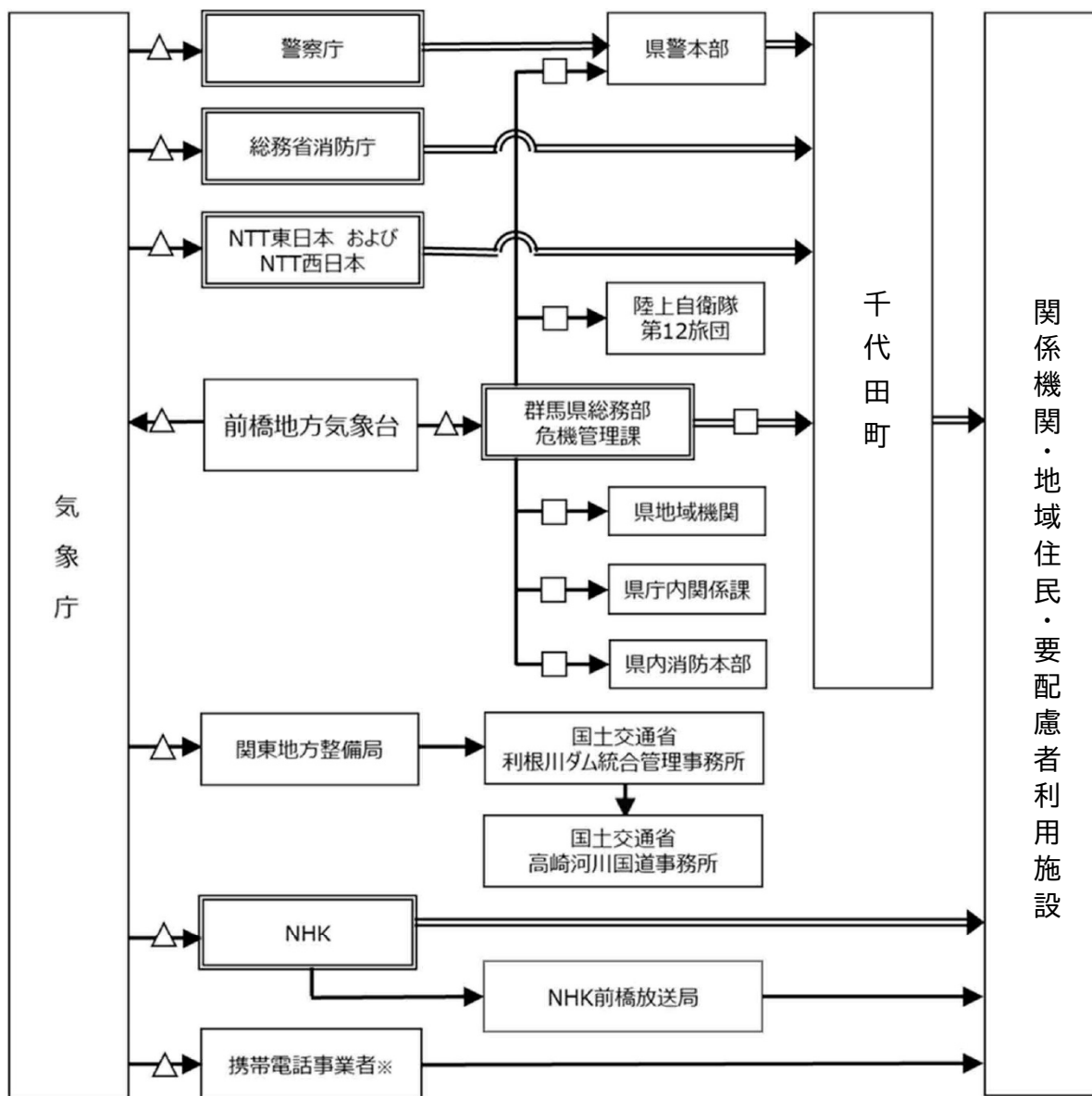
7 河川状況の情報提供

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

8 気象警報・注意報等の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象警報・注意報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりと



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 情報の受領及び伝達責任者

ア 勤務時間中 総務課危機管理室

イ 勤務時間外 日直者・居残り業務者・千代田消防署

日直者等は、予警報を受領したときは、町長及び総務課長（不在のときは関係課長）に直ちに連絡する。

9 住民等に対する気象情報の周知

(1) 町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民、要配慮者利用施設等に対し、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知するものとする。

ア 県出先機関等と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。

イ 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮の上、火災警報を発令するものとする。なお、火災警報を発令したときは、消防計画の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

ウ 警報等を住民、関係者及び要配慮者利用施設等に徹底するに当たり、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告するものとする。

エ 警報等を住民、関係者及び要配慮者利用施設等に周知するに当たっては、次の方法により速やかに行うものとする。

(ア) 防災行政無線による方法

(イ) 広報車による広報

(ウ) 伝達組織を通じた周知

(エ) 安全安心メールによる方法

(オ) エリアメールによる方法

(カ) サイレンによる方法

(キ) 使走による方法

オ 通信途絶時における措置

(ア) 通信施設（主として普通加入電話）が、使用不能若しくは使用困難なときは防災行政無線を活用し、さらに一般への伝達についても、防災行政無線及び広報車を利用し、その他必要な指揮命令、広報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

(イ) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、次の順位が考えられる。

a 住民に対する避難指示等、人命に関する事項の通信

b 応急措置の実施に必要な通信

c 災害警報

d 災害予報

e その他、予想される災害の事態、並びにこれに対する事前措置に関する事項の通信等

- (2) 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。
- (3) 道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

10 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに、自己又は他人により町長若しくは警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長及び警察署長に通報するものとする。

(3) 町長の通報

町長は前記（1）及び（2）によって、異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に通報するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ その異常現象に関係ある隣接市町

ウ 行政県税事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

(4) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

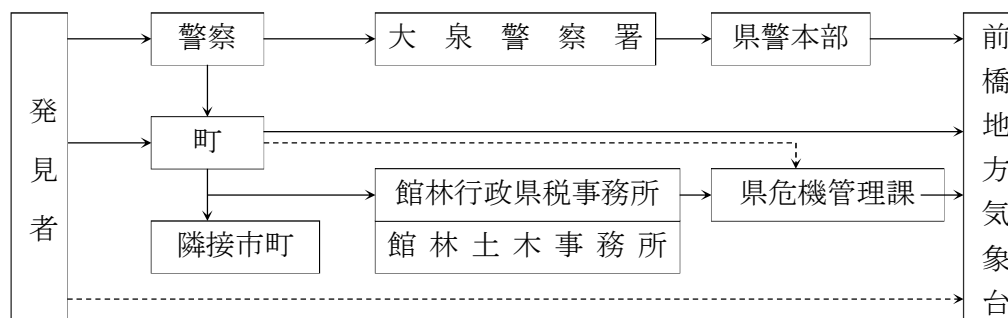
イ 地震

頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

(5) 通報手段

通報は、防災行政無線FAX、電話又はFAXによることを原則とする。

■ 通報系統



第2節 避難誘導

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 町は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。
- カ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 町は、必要に応じて、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

■ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第 56 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難開始 ・ 一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第 4 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

■ 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p>	<p>「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水等の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>	<p>「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル2】 避難行動要支援者 避難 (町長が発令)</p>	<p>「逃げ遅れの防止」 気象状況が悪化する状況で非難に時間を要する避難行動要支援者に対し、早期の避難のため発令される情報である。</p>	<p>「避難行動要支援者は避難を開始する」 今後の気象状況の悪化を考慮し、避難支援等実施者の支援のもと避難行動要支援者の避難活動の開始</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

■ 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

※土砂災害関連情報については、千代田町は対象外

警戒レベル	住民がとるべき行動	町の対応	気象庁等の情報			相当する警戒レベル
			情報	キキクル(危険度分布)	水位情報	
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・既に安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)	大雨 特別警報		氾濫 発生情報	5相当

～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～

4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく	避難指示 第4次防災体制(災害対策本部設置)	(土砂災害警戒情報)	極めて危険※ 【濃い紫】	氾濫危険情報	4相当
				非常に危険 【うす紫】		
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制(避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	警戒(警報級) 【赤】	氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど	第2次防災体制(高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制(連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報	注意(注意報級) 【黄色】	氾濫注意情報	2相当
			大雨注意報 洪水注意報			
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報 (警報級の可能性)			

※「極めて危険」【濃い紫】が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域のみの絞り込みに活用することが考えられる

(資料：気象庁ホームページより)

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先※1（屋内安全確保を含む。）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

※1 洪水災害時における避難先については、町外への広域避難（指定緊急避難場所）を優先する。町外への広域避難（指定緊急避難場所）は、ハザードマップに従い、館林市、大泉町、熊谷市等の浸水しないエリアへの避難を伝達する。

(3) 伝達方法

避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、町安全安心メール、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 河川の氾濫に係る避難指示等の発令判断基準

河川の氾濫については、洪水予報河川である利根川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

■ 避難情報等の発令の判断基準例（洪水等）

区 分	判 断 基 準
	<p>【対象地域の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本○避難情報等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）○立ち退き避難が必要な区域<ul style="list-style-type: none">・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定され

区 分	判 断 基 準
	<p>る区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊等氾濫想定区域（国土交通大臣又は知事が指定する、堤防決壊に伴って家屋の倒壊・流失が起きるおそれのある区域） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：指定河川洪水予報により、利根川の八斗島観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位：3.1m）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、利根川の八斗島観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位：4.1m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒（赤）」が表示された場合 6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 7：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～8のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：指定河川洪水予報により、利根川の八斗島観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位：4.1m）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：利根川の八斗島観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2 水位：1.9m）又は避難判断水位（レベル3 水位：3.1m）を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「危険（紫）」が表示された場合 6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>

区 分	判 断 基 準
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～7のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：利根川の八斗島観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で、町内河川に「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>6：町域に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>7：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～6を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例7の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●前記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
<p>避難指示等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

3 避難誘導

町、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

4 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

5 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1) の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1) の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

第3節 広域避難

災害が発生するおそれのある段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域的避難が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、他市町村管轄の指定避難所及び指定緊急避難場所への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）に直接協議するものとする。
- (2) 町が被災し、前記（1）により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

2 県内の他の市町村からの広域的な避難の受入

- (1) 町は、前記1（1）の協議を受けた場合、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れるものとする。この場合において、町は、前記1（1）による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (2) 前記（1）の場合において、町は、町の区域において要避難者を受入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、前記（1）により協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知するものとする。
- (3) 前記（2）の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (4) 協議元市町村は、町と協議の上、具体的な要避難者の避難先、避難手段等を決定し、要避難者に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

3 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、前記1（1）の場合において、他の都道府県内の市町村への受入については、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入について協議することを求めるものとする。
- (2) 町は、前記（1）の協議を求め、県から通知（県が受けた協議先都道府県からの通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。
- (3) 町は、前記（1）の協議を求めた場合、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものと

する。

4 町による県外広域避難の協議等

- (1) 町は、前記3(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入について、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、前記(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 町は、都道府県外協議市町村から要避難者を受入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

5 広域避難に係る助言

町は、必要に応じて県に対し、避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めるものとする。

6 広域避難の実施について

町と協議先市町村は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

第4節 災害未然防止活動

1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 水門、樋門等の適切な操作

河川管理者、水門、樋門等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第5節 物資及び電力確保に関する事前対策

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 電力確保に関する事前対策

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化し、町と情報共有に努めるものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、報告の際は情報源を示して報告する。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう各課局の被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

課名	責任者	(正・副)
総務課	総務課長	危機管理室長
企画財政課	企画財政課長	財政係長
税務会計課	税務会計課長	町民税係長
住民福祉課	住民福祉課長	福祉係長
健康子ども課	健康子ども課長	健康推進係長
産業観光課	産業観光課長	農政係長
建設環境課	建設環境課長	土木管理係長
都市整備課	都市整備課長	都市計画係長
教委事務局	教委事務局長	総務係長
農委事務局	農委事務局長	—
議会事務局	議会事務局長	—
社会福祉協議会	社協事務局長	社協係長

2 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査は災害対策本部の分掌事務に基づき、次に掲げる調査機関が関係機関及び団体等の協力・応援を得て行うものとする。

調査事項	調査機関	協力応援機関・団体
人的被害	住民福祉課	区長会、消防組合、警察
住宅等一般被害	総務課・税務会計課・住民福祉課・都市整備課・議会事務局	区長会
医療防疫衛生被害	健康子ども課	館林保健福祉事務所
水道施設被害	群馬東部水道企業団	館林保健福祉事務所
下水道施設被害	建設環境課	西邑楽水質浄化センター
農業関係被害	産業観光課・農業委員会	東部農業事務所・東部家畜保健衛生所・館林農業指導センター・群馬県農業共済組合館林支所・利根加用水土地改良区事務所・待矢場両堰土地改良区事務所
商工関係被害	産業観光課	商工会
土木関係被害	建設環境課	館林土木事務所
町有財産	企画財政課	
教育施設関係被害	教育委員会	東部教育事務所
警察施設関係被害	警察署	町
火災速報	消防組合	
水害速報	消防組合	

(2) 被害状況の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

(3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等の確を期するものとする。

(4) 消防組合は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

(5) その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

3 町における災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

消防庁	応急対策室	(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
			地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
	夜間 (宿直室)	(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
			地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、資料 16-1 参照のこと。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後 30 分以内に「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

a 第 1 報は、被害状況を確認し次第報告

b 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は 1 時間ごとに報告

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3 時間ごとに報告

c 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に、6 時間ごとに報告

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋りょう、河川	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、資料 16-1 により県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

4 消防機関における災害情報の連絡

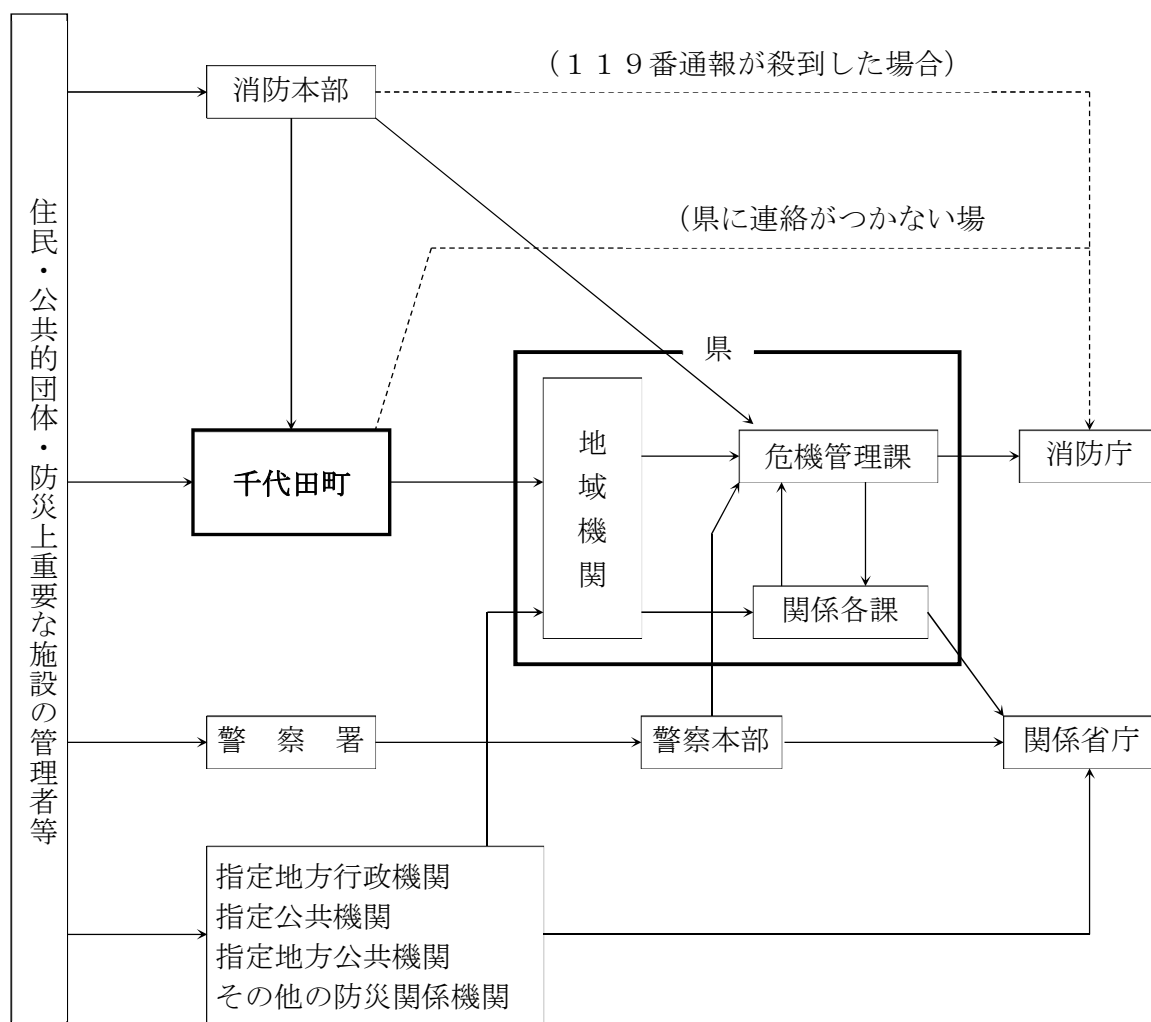
消防組合は、把握した災害情報を町及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」の規定に基づきその状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。

5 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を町、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

■ 情報連絡系統図



■ 別表 被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	

被害区分	認定基準
田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う。
学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設。
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
水道	上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
り災者	り災世帯の構成員。

その他

	被害区分	認定基準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第2節 通信手段の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

防災行政無線、屋外拡声装置等、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

また、避難施設との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線等の確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信連絡手段としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話及び緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

(1) 防災行政無線による通信

災害時における応急対策及び被害状況の収集等を迅速に実施するため、災害時に移動局を設置し通信の確保に努めるものとする。

(2) 緊急情報連絡用回線の設定

町は、携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(3) 災害時優先電話の利用

町は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

(4) 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

ア 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	町、県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	町、県、指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

イ 電波法第 52 条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

ウ 発信依頼手続（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

（ア）冒頭に「非常」と朱書きする。

（イ）あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

（ウ）本文を 200 字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）

（エ）末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

（5）アマチュア無線による通信

町は、管内のアマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について、理解と協力を求めて協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとに、その活用を図るとともに、可能な支援を行うものとする。

3 緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

（1）放送要請事項

ア 町の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

（2）放送要請内容

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

ウ 放送範囲

エ 放送希望時間

オ その他必要な事項

（3）要請責任者

町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 活動体制の確立

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害警戒本部並びに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 本部設置前の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、気象警報の発表等により各種の災害の発生が予測され、あるいは現実に小災害が発生した場合は、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとるものとする。

また、職員動員計画表における初期動員をもって対応する。

ア 配備基準

(ア) 台風接近時における大雨注意報が発表されたとき。

(イ) 大雨警報・洪水警報が発表されたとき。

(ウ) 警報等が発表又は伝達され、災害が発生するおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。

イ 配備の解除

前記アの気象警報等が解除され、災害発生の危険性が解消されたと認めるとき、配備を解除する。

(2) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特に、このことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものとする。

また、職員動員計画表における1号配備をもって対応する。

ア 災害警戒本部の設置基準

(ア) 台風接近時における大雨洪水等の気象警報が発表されたとき。

(イ) 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。

(ウ) 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

(エ) 小規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。

(オ) その他気象注意報・警報が発表され災害の発生が予想されるとき。

イ 災害警戒本部の解散

前記アの気象警報等が解除され、災害の危険性が解消された又は災害対策活動が完了したと認めたとき、災害警戒本部を解散する。

ウ 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとする。

エ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用等が想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(3) 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第 23 条第 1 項及び千代田町災害対策本部条例（資料 1－3 参照）等の規定により、次のア（ア）のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

また、職員動員計画表における 2 号配備又は 3 号配備をもって対応する。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 2 号配備基準による設置

- a 避難指示の発令（警戒レベル 4）が検討される災害の発生が予想されるとき。
- b 中規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。

(イ) 3 号配備基準による設置

- a 特別警報が発表されたとき。
- b キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。
- c 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。
- d 大規模な被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。

(ウ) その他

前記（ア）（イ）のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

イ 災害対策本部の廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- b 災害対策活動が完了した場合

ウ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責任者
庁内各課等	庁内放送による	総務課長
県本部	電話による	
一般住民	防災行政無線・広報車により行う	
報道機関	口頭・電話による	

エ 設置場所

災害対策本部は、町役場庁舎内に設置する。ただし、役場庁舎が被災する等、使用不能の場合は、災害の状況に応じて、コスメ・ニスト千代田町プラザ及びその他の施設に設置する。その際には、速やかに町職員及び防災関係機関等に通知する。

(4) 現地対策本部の設置

町長は、災害対策本部の設置後、被災地への救援活動をよりの確に実施するために、災害現場において必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア 町長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 町長は、現地対策本部員として、町災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部に準ずる。

(5) 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各課において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各班の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、町長は、必要に応じ水防本部を設置するものとする。

(6) 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

オ 本部連絡員

(ア) 本部連絡員は、本部長の命を受けて、各班相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

(イ) 本部室と各班の連絡は、本部連絡員を通じて行うものとする。

■ 千代田町災害対策本部組織図



(7) 本部の各班及び事務分掌

(◎班長、○副班長)

班	事 務 分 掌
各班共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の動員配備に関する事。 2 災害対策本部及び各班間の連絡調整に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事 (町指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告する事)。 4 他班の応援に関する事。 5 職員・来庁者の救助・搬送に関する事。 6 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事。 7 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事。 8 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事。 9 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事。 10 その他本部長の命ずる事項に関する事。

班	事務分掌
総務班 ◎総務課長 ○議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議との連絡調整に関する事。 2 本部長の指示又は指令等に関する事。 3 災害対策本部の会議並びに庶務に関する事。 4 応急物品の購入、出納に関する事。 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6 消防機関、警察署との連絡調整に関する事。 7 県及び他市町村、関係機関、団体に対する協力と応援要請に関する事。 8 防災行政無線、通信機能に関する事。 9 気象注意報・警報等の収集及び伝達に関する事。 10 警戒区域の設定に関する事。 11 避難指示等の発令に関する事。 12 被害情報の収集及び報告に関する事。 13 職員の動員、派遣要請、各班への増員に関する事。 14 災害関係文書の受領、配布に関する事。 15 備蓄食料及び備蓄資器材の確保に関する事。 16 町有自動車の配車及び運行計画に関する事。 17 被災地における交通路の確保と規制に関する事。 18 被災地における交通路の指示及び制限に関する事。 19 犯罪の予防に関する事。 20 各班の総合調整に関する事。 21 災害救助法に係る事務に関する事（総括）。 22 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関する事。 23 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 24 その他、他の班に属さない事。
企画財政班 ◎企画財政課長 ○財政係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の記録保存に関する事。 2 災害広報活動の企画実施に関する事。 3 災害・復旧情報等の情報配信に関する事。 4 災害対策予算及び資金計画に関する事。 5 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関する事。 6 復興計画に関する事。 7 他班の協力に関する事。
税務会計班 ◎税務会計課長 ○町民税係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋の調査に関する事。 2 被害状況等の記録保存に関する事。 3 罹災証明の発行に関する事。 4 被災者台帳の作成に関する事。 5 災害に関する住民の相談、照会に関する事。 6 災害対応全般に対する総合相談窓口の開設に関する事。 7 外国人の対応に関する事。 8 災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関する事。 9 他班の協力に関する事。
住民福祉班 ◎住民福祉課長 ○社協事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に係る事務に関する事（避難所の供与、炊出し等の食品の供与、被服等生活必需品の給与又は貸与、死体の処理と埋葬） 2 救助物資の保管及び受払に関する事。 3 物資集積所の管理及び救助物資の配分計画、供与に関する事。 4 災害義援金の募集、配分に関する事。 5 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。

班	事務分掌
	6 生活必需品の供給に関する事。 7 要配慮者の応急対策に関する事。 8 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関する事。 9 避難所の開閉設に関する事。 10 避難所の運営に関する事。 11 福祉避難所に関する事。 12 日本赤十字社活動の連絡調整に関する事。 13 生活福祉資金の貸付指導に関する事。 14 ボランティア活動との連絡調整に関する事。 15 遺体収容処理及び調査管理、墓地埋葬に関する事。 16 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。
健康子ども班 ◎健康子ども課長 ○健康推進係長	1 災害時の医療、救護、助産に関する事。 2 医療班の編成に関する事。 3 医療関係者の動員に関する事。 4 感染症患者の早期発見収容に関する事。 5 災害時の防疫及び救急薬品等の供給確保に関する事。 6 食品衛生に関する事。 7 認定こども園児の避難等の指導に関する事。 8 認定こども園の被害の応急対策に関する事。 9 災害時の園児の応急保育に関する事。 10 認定こども園等の避難所の開閉設・運営への協力に関する事。 (職員の協力含む)。 11 災害時のこども園給食に関する事。 12 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 13 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。
産業観光班 ◎産業観光課長 ○農政係長	1 主要食料品、生活必需品の調達に関する事。 2 物資集積所の管理及び物資の仕分け・配分の協力に関する事。 3 被災農作物、農地及び農業用施設の被害調査と応急措置に関する事。 4 被災家畜の防疫、診断及び畜産施設の被害調査と応急措置に関する事。 5 商工関係の被害調査に関する事。 6 生活必需品関係業者との連絡に関する事。 7 被災中小企業に対する金融措置に関する事。 8 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 9 ねずみ族・昆虫の駆除に関する事。
都市整備班 ◎都市整備課長 ○都市計画係長	1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の要請に関する事。 2 緊急輸送の誘導と確保に関する事。 3 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 4 他班の協力に関する事。 5 災害救助法に係る事務に関する事 (住宅の応急修理)。
建設環境班 ◎建設環境課長 ○土木管理係長	1 災害町営住宅に関する事。 2 応急仮設住宅等の建設及び入居者選定に関する事。 3 道路及び橋りょうの被害調査と応急対策に関する事。 4 河川情報の収集と水害予防に関する事。 5 河川の被害調査と応急対策に関する事。 6 建設業者への連絡に関する事。

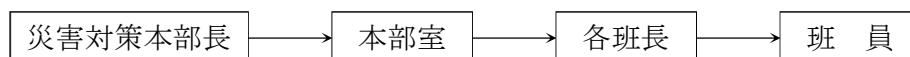
班	事務分掌
	7 公園緑地等の災害対策に関する事。 8 災害時のペット対策に関する事。 9 災害廃棄物処理に関する事。 10 ごみ、し尿の処理、仮設トイレの確保に関する事。 11 被災地の環境処理施設の応急対策に関する事。 12 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 13 下水道施設被害調査に関する事。 14 災害救助法に係る事務に関する事（障害物の撤去、飲料水の給与の調整）。
（群馬東部水道企業団との連絡調整）	15 上水道施設被害調査に関する事。 16 応急給水に関する事。 17 給配水施設の応急修理に関する事。 18 指定工事業者との連絡調整に関する事。 19 ろ過水機の管理に関する事。
教育班 ◎教委事務局長 ○総務係長	1 児童・生徒の避難等の指導に関する事。 2 学校その他教育施設の被害の応急対策に関する事。 3 社会教育施設及び社会体育施設の被害の応急対策に関する事。 4 災害時の児童・生徒の応急教育に関する事。 5 学校等の避難所の開閉設・運営への協力に関する事（教職員の協力含む）。 6 災害時の学校給食に関する事。 7 災害救助活動に協力する各種団体等の連絡調整に関する事。 8 被災者の炊出しに関する事。 9 文化財の保護及び応急対策に関する事。 10 災害救助法に係る事務に関する事（学用品の給与）。
消防班 ◎千代田消防署長 ○千代田消防団長	1 消防活動に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 地震災害に関する事。 4 災害情報の収集及び報告に関する事。 5 消防部隊の災害活動の調査記録に関する事。 6 災害救助法に係る事務に関する事（被災者の救出、死体の捜索）。

（８）関係機関に対する要請

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は職員の派遣を要請するものとする。

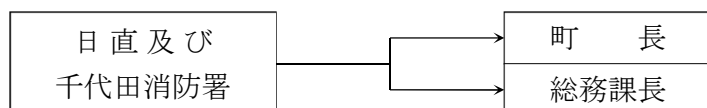
２ 動員計画

（１）勤務時間内における動員指令は、次のとおりとする。

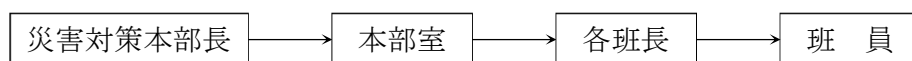


（２）休日又は勤務時間外における動員指令は、次のとおりとする。

ア 情報伝達系統



イ 動員伝達系統



(3) 休日・勤務時間外の連絡体制の強化

職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、自主的判断で、又は招集指令により、直ちに登庁するものとする。

(4) 動員の伝達

動員の伝達は、防災行政無線、一般加入電話等を通じて行うものとする。

(5) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り勤務場所に登庁するものとする。

(6) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を判断して配意するものとする。

(7) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に報告する。

(8) 登庁の免除等

災害により、本人又は家族がけがを負い、あるいは住居が損壊する等自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

(9) 職員動員組織の体制

各班長は、分担業務に基づいて班ごとの配備計画をたて、これを本部に報告するとともに班員に周知を図るものとする。

■ 職員動員計画表

区分	発令基準	配備体制
初期動員	1 台風接近時における大雨注意報が発表されたとき。 2 大雨警報・洪水警報が発表されたとき。 3 警報等が発表又は伝達され、災害が発生するおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒体制として、情報収集活動が円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。 (原則として全職員の10%)
1号配備	1 台風接近時における大雨洪水等の気象警報が発表されたとき。 2 台風接近時における避難行動要支援者への避難開始連絡を入れるとき 3 高齢者等避難の発令(警戒レベル3)が検討される災害の発生が予想されるとき。 4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 5 小規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	災害警戒本部を設置し、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の25%)
2号配備	1 避難指示の発令(警戒レベル4)が検討される災害の発生が予想されるとき。 2 中規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により、中規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の50%)

区 分	発 令 基 準	配 備 体 制
3号配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。 4 大規模な被害が発生し、又は発生するおそれ認められるとき。	災害対策本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。 （全職員）

(10) 動員数

班	初期 動員	1号 配備	2号 配備	3号 配備	合計	責 任 者
総務班	5	2	4	2	13	総務課長・議会局長
企画財政班	2	1	4	1	8	企画財政課長
税務会計班	1	3	4	5	13	税務会計課長
住民福祉班	3	4	5	2	14	住民福祉課長・社協局長
健康子ども班	3	8	5	19	35	健康子ども課長
産業観光班	2	4	3	-	9	産業観光課長・農委事務局長
建設環境班	4	7	1	-	12	建設環境課長
都市整備班	1	2	2	-	5	都市整備課長
教育班	2	7	3	1	13	教委事務局長
消防班	-	-	-	-	-	千代田消防署長
合計	23	38	31	30	122	

※ 消防班は、千代田消防署職員が担当する。

(11) 動員連絡責任者

課 名	正 副	責 任 者	備 考
総 務 課	正	総 務 課 長	
総 務 課	副	危 機 管 理 室 長	

第2節 広域応援の要請等

災害時において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、町長が他の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第 68 条の規定により、町長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

(4) 本町が締結している応援協定等については、第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に掲げるとおりである。

2 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって関係地方行政機関の長、又は他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種及び職種別人員
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣された職員の給与、勤務条件
- オ その他、職員の派遣要請について必要なこと。

(3) 職員の派遣のあつせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職種及び職種別人員
- ウ 派遣のあつせんを求める期間
- エ 派遣された職員の給与、勤務条件
- オ その他、職員の派遣あつせんについて必要な事項

3 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

(1) 実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町長が実施するものとする。

(2) 防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- ア 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- イ 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ウ 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- エ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

4 広域防災ヘリコプターの応援の要請

大規模な災害が発生し、県防災ヘリコプターの要請が不可能な場合は、町は必要に応じて、福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、次の事項を明示して知事（消防保安課）をとおして応援要請を行うことができる。

(1) 応援活動の種別

- (2) 応援活動の内容
- (3) 発生の日時、場所
- (4) 現地の気象状況
- (5) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (6) ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリコプターの給油場所
- (9) その他必要な事項

5 消防機関が行う応援の要請

- (1) 館林地区消防組合は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第 39 条の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 館林地区消防組合は、緊急消防援助隊の応援等を必要とするときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、災害対策本部長が応援を要請するものとする。なお、消防庁長官への応援等の要請は、知事のため、災害対策本部長が知事に対し応援等要請のための連絡を入れ要請するものとする。

6 受援体制の確立

- (1) 町は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 町は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

7 広域的な応援体制

- (1) 町は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

8 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第 73 条の規定に基づき、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第 78 条の 2 の規定に基づき、

被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

第3節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び町等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び町等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をと

る。

2 自衛隊の災害派遣要請に係る町長の措置

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（県危機管理課）に要求するものとする。
- (2) (1) の要求は、様式（資料 16-2）に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 町長は、(1) の要求をしたときに、その旨及び町域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定により、その旨及び町域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知するものとする。
なお、要請文書の送付先（緊急を要する場合の口頭による要請先）は、次表のとおりである。

送付先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第 12 旅団司令部第三部 防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286・2287 (夜間) 2208 防災行政無線 71-3242

- (5) 町長は、前記 (3)、(4) の通知をしたときは、災害対策基本法第 68 条の 2 第 3 項の規定により、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 派遣要請に対する自衛隊の対応

陸上自衛隊第 12 旅団長は、派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣するなど適切な措置を講ずるものとする。

4 自衛隊の自主派遣

- (1) 第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
 - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

オ その他災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

5 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び町は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

6 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき次の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ 前記ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

7 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は本部に県、県警察、町、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

8 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続きを行うものとする。

9 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事（県危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

10 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、町が負担するものとする。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

11 派遣部隊の受入

町における派遣部隊の宿泊施設は、各学校の体育館とするが、施設の利用が困難な場合は、部隊の設置可能な公園を充てる。

また、ヘリポートの表示は、石灰で直径10メートル位の円を描き、明示するものとする。

12 その他

その他必要な事項については、町長が県総務部長及び部隊長と協議して定めるものとする。

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 町及び県は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去等応急対策を講ずるものとする。

4 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、必要に応じて、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 町は、積雪による生活道路の早期除雪のため、住民に対し、生活道路の除雪を督励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。
なお、除雪作業に当たっては、事故防止について、注意を喚起するものとする。

5 被災宅地の二次災害対策

町は県と連携し、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

6 空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行うものとする。

1 町による救助・救急活動

町は千代田消防署、大泉警察署及び町内駐在所、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を第2部第3章第2節「広域応援の要請等」及び同第3節「自衛隊への災害派遣要請」により行い、住民の安全確保を図る。

2 住民、自主防災組織及び事業所等による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送する等の救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

(2) 住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。

(3) 救助・救急活動に必要な資機材については、町役場、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。

(4) 住民、自主防災組織及び事業所等は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

3 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

(1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

(2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

(3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

(4) 重機類等資機材を有効に活用する。

(5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

- (6) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、知事に求める。
- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告するものとする。

4 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

5 県による救助・救急活動

県は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 県の判断又は町等からの要請により、救助・救急活動に必要な技術職員及び一般職員を現地に派遣する。
- (2) 救助・救急活動に当たる機関又は住民に対し、備蓄してある資機材又は調達した資機材を貸し出す。
- (3) 県の判断又は消防機関からの要求により、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請する。
- (4) 県の判断又は町からの要求により、自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請する。
- (5) 必要に応じ、防災ヘリコプターにより被災者の救出・搬送を行う。
- (6) 自らの判断により、群馬DMATの派遣を要請する。

6 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

7 被災地域外の役割

町は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

8 関係機関の連携

町、県、消防機関、警察機関及び自衛隊は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図るものとする。

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

9 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

10 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

11 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 医療活動

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 町内の医療機関による医療活動

町内の医療機関（資料6-1）は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院施設、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入ができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。
- (2) 救護班の編成
 - ア 救護班の編成は、負傷者又は病者の多少によりその都度町長が定める。
 - イ 救護班は、概ね医師、看護師その他をもって編成する。
- (3) 救護班の任務

当該地区における負傷者又は病者の救護については、患者収容所その他の場所における応急処置及び最寄りの医療機関までの移送を援助する。
- (4) 町は、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 被災地域外での医療活動

- (1) 町又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求めるものとする。
- (2) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 群馬DMATの活動

群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- (1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- (4) 他の医療従事者に対する医療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

8 被災者のこころのケア対策

- (1) 町は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携のもと次の活動を行う。
 - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣と受入
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 町は、必要に応じて、被災地域外の医療機関、国（厚生労働省）、県及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

9 医薬品等及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、町又は県に供給を要請するものとする。

- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町に供給を要請するものとする。
- (3) 町は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2節 交通の確保

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通支障箇所の把握及び通報連絡

- (1) 町長は、災害時にその管理に属する道路、橋りょう等の被害状況及び支障箇所を速やかに把握し、これらの応急措置を行い、迂回路がある場合は、代替道路としての利用を図り、支障箇所については館林土木事務所、県警察及び関係機関に通報する。
- (2) 県道、国道等の支障箇所について館林土木事務所、警察署から連絡があった場合には、町長は、災害対策の関係機関に通報する。

2 交通規制の区分

- (1) 道路法による規制（同法第46条第1項）

道路管理者は、災害時において道路施設の破損等から施設保全又は交通の危険を防止する等のため必要があると認めるときは、通行を規制するものとする。
- (2) 道路交通法による規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

県公安委員会は、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは区間を定めて歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。この場合期間の短いものは警察署が行うことがある。

また、警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- (3) 災害対策基本法による規制（同法第76条）

県公安委員会は、災害応急対策を実施するに必要な人員及び物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を規制し規制の内容を道路管理者に通知するとともに地域住民に周知するものとする。

3 交通規制の実施

- (1) 規制の実施は、関係道路管理者や警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（高崎河川国道事務所）	一般国道のうち直轄指定区間
	県（館林土木事務所）	上記以外の一般国道及び県道
	町	上記以外の道路
警察機関等	公安委員会	規制区域が2警察署以上 期間が1ヵ月以上
	大泉警察署	管轄区域内 期間が1ヵ月以内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場 にいない場合）

- (2) 町は、町道にあつては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあつてはその路線管理機関又は警察機関に通報する。また、次の事項を明示した標識等を設置する。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回道路、幅員、橋りょうの状況等

- (3) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び町と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を取るものとする。

- (4) 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

- (5) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、町その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。

- (6) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。

- (7) 警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

- (8) 前記(7)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。
- (9) 県公安委員会(警察本部、警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (10) 町及び県は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (11) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

4 交通指導員による交通整理

町長は警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保、緊急時の交通整理を行わせることができる。

5 交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)にある車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

- (1) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に移動すること。
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

6 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、応急復旧(障害物の撤去を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 町は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、知事よりネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するための広域的な見地から指示を受けた場合は、道路啓開等を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の

確保に努めるものとする。

(6) 町は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧の実施を要請するものとする。

(7) 町及び県は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、町及び県が管理する道路において、町及び県に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、町及び県に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国へ要請を行う。

7 輸送拠点の確保

(1) 第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として町は町物資集積拠点を、県は県物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。

(2) 町及び県は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

第3節 緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

町は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借上げるものとするが、その確保は次の順序による。

- ア 町及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、各関係機

関にヘリコプターの運航を要請する。

4 車両の調達方法

(1) 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは次の事項を明示して、総務班に依頼するものとする。

総務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送量及び台数

ウ その他必要事項

(2) 車両の借上

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市整備班が町内建設業者等から調達を図るものとする。

(3) 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により（一社）群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

5 緊急交通路の整備及び救援物資集積場所の設置

町は、緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、う回路確保等の所要の整備を図るものとする。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努めるものとする。また、災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。町内の救援物資集積場所候補地は、千代田町役場、町民体育館とする。

なお、救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- (2) 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- (3) 多数の緊急輸送車両の駐車可能な場所であること。

6 臨時ヘリポートの整備

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難場所と競合しない臨時ヘリポート適地の整備に努めるものとする。ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

7 災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

- (1) 被災者の避難のため
- (2) 医療及び助産のため
- (3) 被災者救出のため
- (4) 飲料水供給のため
- (5) 救助用物資の輸送
- (6) 死体の捜索及び処理のため

8 輸送上の注意事項

災害時の輸送に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 自動車等の借上に当たっては、被災地に近い地域で確保すること。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
- (3) 自動車の確保に当たっては、運転者を含め借上（雇上）するようにすること。

9 緊急通行車両の確認

基本法第 76 条の規定により県公安委員会が、災害時における交通の禁止及び制限を行う場合災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両」として知事（県危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付して通行の禁止又は制限の対象外とする。

なお、使用申出書、証明書及び標章は資料 16-3 のとおりとする。

第4節 障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、罹災者の保護を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から、必要と認めたとしき行い、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命、財産の保護から、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と、輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の流水をよくし、溢水の防止と、護岸等の決壊を防止するため、必要と認める場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じて、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、現状回復でなく、応急的な除去に限られるものとする。

4 集積場所

原則として、工作物等又は障害物は、次の場所に集積するものとする。

- (1) 一時的に交通の障害にならない場所
- (2) 付近遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えないようにするものとする。

第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて洪水等の危険性に十分配慮し、指定避難所（資料5-1）を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り開設するよう努めるものとする。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設、民間宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、民間宿泊施設等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、大泉警察署及び町内駐在所、千代田消防署等に連絡するものとする。

災害救助法が適用の場合は、その状況を次により知事に報告する。

- ア 開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

- (5) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の浸水等による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 管理責任者の配置

町は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

4 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、行政区や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

- (1) 町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア 受入れる避難者の人数は当該指定避難場所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (2) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

- (1) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所等の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違い、女性や子ども等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の

安全に配慮するよう努める。

- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 在宅被災者への配慮

町及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給する等配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

12 家庭動物の保護対策

災害時には、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係団体との協力体制を確立する。

- (1) 町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。
- (2) 家庭動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。
- (3) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第2節 応急仮設住宅等の提供

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

1 応急仮設住宅の提供

災害のため住家が全壊、全焼又は流失したときは、被害者ができるだけ自力で住宅を確保できるように適切な指導を行うとともに、自らの資力をもっては住宅を確保することができない者を収容するための応急の仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地は、公園、緑地及び広場等できる限り集団的に建設できる場所を選定する（資料5-3）。
- (2) 応急仮設住宅の工事は、建設業者や協定締結業者等に請負わせ、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 町及び県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。
- (5) 災害救助法適用の場合は、災害の規模等により県が設置するものとする。
設置規模及び設置費については、資料14-1「災害救助基準」参照。

(6) 入居対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失したもので、自らの資力では住宅を確保することができない者とする。

(7) 入居者の選定

選考に当たっては、区長等の意見を参考に、罹災者の資力その他の生活条件を十分調査の上決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティ形成にも配慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

- (2) 町は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害のため住宅が被害を受け、それを応急的に修理する以外に居住の方法のない者を保護することが目的である。

- (1) 応急修理は居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分を対象とする。
(2) 住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県が実施して、災害発生の日から1ヵ月以内に完成する。
(3) 応急修理に要する資材等については応急仮設住宅に準じて措置する。
(4) 応急修理の費用は、資料14-1「災害救助基準」による額とする。
(5) 応急修理を受ける者の基準

ア 半壊・大規模半壊

- (ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）

イ 準半壊

- 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者

5 賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

第3節 県境を越えた広域避難者の受入

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を町内に受入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の把握

町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため「町広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置する等し、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県との協力

町は、県と協力して適宜連絡会議を開催する等し、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所の開設

町は、県より避難所開設依頼の通知を受けた場合は、第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入

- (1) 町は、県より受入れた広域避難者について実施する救助の方針の決定を受けた場合、避難所を開設し、広域避難者受入を実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町又は県においてバス等の移動手段を手配する。

6 受入に係る組織体制

広域避難者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、「千代田町広域避難者受入支援本部」を組織の上、次の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部 (状況に応じ、関係各課で構成する。)	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、あっせん 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

7 避難所の運営

(1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

(2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮

第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

(3) 広域避難者に係る情報等の県への報告

町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報等避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

なお、提供する際には、個人情報取扱に十分留意する。

(4) 被災県からの情報等の避難者への提供

町は、県を通じて得た、被災県からの広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。

(5) 広域避難者への配慮

町及び県は、広域避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、広域避難者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

町及び県、防災関係機関は、広域避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、広域避難者生活支援に関する情報等、広域避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

8 小・中学校等における被災児童・生徒の受入について

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合等において避難児童・生徒の町内小・中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入等の対応を実施することとする。

9 避難所の閉鎖

町は、被災県からの要請に基づき、県を通じて避難所の閉鎖に関する通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 食料の調達・供給

(1) 調達方法

町は、自らが備蓄している食料（資料9-1）を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援の要請

(2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

(3) 町は、必要に応じて県に対し、応急用米穀の供給を要請するものとする。

(4) 供給方法

- ア 避難所に避難した者

町長は、調達した食料を、あらかじめ避難所ごとに組織された組又は班の責任者を通じて供給する。

- イ 被災者に対するもの

町長は、調達した食料を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行う。

- ウ その他被災対策要員等に対するもの

ア、イに準じて行う。

(5) 炊出しの実施

- ア 炊出し場所

指定炊出し場所は、概ね学校給食センター及び各認定こども園の施設を利用する。

- イ 炊出し方法

民間団体、ボランティア等の協力を得て行う。

ウ 炊出し期間

救助法による被災者の炊出しは、災害発生の日から7日以内とする。ただし内閣総理大臣の承認を受けたときは、その期間とする。

3 飲料水の供給

(1) 町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援要請

エ 県に対する応援要請

オ 群馬東部水道企業団に対する応援要請

(2) 実施責任者

飲料水の供給は、町長が行うものとする。

(3) 給水方法

給水を必要とするときは至近の水道施設から給水し、これが不可能の場合は運搬給水による。

(4) 給水の対象者及び給水量

被災のため、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料に適する水を得ることができない者に対して、一人1日3リットルを供給するものとする。

(5) 応急飲料水の供給方法

ア 応急飲料水の確保

水道水を給水タンクにより搬送、又はプール水、貯水槽等の水を浄水機によりろ過し、飲料水を確保するものとする。

イ 被災者への給水

確保した飲料水は、給水タンク及びポリ容器を使用し、被災者に供給するものとする。

ウ プール及び浄水機の管理

(ア) プールの管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて、常にプールを満水にしておくものとする。

(イ) 浄水機の管理者は、災害の発生に備え、常に良好な状態に管理を努め、使用点検については、年2回以上行うものとする。

(6) 給水施設の応急復旧

災害が発生した場合は、直ちに職員は非常出勤し、各施設の点検を行い、異常を発見した場合は、次により速やかに供給の確保を図るものとする。

ア 風水害の場合

風水害等の発生が予想されるときは、要員を待機させるとともに器具資材を整備しておき、災害が発生したときは直ちに出勤させ、施設の損壊及び漏水箇所等を速やかに復旧するものとする。

イ 落雷による場合

落雷により電気設備等に被害を受けた場合は、自家用発電設備により運転するととも

に、東京電力パワーグリッド（株）太田支社へ連絡し復旧する。

ウ 火災の場合

火災による被害は、家庭の給水栓の立ち上がり等が被害を受けるので、指定工事店に協力を要請し、漏水を止めるとともに、臨時給水栓を設置する。

エ 地震による場合

地震により水道施設が破損した場合は、応急的に至近距離にある制水弁を操作して、断水区域を最小限度にとどめ、指定工事店を非常招集して復旧する。

(7) 給水の応援要請

風水害及び地震等により、甚大な被害を受け、給水施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるとき又は応急飲料水の確保が図れないときは、他市町又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の調達

(1) 町は、自らが備蓄している物資（資料9-1）を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援要請

オ 義援物資の募集

(2) 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合の物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯等に対する割当て及び支給は、町長が実施するものとする。

(3) 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されるにいたらない小災害の場合は、町長が必要に応じて実施する。

(4) 衣料物資等の給与又は貸与の対象者

災害によって、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊全半壊、全半焼、流失又は床上浸水等によって、日常生活に欠くことのできない、衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を流失又はき損し、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(5) 生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

(6) 物資の購入及び配分計画

ア 世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、これにより給与又は貸与するものとする。

イ 物資の配分については、区長、自主防災組織、ボランティア等の協力により行う。

(7) 衣料物資等の確保

物資購入配分計画表を作成し、給与及び貸与の必要が生じたときは、速やかに関係業者（団体）と協議し、必要最小限度の物資を確保する。

町内で確保困難な場合は、災害対策本部（事務局）を通じて、県知事に依頼し、確保するものとする。

- (8) 給与又は貸与のための費用の基準（物資等の換算額）
給与又は貸与のための費用の基準は、資料 14-1 「災害救助基準」による額とする。
- (9) 物資の整理保管
物資の配給に当たっては、物資受払簿により整理保管するものとする。

5 燃料の供給

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

6 物資の配給

町は、町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用する等外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

7 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

災害の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、町は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。また、被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

1 保健衛生活動

(1) 被災者の健康の確保

ア 町は、被災者の心身の健康を確保するため、指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談等を実施する。

イ 町は、巡回健康相談等に従事する保健師又は保健医療活動チームが不足する場合は、館林保健福祉事務所を通じて県に応援を要請する。

ウ 健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

エ 町は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(2) 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

2 清掃活動

(1) 清掃班の編成

町は、被災地の清掃活動のため、清掃班を編成するものとする。

ア し尿

し尿は、館林衛生施設組合において委託業者とともに処理に当たる。

イ ごみ

ごみの処理は、太田市外三町広域清掃組合に協力要請して実施する。

(2) し尿の適正処理

ア 町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

イ 町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレ

レを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。

ウ 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

エ 町は、町域内でし尿を処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

(3) ごみ（水害廃棄物）の適正処理

ア 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。

イ 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

ウ 町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

エ 町は、町域内で生活ごみを処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

(4) 処理施設

本町におけるし尿及びごみの処理施設は資料 10-1～10-4 のとおりである。

(5) 死亡獣畜等対策

町は、死亡した獣畜の処理に当たっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、館林保健福祉事務所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

3 災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第2節 防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 町の防疫活動

- (1) 町は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) その他、県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

大規模災害発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、処理、埋火葬等を次の方法により実施する。

1 行方不明者の捜索

町は、消防機関、消防団及び警察機関等と相互に協力して、行方不明者の捜索に当たる。なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容する（資料11-1）。

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引き渡し

町は、遺族等から遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行うものとする。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。
なお、本町における埋火葬施設は、資料 11-2 のとおりである。

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

1 広報活動

(1) 町、県、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

- ア 気象・水象状況
- イ 被害状況
- ウ 二次災害の危険性
- エ 応急対策の実施状況
- オ 住民、関係団体等に対する協力要請
- カ 避難指示等の内容
- キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区
- ク 避難時の注意事項
- ケ 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- コ 交通規制の状況
- サ 交通機関の運行状況
- シ ライフライン・交通機関の復旧見通し
- ス 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- セ 各種相談窓口
- ソ 住民の安否
- タ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報手段は概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

- ア 防災行政無線による広報
- イ 屋外拡声装置による広報

- ウ 広報車による広報
- エ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- オ 広報紙、掲示板による広報
- カ チラシ、パンフレットによる広報
- キ 避難所への広報班の派遣
- ク 自主防災組織を通じての連絡
- ケ インターネット・ソーシャルメディア等
- コ Lアラート（災害情報共有システム）

(4) 情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

災害情報の広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害発生により孤立化するおそれのある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

町は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第 11 章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第 1 節 社会秩序の維持

1 安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

町は、県警察や防犯協会と連携して被災地等のパトロールを実施する。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第 2 節 物価の安定及び消費者の保護

1 需給状況の監視及び指導

町は県と連携し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

2 安定供給の要請

町は県と連携し、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

3 消費者の保護

町は県と連携し、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町、県及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人財等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、町、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 迅速な応急復旧の実施

町は、道路、橋りょう、堤防等公共土木施設の管理者及び他の防災関係機関と連携し、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

町及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

町及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第3節 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、電源車等を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

LPガス事業者は、被災したLPガスの貯蔵施設等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

LPガス事業者は、LPガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 ガス関係機関相互間の応援

LPガス事業者は、LPガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

4 供給再開時の安全確認

LPガス事業者は、LPガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

5 広報活動

LPガス事業者は、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

1 上水道の応援復旧

上水道の応援復旧については、群馬東部水道企業団に要請するものとする。

2 迅速な応急復旧の実施

- (1) 下水道管理者は、被災した下水道管渠、下水終末処理施設等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

4 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

5 下水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

6 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・ふくそうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第13章 自発的支援の受入

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、町及び県は、これらの支援を適切に受入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受入ができるよう受入・調整及び支援体制を整備する。

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
<ul style="list-style-type: none">・避難誘導・情報連絡・給食、給水・物資の搬送・仕分け・配給・入浴サービスの提供・指定避難所の清掃・ゴミの収集・廃棄・高齢者、障がい者等の介助・防犯・ガレキの撤去・住居の補修・家庭動物の保護	<ul style="list-style-type: none">・被災者の救出（消防・警察業務経験者等）・救護（医師、看護師、救命講習修了者等）・建物応急危険度判定（建築士等）・被災宅地危険度判定・外国語通訳・手話通訳・介護（介護福祉士等）・保育・アマチュア無線・各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

町、町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、町災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

3 ボランティアニーズの把握

町及び町災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握するものとする。

4 ボランティアの受入

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県又は町が県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2節 義援物資・義援金の受入

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。町は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受入れ、公平に配分する。

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入要否の判断

県は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入の要否を判断するものとする。

(2) 需要の把握

県が義援物資の受入を決定した場合、町は、各指定避難所等について、受入を希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県と情報共有を行う。

(3) 受入機関の決定

町及び県は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受入れるか共同で受入れるか）を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

町は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災地域における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町からの選定も検討する。（第2部第6章第2節7参照）

(5) 受入希望物資の公表

町は、受入を希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

(6) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、ボランティア等の協力を得て集積場所において仕分けを行う。

(7) 受入物資の配分

町が受入れた物資については町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受入れた物資については県と町とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(8) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(9) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

町は、小口・混載の義援物資は受入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受入

(1) 義援金の募集

町及び県は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

町及び県は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

事務局：県健康福祉部健康福祉課		
群馬県 被災市町村 群馬県市長会	群馬県町村会 群馬県市議会議長会 群馬県町村議会議長会	日本赤十字社群馬県支部 群馬県社会福祉協議会 群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第14章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 町長は、今後の気象予測や河川水位情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるようさまざまな手段や方法を講ずるものとする。

エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。

ウ 福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人財の派遣を迅速に行う。

一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人財等に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

エ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できない

ときは、県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導體制を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水の兆候等を監視する。

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引き取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、前記アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町及び県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 町及び県は、前記イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入や応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 ぐんまDWA T

(1) ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

ア 福祉ニーズの把握

イ 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

ウ 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

エ その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

(2) 町は必要に応じ、県に対し、ぐんまDWA Tの派遣を要請する。

第 15 章 その他の災害応急対策

第 1 節 災害警備活動

県警察は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとする。

1 任務

県警察は、災害警備実施に当たっては、国、県、町、消防機関、医療機関その他関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報の収集
- (2) 被災者及び負傷者の救出救助
- (3) 被災住民等の避難誘導
- (4) 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- (6) 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- (7) 各種犯罪の予防検挙
- (8) 関係機関との連絡共助
- (9) その他必要な警察活動

第2節 農業の災害応急対策

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

ア 町は水稻の改植の必要が生じたときは、県に対し余剰苗の調達を要請する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意するものとする。

イ 町は、果樹の改植の必要が生じたときは、県に対し改植用苗のあっせんを要請する。

(2) 病虫害の防除

ア 町は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、市町村病虫害防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

イ 町は、必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協同組合に対し、農薬の緊急供給を要請する。

ウ 町は、必要に応じ、被災地域外の市町村又は農業協同組合等に対し、防除に必要な器具の緊急貸出しを要請する。

(3) 転換作物の導入指導

町は、県と連携して、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

町は、県と連携して、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあっせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

町は、県と連携して、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

(4) 飼料の確保

町は、必要に応じ、県に対し飼料の確保を要請する。

第3節 学校・認定こども園の災害応急対策

災害発生時の児童・生徒・園児等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育・保育ができない場合の適切な応急教育・応急保育の実施等、文教・保育対策に必要な措置を講ずる。

災害対策の詳細については、小・中学校、認定こども園の災害対応マニュアルによるものとする。

1 気象状況の把握

小・中学校、認定こども園の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される場合は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 施設の安全性の点検

災害危険区域における小・中学校、認定こども園の管理者は、校舎・園舎周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒・園児の安全確保

小・中学校、認定こども園の管理者は、次により児童・生徒・園児の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒・園児の在校・在園時に校舎・園舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒・園児を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。
- (4) 園児を降園させる場合は、原則的に保護者による送迎等を行う。

4 小・中学校の対策

(1) 被害状況の調査報告

ア 応急対策策定のため、小・中学校の管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は、町長に遅滞なく報告するものとする。

- (ア) 学校施設の被害状況
- (イ) その他教育施設の被害状況
- (ウ) 教員、その他職員の被災状況
- (エ) 児童・生徒の被災状況
- (オ) 応急措置を必要とする事項

イ 教育長は、とりまとめた被害状況を県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

(2) 教育の確保

ア 教室及び運動場の確保

町教育委員会は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

イ 授業の確保

(ア) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。

ただし、正規の授業は困難であっても、でき得るかぎり応急授業の実施に努める。

(イ) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童・生徒の連絡方法、組織（通学班、子ども会等）、家庭学習等の整備、工夫をする。

(ウ) 応急授業に当たっては、被災児童・生徒の負担にならぬよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

ウ 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

エ 学用品の支給

(ア) 町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

(イ) 県は、教科書を喪失又はき損した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

なお、支給の基準等については、資料 14-1 のとおりである。

5 認定こども園の対策

(1) 被害状況の調査報告

ア 応急対策策定のため、認定こども園の管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、町に報告するものとする。

(ア) 認定こども園施設の被害状況

(イ) その他保育施設の被害状況

(ウ) 職員の被災状況

(エ) 園児の被災状況

(オ) 応急措置を必要とする事項

イ 町は、とりまとめた被害状況を県防災計画に定めるところにより遅滞なく県に報告するものとする。

(2) 保育の確保

ア 保育の確保

(ア) 被害程度により保育が不可能と認められるときは休園とする。

ただし、正規の保育は困難であっても、でき得るかぎり応急保育の実施に努める。

(イ) 町は、園舎が被災したため保育を行えなくなったときは、被災園舎の応急修理、仮設園舎の建設、避難所における臨時的な保育の実施、近隣保育施設への協力要請等により、保育の確保を図るものとする。

(ウ) 応急保育に当たっては、被災園児の負担にならぬよう配慮するとともに、保育の方法、園児の保健、危険防止等に留意する。

イ 代替職員の確保

町は、保育士等が被災等したため保育の実施が困難となった場合は、臨時職員の確保等により、代替職員の確保を図るものとする。

6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため、小・中学校、認定こども園での給食が実施できないときは、町及び町教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 小・中学校、認定こども園が指定避難所として使用される場合、給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、町及び町教育委員会は、給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業・保育との関係

小・中学校、認定こども園が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校・休園とする等して避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業・保育の再開については、速やかに教室・保育室等を確保して実施するものとする。

第4節 文化財施設の災害応急対策

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水等の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 利用者・観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・文化財の管理者は、次により利用者・観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に観覧者がいるときに被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町は、前記(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第5節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行（前橋支店）は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 通貨の確保
- イ 輸送・通信手段の確保
- ウ 金融機関の業務運営の確保

(2) 非常金融措置の実施

関東財務局（前橋財務事務所）及び日本銀行（前橋支店）は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

- ア 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請
- イ 生命保険会社及び損害保険会社等への要請
- ウ 証券会社への要請

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局（前橋財務事務所）及び日本銀行（前橋支店）は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便（株）（関東支社）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6節 労働力の確保

1 求人の申し込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

前記1の申し込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

前記2の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第7節 災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 災害救助法に基づく救助の実施

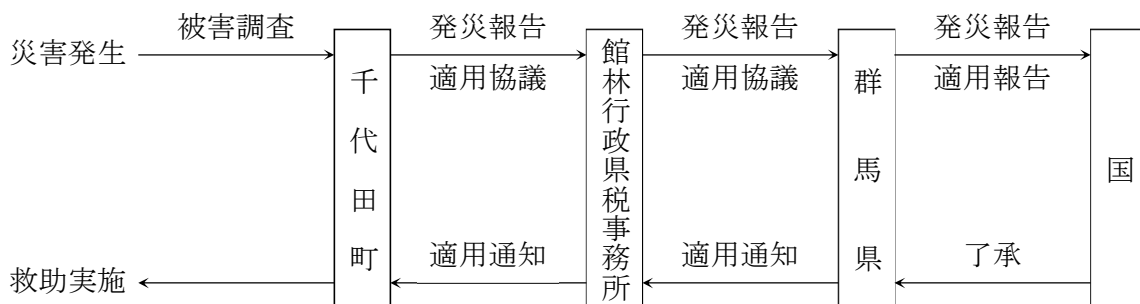
知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事は、町からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。
- (3) 知事は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

■ 法の適用事務



2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 前記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法による救助の内容等は、資料 14-1 のとおりである。

■ 災害救助法適用基準表

市町村	人口（人）	A	B
千代田町	10,861	40	20

(注) 1 人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在（国勢調査）

2 A 欄及び B 欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、前記 2（5）による救助の種類は、（1）のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

第8節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 動物愛護の実施方法

県が設置する動物救護本部は町と連携し、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

(2) 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

(3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第9節 消防計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 館林地区消防組合消防本部による消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動については、館林地区消防組合の定める消防計画によるものとする。町は、災害対策基本法に基づく千代田町災害対策本部が設置されたときは、館林地区消防組合消防本部と密接に連絡してその業務を処理する。

2 消防団による消防活動

千代田消防団は、館林地区消防組合消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは館林地区消防組合消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、本部及び館林地区消防組合消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を館林地区消防組合消防本部と協力して行う。

3 自主防災組織による消防活動

(1) 出火防止

地域住民に対して、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

(2) 消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

第10節 水防計画

風水害時は、河川の増水、堤防の決壊等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、館林地区消防組合消防本部と連携して、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

(1) 水防本部

水防本部長（町長）は、館林地区消防組合管理者（以下「組合管理者」という。）の指令、又は自ら必要と認めた場合は、水防本部を設置し、各種の指令又は総括的水防業務の処理に当たる。

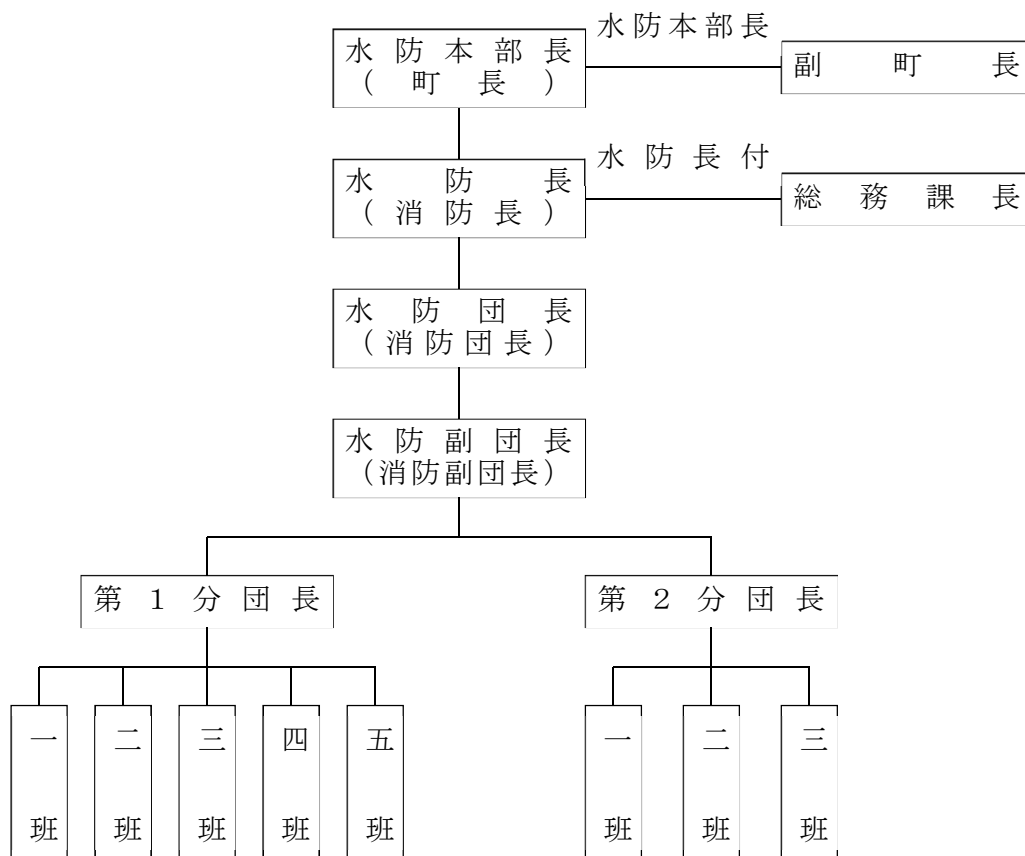
(2) 水防団長（消防団長）の任務

水防団長は、水防本部長の指揮に基づき各水防地区分団長に対し、諸般の指令を発し水防業務の指令監督に当たる。

(3) 水防地区分団長（消防分団長）の任務

水防地区分団長は、水防団長の指令に基づき各水防団員を指揮統率の上、所属防ぎょ地区の巡視、警戒、水防作業の完遂を期するものとする。

(4) 水防団の組織



(5) 水防区域

水防区域は、町全域とする。

本町における重要水防区域については、資料2-1のとおりである。

2 水防活動

町長は、水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、次に定める基準により水防団を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

出動や出動準備の基準は概ね次のとおりとする。

(1) 待機

待機命令は、次の状況の際、発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状況を把握することに努め、又は一般団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	1 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき。 2 水防警報（待機）が発せられたとき。 3 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
------	---

(2) 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際、発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等に当たり、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため一部団員を出動させること。

出動準備基準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき。
--------	---

水防団長は、出動準備の指令を受けたとき又は自ら必要と認めたる場合は、所要分団を招集して次の事項の準備をする。

ア 情報連絡

イ 資器材の整備点検

ウ 資材運搬車両の確保

エ 水位標のある場所は観測者派遣

オ 堤防巡視員の派遣

カ 重要樋門開閉確保のための派遣

(3) 出動

出動命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	1 水防警報（出動）が発せられたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。
------	--

水防団の出動区分は、次表のとおりとし、また、水防団長は自ら必要と認め出動を発令したときは、次の措置をとるものとする。

ア 重要水防区域に対する警戒配置

イ 資器材輸送

ウ 水防作業

■ 水防団員出動区分一覧表

河川名等	地区名	本部地区団の位置	水防担当区域	分 担 表		
				責任者	業 務	人 員
利根川 利根加用水 新谷田川		千代田町 役場 TEL 86-2111	管 内 全 域	団 長	全般の指 導・情 報・連絡	本部要員 関係職員
利根川	西部 水防 地区	同 上	大泉町古海より瀬戸井 までの左岸 3,500m	副団長	資材配給 運搬警戒 巡視伝令 水防指導	第 1 分団長 以下団員
利根加用水			大泉町古海境より瀬戸 井までの両岸 3,600m			
新谷田川			大泉町古海境より舞木 までの右岸 1,500m			
利根川	東部 水防 地区	同 上	赤岩境より明和町大輪 までの左岸 4,860m	副団長	同 上	第 2 分団長 以下団員
利根加用水 邑楽用水			瀬戸井境より明和町大 輪までの両岸 4,900m			

(4) 巡視及び警戒

ア 町長は、気象又は水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるとき、又は、地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒に当たる。

イ 巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者に報告するものとする。

巡視に当たって留意すべき事項は、概ね次のとおりである。

- (ア) 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- (エ) 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- (オ) 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- (カ) 堤防から水があふれる状況

ウ 町長は、県から非常配備体制が指令された場合は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

(5) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(6) 緊急通行

ア 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共のように供しない空き地及び水面を通行することができる。

イ 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

(7) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

(8) 居住者の出動

町長は緊急事態発生により、水防団のみの水防活動に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水防法第 24 条に基づき、住民に対して水防に従事させることができる。居住者の出動区分一覧表は次表のとおりである。

■ 居住者の出動区分一覧表

河川名	地区名	居住地域
利根川	千代田町 東・西部地区	赤岩、舞木、瀬戸井、上五箇、上中森、下中森

(9) 水防通信連絡施設及び輸送車両の確保

ア 通信施設

館林地区消防組合水防計画に定める通信施設を活用するものとする。なお、通信不能の場合を考慮して本部要員に伝令担当者を確保しておくものとする。

イ 輸送車両の確保

第 2 部第 6 章第 3 節「緊急輸送」による。

(10) 樋門等の操作

管内における水防上重要な関係を有する樋門等で、組合管理者より指定されたものは資料 4-2 のとおりである。

開閉操作責任者は河川の増水等の場合は、迅速かつ的確に操作するとともに水防本部長に報告するものとする。

3 水防信号

水防法第 20 条の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりである（平成 6 年群馬県告示第 106 号）。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－ 休 ○－ 休 ○－ 休 止 止 止
第 2 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 ○－ 休 ○－ 休 ○－ 休 止 止 止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

4 決壊時の処置

(1) 通報

ア 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずべき事態を生じたときは、水防長は速やかに水防本部長に報告するものとする。

イ 水防本部長は決壊後であっても、できる限り氾濫による被害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 避難のための立退き

ア 立退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長又はその命をうけた水防本部員若しくは水防団員は、必要と認める区域の居住者に対し、信号及び広報施設等を利用して、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。

指示をする場合においては、大泉警察署長にその旨を通知するものとする。

また、状況に応じ、第 2 部第 1 章第 2 節「避難誘導」に定める避難指示等を発令し、住民の安全確保に努める。

イ 立退き予定地等住民への周知

町は、大泉警察署長及び消防機関の長等と協議の上、立退き予定先、経路等を選定し住民に周知徹底しておくものとする。

5 水防解除

(1) 非常配備の解除

水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときには、その旨を組合管理者に報告するとともに、文書をもつ

て報告する。

(2) 水防団の非常配備の解除

水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を水防本部長に直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県及び国の支援を受けながら共同して計画的に行う。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

4 県・国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 町、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人財の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 町、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 町は、町域において、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、国及び県に対し町長に代わって工事を行う権限代行制度による支援の要請を行う。
- (4) 県及び町は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県知事等に代わって国が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (5) 町は、町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、国及び県に対し町長に代わって工事を行う権限代行制度による支援の要請を行う。
- (6) 町は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (7) 県及び町は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

町は、千代田町災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省平成29年9月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所令和3年3月)によるものとする。

(4) 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方針に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に要配慮者等多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (4) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

ア 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

町は、県と連携し、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4) 既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人財の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(6) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- (4) 町は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に支援を要請する。
- (5) 県は、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。
また、町は、県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会に参加するものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町は必要に応じ、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する
- (3) 町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

町は、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

(1) 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国2/4

(2) 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支給対象者	災害により重度の障がいを受けた者
支給額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

(3) 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律					
支給機関	市町村					
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害					
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主					
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円					
貸付条件	貸付利率…年3%（措置期間3年～5年は無利子）、償還期間…10年以内					
所得制限	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人以上
	町民税における前年の総所得金額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円					
貸付原資 拠出割合	県1/3、国2/3					

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

支給機関	県（危機管理課） ただし、市町村経由
対象となる災害	次のいずれか

	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 <ul style="list-style-type: none"> イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 <ul style="list-style-type: none"> イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者…… 1人 30万円 重傷者……… 1人 5万円 全壊……… 1世帯 10万円 半壊……… 1世帯 5万円 床上浸水……… 1世帯 2万円 (注) 知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 千代田被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5) 被災者生活再建支援金

ア 被災者生活再建支援法

根拠法令	被災者生活再建支援法
支給機関	県(危機管理課) ただし、被災者生活再建支援法人に委託
対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る。) 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る。) 6 3又は4に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(ただし、人口10万人未満に限る。)
対象となる世帯	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) 5 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊)

支給金額 ※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる。	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
	住宅の被害程度	全壊 (1の世帯)	解体 (2の世帯)	長期避難 (3の世帯)	大規模半壊 (4の世帯)	
	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
		単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） (対象となる世帯：1～4)					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）		
	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	
		単数世帯	150万円	75万円	37.5万円	
	(対象となる世帯：5)					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）		
支給額	複数世帯	100万円	50万円	25万円		
	単数世帯	75万円	37.5万円	18.75万円		
※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。						
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給 ・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助 					

イ 千代田町被災者生活再建支援制度

根拠法令	千代田町被災者生活再建支援金支給要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等（前記「ア 被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯1～5」が発生した災害
対象となる世帯	前記「ア 被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、前記「ア 被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	前記「ア 被災者生活再建支援法」と同じ。
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から支援金を支給 ・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助

(6) 生活福祉資金（災害援護資金）

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障がい者世帯 3 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
貸付金額	150万円目安（福祉費）、10万円（緊急小口資金）
貸付条件	利率…年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）（福祉費） 無利子（緊急小口資金）

	償還期間…据置期間（6月以内）経過後7年以内（福祉費） （2月以内）経過後12月以内（緊急小口資金）
--	---

4 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

5 雇用の確保

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、町と連携し、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

(2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、町と連携し、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

県は、群馬労働局及び町等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。また、県は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

6 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

(1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

7 恒久的な住宅確保の支援

町は、県と連携し、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

町は、県と連携し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

町は、県と連携し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するもの

とする。

10 支援措置の広報等

町は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

町は、県と連携し、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

- (1) 町は、県と連携し、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。
 - ア 助成措置
 - イ 経営資金
 - ウ 事業資金
 - エ 農漁業用施設資金
 - オ 農林漁業金融公庫による貸付け
- (2) 町においては、千代田町農漁業災害対策特別措置条例（平成12年条例第26号）により、助成措置を講ずる。

4 地場産業・商店街への配慮等

町は、県と連携し、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

町は、県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てる等して、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

1 激甚災害の早期指定の確保

町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 激甚災害法に定める事業

激甚災害法の特別財政援助の対象は次のとおりである。なお、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業費負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する町の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共

団体又はその機関が施行するもの

(イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、市町村が行う排除事業

セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

(ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第 14 条）
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第 16 条）
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の 2 / 3 を補助する。
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第 17 条）
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の 1 / 2 を補助する。
- ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第 19 条）
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第 20 条）
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
- オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第 21 条）
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の 2 / 3 を補助する。
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第 22 条）
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の 3 / 4 を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第 24 条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1 箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第 8 節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第3編 震災対策編

第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、次の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる町土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

第1章 地震に強い町土づくり

地方公共団体は、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、町、県、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 町土の保全

1 水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図る等防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯等については、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、次の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

1 建築物の耐震性の確保

町及び県は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、この節において「耐震改修促進法」という。）の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

県は町と連携して、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けている。

町は、千代田町耐震改修促進計画（平成29年3月）に基づき、建物の耐震性の確保を推進してきており、令和2年1月時点において、町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）の耐震化率は100%と目標を達成、特定建築物についても95.5%と概ね目標を達成しているが、住宅については75%に留まっている。

このため、千代田町耐震改修促進計画を改訂（令和3年3月）し、令和7年度末までに住宅の耐震化率を85%、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を100%とする等の目標を掲げており、引き続き、町、住民、事業者が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくものとする。

(3) 耐震改修に係る支援制度

千代田町耐震改修促進計画の目標達成に向けて、町と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的な安全確保対策に努めるものとする。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

4 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

5 空家等の把握

具体的な対策については第2編第1部第1章第4節4「空家等の把握」に準ずるものとする。

第4節 ライフライン施設等の機能の確保

具体的な対策については第2編第1部第1章第5節「ライフライン施設の機能確保」に準ずるものとする。

第5節 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び医療機関、学校、スーパー及びホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

町及び県は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

具体的な対策については第4編第3部「危険物等災害対策」に準ずるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、町、県、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難支援対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

（以下、震災対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。）

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

■ 緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）經由による町の防災無線等を通して住民に伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を

地震情報の種類	発表基準	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 1 以上 	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測したときなどに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

■ 情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） 	

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるため、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

具体的な対策については第2編第1部第2章第5節2「情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化」に準ずるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第5節3「情報収集・連絡に係る初動体制の整備」に準ずるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第5節4「多様な情報の収集体制の整備」に準ずるものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

具体的な対策については第2編第1部第2章第5節5「情報の分析整理」に準ずるものとする。

第3節 通信手段の確保

具体的な対策については第2編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第4節 職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

具体的な計画については、第2編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第6節 防災中枢機能等の確保

具体的な対策については第2編第1部第2章第9節「防災中枢機能等の確保」に準ずるものとする。

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第10節「救助・救急・保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずるものとする。

第8節 消火活動体制の整備

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

町は、消防機関と連携して、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 消防力の整備

消防機関は、町と連携して「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

2 震災による出火防止

(1) 建築同意制度の活用

消防機関は、町と連携して建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

(2) 一般家庭に対する指導

消防機関、町及び県は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(3) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育するものとする。

(4) 予防査察等による指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し、地震時の防火安全対策を指導するものとする。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取組むことがもつとも効果が大きい。

このため、町及び消防機関は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が

困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第10節 避難の受入体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、町は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所等を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

(1) 町は、避難路及び指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 町は、消防機関、警察機関等と協議して、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

(3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(5) 不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(6) 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、第2編第1部第4章第1節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(7) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(8) 町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童・生徒・園児等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(9) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設との情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、地震による災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるよう努める。

3 指定避難所

具体的な対策については第2編第1部第2章第12節2「指定避難所」に準ずるものとする。

4 案内標識の設置

具体的な対策については第2編第1部第2章第1節5「案内標識の設置」に準ずるものとする。

5 応急仮設住宅等

具体的な対策については第2編第1部第2章第12節3「応急仮設住宅等」に準ずるものとする。

6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

具体的な対策については第2編第1部第2章第1節7「新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応」に準ずるものとする。

第11節 食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第2章第13節「食料・飲料水・生活必需品及び燃料等の調達・供給体制の整備」に準ずるものとする。

第 12 節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 地震活動の見通し 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	町外への広域避難 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
--	---

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等

エ 広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）

オ 災害時における報道要請及びその受入について、報道機関との間で協定を締結する等して協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

(3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

具体的な対策については第 2 編第 1 部第 2 章第 14 節 2 「広聴体制の整備」に準ずるものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

具体的な対策については第 2 編第 1 部第 2 章第 14 節 3 「災害時外国人支援情報コーディネーターの育成」に準ずるものとする。

第 13 節 二次災害の予防

地震又は降雨等による水害や、地震による建築物・構造物の倒壊等を防止するため、町は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の活用

- (1) 地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、町は県と連携し、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の活用を図る。
- (2) 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、町は県と連携し、被災宅地危険度判定士の活用を図る。
- (3) 町は、地震後の降雨等による洪水等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。また、町は、これらの危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。町は、消防機関と連携し、危険物等による二次災害の防止を図る。

3 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第 14 節 複合災害対策

具体的な対策については第 2 編第 1 部第 2 章第 16 節「複合災害対策」に準ずるものとする。

第 15 節 防災訓練の実施

具体的な計画については、第 2 編第 1 部第 2 章第 17 節「防災訓練の実施」に準ずるものとする。

第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町及び県に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町、県その他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

具体的な対策については第2編第1部第3章第1節「災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずるものとする。

第2節 防災思想の普及

町は、地震発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

1 防災知識の普及

(1) 家庭内の危険防止

ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣及び門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 地震が起きたときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所及び避難路の確認

オ 安全な避難経路の確認

カ 非常持出し品のチェック

キ 自動車へのこまめな満タン給油

ク 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

ケ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

コ 地震情報の入手方法

サ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(3) 非常持ち出し品の準備

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等）

エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

（4）屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

ア 身の安全の確保

（ア）机や椅子に身を隠す。

（イ）玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

（ウ）あわてて外に飛び出さない。

イ 火災を防ぐ。

（ア）火の始末をする。

（イ）火が出たら初期消火に努める。

ウ 狭い路地、塀ぎわ、川べりに近づかない。

エ 避難方法

（ア）徒歩で避難する。

（イ）携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

オ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

キ 自動車運転者にとるべき行動

（ア）道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。

（イ）ラジオで災害情報を聞く。

（ウ）警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

（エ）避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

（5）正しい情報の入手

ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

イ 町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

（6）電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

（7）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（8）町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 学校教育による防災知識の普及

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節3「学校教育による防災知識の普及」に準ずるものとする。

3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節4「防災知識の普及啓発資料の作成・配布等」に準ずるものとする。

4 防災訓練の実施指導

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節6「防災訓練の実施指導」に準ずるものとする。

5 要配慮者等への配慮

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節7「要配慮者等への配慮」に準ずるものとする。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節8「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」に準ずるものとする。

7 疑似体験装置等の活用

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節9「疑似体験装置等の活用」に準ずるものとする。

8 緊急地震速報の普及啓発

町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

■ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など 屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例
駅やデパートなどの集客施設	<p>○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

9 被災地支援に関する知識の普及

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節 10「被災地支援に関する知識の普及」に準ずるものとする。

10 過去の災害教訓の伝承

具体的な対策については第2編第1部第3章第2節 11「過去の災害教訓の伝承」に準ずるものとする。

第3節 住民の防災活動の環境整備

具体的な計画については、第2編第1部第3章第3節「住民の防災活動の環境整備」に準ずるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

具体的な対策については第2編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずるものとする。

第5章 その他の災害予防

第1節 地震防災緊急事業の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画の作成

- (1) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の規定により、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画を作成することができる、とされている。
- (2) 群馬県では、県の各部局、市町村、消防本部が実施する地震防災緊急事業の計画を県消防防災課（現危機管理課）がとりまとめ、次のとおり、第1～6次までの五箇年計画を作成し、施設等の整備に努めてきたところである。

名称	実施期間
第1次五箇年計画	平成8年度から平成12年度まで
第2次五箇年計画	平成13年度から平成17年度まで
第3次五箇年計画	平成18年度から平成22年度まで
第4次五箇年計画	平成23年度から平成27年度まで
第5次五箇年計画	平成28年度から平成32年度まで
第6次五箇年計画	令和3年度から令和7年度まで

- (3) また、令和3年度から令和7年度までを実施期間とする五箇年計画（第6次五箇年計画）を令和3年度に作成した。

2 地震防災緊急事業の推進

第6次五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する県の各部局、町、消防本部は、本事業が緊急的な事業であることを十分認識し、地震防災に寄与する施設等が着実に整備されるよう事業の推進に努めるものとする。

第2節 帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光等の出先で地震に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。本町の属する東毛地域は、埼玉県、栃木県に隣接し、有機的に道路網が巡らされているため、通勤、通学、買物等の往来が盛んである。そのため、本町の住民が他県で被災する場合や、他県の住民が本町内で被災する場合が想定される。

町は、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援等を、関係機関と平素より検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者に対する取組

(1) 普及啓発

町及び県は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。

(3) 備蓄物資の確保

町は、帰宅できず町内に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

町及び県は、一時滞在施設等に関する情報、バスの運行、道路の復旧情報等に関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

町及び県は、大勢の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

2 事業所等の取組

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間止めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業

所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

3 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

4 各学校の取組

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第3節 災害廃棄物対策

具体的な対策については第2編第1部第5章第3節「災害廃棄物対策」に準ずるものとする。

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

具体的な対策については第2編第1部第5章第4節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずるものとする。

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難支援対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（風水害、建築物倒壊など）の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、地震活動の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

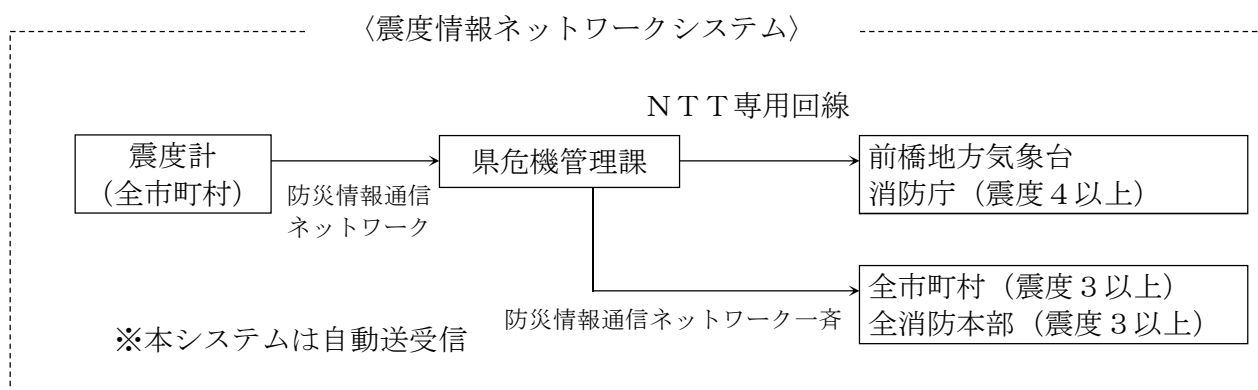
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 地震情報の収集・連絡

1 震度情報の収集・連絡

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

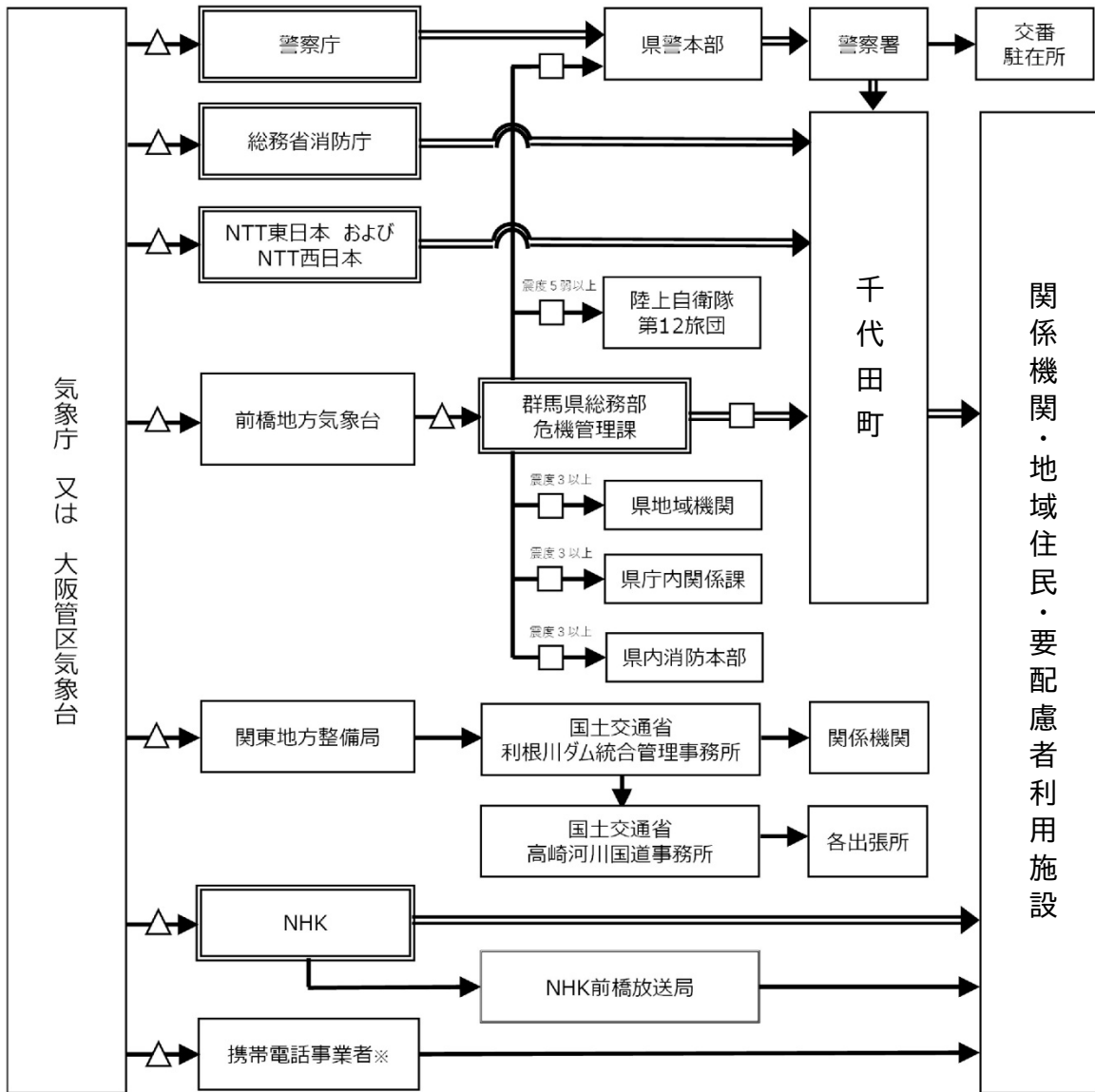
県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村（70地点）全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、とりまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット）」により各機関に伝達するものとし、町は受理した情報を必要に応じて住民に伝達するものとする。

■ 伝達系統



※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の2の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置の措置が義務付けられている伝達経路

- △ 専用回線
- 県防災情報通信ネットワーク

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報について、町が関係機関と連絡できない場合は、県防災情報通信ネットワークにより、県及び前橋地方気象台から震度情報及び地震情報が伝達される。

2 地震情報等の伝達

(1) 伝達方法

町は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受理した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。周知方法は、概ね次のとおりとする。

- ア 防災行政無線による方法
- イ 町安全安心メールによる方法
- ウ テレビ放送、ラジオ放送による方法
- エ 広報車による方法
- オ サイレン、警鐘等による方法
- カ 伝達組織を通じて周知する方法

(2) その他の措置

- ア 町は警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受理、伝達、その他取扱に関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- イ 県から地震情報等を受理した場合は、解除になるまで、放送局の放送により状況を聴取するよう努めなければならない。
- ウ 災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

第2節 災害情報の収集・連絡

具体的な対策については、第2編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずるものとする。

第3節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 活動体制の確立

町に地震が発生した場合は、速やかに災害警戒本部並びに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定により町長は、災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

(1) 本部設置前の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、町の地域において下記の地震等が発生した場合は、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うとともに、警戒体制をとるものとする。

また、職員動員計画表における初期動員をもって対応する。

ア 配備基準

(ア) 警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要があるとき。

(イ) 震度4以上の地震が発生したとき。

イ 配備の解除

前記アの地震情報等が解除され、災害発生の危険性が解消されたと認めたとき、配備を解除する。

(2) 災害警戒本部の設置

地震等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特に、このことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、町の地域において下記の地震等が発生した場合は、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものとする。

また、職員動員計画表における1号配備をもって対応する。

ア 災害警戒本部の設置基準

(ア) かなりの被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 震度5強の地震が発生したとき。

イ 災害警戒本部の解散

情報収集等により、災害の危険性が解消された又は災害対策活動が完了したと認めたとき、災害警戒本部を解散する。

ウ 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとする。

エ 災害対策本部への切り替え

情報収集等により、災害救助法の適用等が想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(3) 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第 23 条第 1 項及び千代田町災害対策本部条例（資料 1 - 3 参照）等の規定により、次のアのいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

また、職員動員計画表における 2 号配備又は 3 号配備をもって対応する。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 2 号配備基準による設置

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 3 号配備基準による設置

- a 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- b 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- c 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。

(ウ) その他

前記 (ア) (イ) のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

イ 災害対策本部の廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- b 災害対策活動が完了した場合

ウ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責 任 者
庁内各課等	庁内放送による	総務課長
県本部	電話による	
一般住民	防災行政無線・広報車により行う	
報道機関	口頭・電話による	

エ 設置場所

災害対策本部は、町役場庁舎内に設置する。ただし、役場庁舎が被災する等、使用不能の場合は、災害の状況に応じて、コスメ・ニスト千代田町プラザ及びその他の施設に設置する。その際には、速やかに町職員及び防災関係機関等に通知する。

(4) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわる

ことなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部又は総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

（ア）大泉警察署からの収集

（イ）消防本部、千代田消防署からの収集

（ウ）報道関係機関からの収集

（エ）県出先機関からの収集

（オ）防災関係機関からの収集

（カ）職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告・連絡、応援要請

（ア）県及び防災関係機関等への報告・連絡

（イ）自衛隊等に対する応援要請

（5）災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

2 職員配備体制

（1）配備基準

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとし、本部長が、震度、被害状況等に応じ配備決定するものとする。

■ 職員動員計画表

区分	発令基準	配備体制
初期動員	1 警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要があるとき。 2 震度4以上の地震が発生したとき。	本部設置前の警戒体制として、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。 (原則として全職員の10%)
1号配備	1 かなりの被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 震度5強の地震が発生したとき。	災害警戒本部を設置し、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の25%)
2号配備	相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により、中規模災害に対処し得る体制とする。 (全職員の50%)
3号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。	災害対策本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。 (全職員)

(2) 職員の動員

各班長は、所属職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、動員計画表あるいは連絡系統図を作成し、常に動員体制の整備に努める。

ア 勤務時間内の伝達系統及び方法

伝達系統及び方法については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

イ 勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

(ア) 勤務時間外の動員を迅速・的確に行い、素早い初動体制の確立を図るため、日直及び千代田消防署との連絡体制を確立する等、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

(イ) 動員の伝達

動員の伝達は、防災行政無線、一般加入電話、携帯電話等を通じて行うものとするが、いずれの伝達も受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁するものとする。

- 震度4以上 初期動員（原則として職員の10%）
- 震度5強 第1号配備（原則として職員の25%）
第2号配備（原則として職員の25%）
- 震度6弱以上 第3号配備（全職員）

(ウ) 登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

(エ) 登庁の方法

登庁に当たっては、震災の状況及び道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(オ) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・所属班長に報告する。

(カ) 登庁の免除等

- a 震災により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊する等自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。
- b 道路状況等により、登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

ウ 動員数

各配備体制の動員数については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

エ 動員連絡責任者

課名	正副	責任者	備考
総務課	正	総務課長	
総務課	副	危機管理室長	

第2節 広域応援の要請等

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第3節 自衛隊への災害派遣要請

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、住民の生命・身体を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

具体的な活動については、第2編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第2節 医療活動

具体的な対策については、第2編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずるものとする。

第3節 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な活動については、第2編第2部第15章第9節「消防計画」に準ずるものとする。
なお、被災地内の消防機関及び住民等による消火活動については、以下による。

1 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事に要求するものとする。
- (4) 消防機関の具体的な消火活動については、各機関で定める消防計画による。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

具体的な対策については、第2編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずるものとする。

第2節 交通の確保

具体的な対策については、第2編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずるものとする。

第3節 緊急輸送

具体的な対策については、第2編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずるものとする。

第4節 障害物の除去

具体的な対策については、第2編第2部第6章第4節「障害物の除去」に準ずるものとする。

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

具体的な対策については、第2編第2部第1章第2節「避難誘導」に準ずるものとする。

第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

具体的な対策については第2編第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずるものとする。

第3節 応急仮設住宅等の提供

具体的な対策については、第2編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずるものとする。

第4節 広域避難

具体的な活動については、第2編第2部第1章第3節「広域避難」に準ずるものとする。

第5節 県境を越えた広域避難者の受入

具体的な活動については、第2編第2部第7章第3節「県境を越えた広域避難者の受入」に準ずるものとする。

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

具体的な活動については、第2編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずるものとする。

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

具体的な対策については、第2編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずるものとする。

第2節 防疫活動

具体的な活動については、第2編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずるものとする。

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

具体的な対策については、第2編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずるものとする。

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

1 広報活動

(1) 町、県、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

- ア 発生した地震の震源・規模
- イ 被害状況
- ウ 二次災害の危険性
- エ 地震活動の見通し
- オ 応急対策の実施状況
- カ 住民、関係団体等に対する協力要請
- キ 避難指示等の内容
- ク 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区
- ケ 避難時の注意事項
- コ 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- サ 交通規制の状況
- シ 交通機関の運行状況
- ス ライフライン・交通機関の復旧見通し
- セ 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- ソ 各種相談窓口
- タ 住民の安否
- チ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報手段は概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

- ア 防災行政無線による広報

- イ 屋外拡声装置による広報
- ウ 広報車による広報
- エ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- オ 広報紙、掲示板による広報
- カ チラシ、パンフレットによる広報
- キ 避難所への広報班の派遣
- ク 自主防災組織を通じたの連絡
- ケ インターネット・ソーシャルメディア等
- コ Lアラート（災害情報共有システム）

（４）情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

（５）要配慮者への配慮

災害情報の広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

（６）情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害発生により孤立化するおそれのある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

具体的な対策については、第2編第2部第10章第1節2「広聴活動」に準ずるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

具体的な対策については、第2編第2部第10章第1節3「報道機関に対する代表取材の要請」に準ずるものとする。

第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

具体的な対策については、第2編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

具体的な対策については第2編第2部第11章第2節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずるものとする。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

具体的な対策については第2編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずるものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

具体的な対策については、第2編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

具体的な対策については第2編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

具体的な対策については第2編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

具体的な対策については第2編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

具体的な対策については第2編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずるものとする。

第 11 章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第 1 節 二次災害の防止

1 二次災害の防止活動

町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 水害対策

- (1) 町は県と連携し、地震あるいは降雨等による二次的な水害等の危険箇所の点検について、専門技術者等を活用して行う。
- (2) 前記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 町は県と連携し、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。
- (2) 町は県と連携し、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物・火薬・高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。
また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 県、消防機関、警察機関又は町は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 空家の二次災害対策

具体的な対策については第2編第2部第4章第1節6「空家の二次災害対策」に準ずるものとする。

第 12 章 自発的支援の受入

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町及び県は、これらの支援を適切に受入れる必要がある。

第 1 節 ボランティアの受入

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 13 章第 1 節「ボランティアの受入」に準ずるものとする。

第 2 節 義援物資・義援金の受入

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 13 章第 2 節「義援物資・義援金の受入」に準ずるものとする。

第 13 章 要配慮者対策

第 1 節 要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 14 章第 1 節「要配慮者の災害応急対策」に準ずるものとする。

第14章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

具体的な対策については、第2編第2部第15章第1節「災害警備活動」に準ずるものとする。

第2節 学校・認定こども園の災害応急対策

地震発生時の児童・生徒・園児等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育・保育ができない場合の適切な応急教育・応急保育の実施等、文教・保育対策に必要な措置を講ずる。

災害対策の詳細については、小・中学校、認定こども園の災害対応マニュアルによるものとする。

1 地震情報の把握

小・中学校、認定こども園の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

小・中学校、認定こども園の管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎・園舎の損壊状況を確認し、施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における小・中学校、認定こども園の管理者は、校舎・園舎周辺の巡視を行い、洪水等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 児童・生徒・園児の安全確保

具体的な対策については、第2編第2部第15章第3節3「児童・生徒・園児の安全確保」に準ずるものとする。

4 小・中学校の対策

具体的な対策については、第2編第2部第15章第3節4「小・中学校の対策」に準ずるものとする。

5 認定こども園の対策

具体的な対策については、第2編第2部第15章第3節5「認定こども園の対策」に準ずるものとする。

6 給食の措置

具体的な対策については、第2編第2部第15章第3節6「給食の措置」に準ずるものとする。

7 避難者の援護と授業・保育との関係

具体的な対策については、第2編第2部第15章第3節7「避難者の援護と授業・保育との関係」に準ずるものとする。

第3節 文化財施設の災害応急対策

1 地震状況の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 利用者・観覧者の安全確保

文化財の所有者・文化財の管理者は、次により利用者・観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に観覧者がいるときに被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

具体的な対策については、第2編第2部第15章第4節4「文化財の安全確保」に準ずるものとする。

5 災害情報の連絡

具体的な対策については、第2編第2部第15章第4節5「災害情報の連絡」に準ずるものとする。

6 応急修復

具体的な対策については、第2編第2部第15章第4節6「応急修復」に準ずるものとする。

第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

具体的な対策については、第2編第2部第15章第5節「金融事業及び郵便事業の災害応急対策」に準ずるものとする。

第5節 労働力の確保

具体的な対策については第2編第2部第15章第6節「労働力の確保」に準ずるものとする。

第6節 災害救助法の適用

具体的な対策については、第2編第2部第15章第7節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第7節 動物愛護

具体的な対策については、第2編第2部第15章第8節「動物愛護」に準ずるものとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

具体的な対策については、第2編第3部第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずるものとする。

第2節 原状復旧

具体的な対策については、第2編第3部第2節「原状復旧」に準ずるものとする。

第3節 計画的復興の推進

具体的な対策については、第2編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第2編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第2編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第6節 公共施設の復旧

具体的な対策については、第2編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第7節 激甚災害法の適用

具体的な対策については、第2編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第8節 復旧資金の確保

具体的な対策については、第2編第3章第8部「復旧資金の確保」に準ずるものとする。

第4編 その他の災害対策編

第1部 航空災害対策

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

第2節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第3節 職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 捜索活動体制の整備

県警察、消防機関、自衛隊は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急活動体制の整備

町、県、消防機関、県警察及び自衛隊は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 医療活動体制の整備

- (1) 町、県、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

4 消火活動体制の整備

消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第7節 広報・広聴体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第2章 災害応急対策

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

ア 航空機火災

イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）（資料16-1）による。

第2節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第3節 応急活動体制の確立

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

第4節 広域応援の要請等

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第6節 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索活動

- (1) 消防機関、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の搜索を実施するものとする。
- (2) 町は、必要に応じ、県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行い、搜索活動を行うものとする。

2 救助・救急活動

- (1) 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (4) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- (5) 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送するものとする。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用するものとする。

3 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

第7節 医療活動

1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送に時間を要する場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 救護班の編成
 - ア 救護班の編成は、負傷者又は病者の多少によりその都度町長が定める。
 - イ 救護班は、概ね医師、看護師その他をもって編成する。
- (3) 救護班の任務

当該地区における負傷者の救護については、事故現場その他の場所における応急処置及び最寄りの医療機関までの移送を援助する。
- (4) 町は、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 町内の医療機関による医療活動

負傷者を受入れた医療機関（資料6-1）は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 受入れた負傷者に対し治療を施す。
- (2) 負傷者の受入ができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (3) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (4) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

負傷者の治療に当たっては、トリアージを行い、負傷者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

第8節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

具体的な対策については、第2編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずるものとする。

第9節 交通の確保

具体的な対策については、第2編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずるものとする。

第10節 広報・広聴活動

具体的な対策については、第2編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第2部 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る必要がある。

第1章 災害予防

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 異常現象の発見及び情報提供

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備に努める。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

1 道路施設の整備

町は、管轄する道路について次により道路施設の整備を図るものとする。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備に努める。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

第4節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第5節 職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

町、県、消防機関、県警察及び自衛隊は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 町、県、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

道路管理者、消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第9節 広報・広聴体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第10節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第 11 節 その他の災害予防

1 危険物等防除資機材の整備

消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

2 応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の様態、被害の状況等に関する情報を収集し、町、関東地方整備局、県、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

ア トンネル内車両火災

イ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。（様式は、資料16-1参照のこと。）

第2節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第3節 応急活動体制の確立

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

第4節 広域応援の要請等

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第6節 救助・救急活動

1 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

- (1) 町は、必要に応じ、県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行い、救助・救急活動を行うものとする。
- (2) 自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所等による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第7節 消火活動

1 道路管理者による消火活動

道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

第8節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

具体的な対策については、第2編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずるものとする。

第9節 交通の確保

具体的な対策については、第2編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずるものとする。

第10節 広報・広聴活動

具体的な対策については、第2編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第 11 節 その他の災害応急対策

1 危険物等による二次災害の防止

- (1) 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 消防機関、警察機関は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行うものとする。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 県警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人財の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第3部 危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、町は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1章 災害予防

第1節 危険物等施設の安全性の確保

1 危険物等施設の安全確保

(1) 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱又は輸送を行う事業者（以下この章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

(2) 立入検査への協力

町は、危険物等の取扱規制担当官公署が行う危険物等関係施設への立入検査に協力するものとし、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(3) 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

(5) 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 危険物施設等の把握

館林地区消防組合は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

第3節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第4節 職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

町、県、消防機関、県警察及び自衛隊は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏えいに対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 町、県、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 町は、平常時から消防機関、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 町及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第8節 広報・広聴体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第9節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

- (1) 町、事業者、消防機関、警察機関等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するよう努めるものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県、県警察、消防機関及び事業者が訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第10節 その他の災害予防

1 防災業務関係者の安全確保

事業者、消防機関、警察機関は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

2 防除活動体制の整備

- (1) 事業者、消防機関等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町、県、事業者、消防機関、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

3 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、町、県、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

ア 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

(イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

ウ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

エ 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）（資料16-1）による。

第2節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第3節 応急活動体制の確立

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

第4節 広域応援の要請等

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第6節 救助・救急活動

1 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

- (1) 町は、必要に応じ、県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行い、救助・救急活動を行うものとする。
- (2) 自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所等による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

6 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

第7節 医療活動

具体的な対策については、第2編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずるものとする。

第8節 消火活動

1 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 消火活動従事者の安全の確保

消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

第9節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

具体的な対策については、第2編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずるものとする。

第10節 交通の確保

具体的な対策については、第2編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずるものとする。

第11節 危険物等の大量流出に対する応急対策

町、県、事業者、消防機関、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

第 12 節 避難の受入活動

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 1 章第 2 節「避難誘導」及び同部第 7 章第 1 節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずるものとする。

第 13 節 広報・広聴活動

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 10 章第 1 節「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第 14 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

原子力事業者、県その他関係機関は、核燃料物質等（注 1）の運搬中の事故による特定事象（注 2）が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずるものとする。

注 1 「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。（以下この節において同じ。）

注 2 「特定事象」

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から 1 m 離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏れいすること又は漏れいする蓋然性が高いこと。

1 特定事象発生の連絡

原子力防災管理者（注 3）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15 分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、文部科学省、経済産業省、内閣府、県、町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

注 3 「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第 9 条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第 16 条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

- (1) 県は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原

子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

- (2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。

4 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県(危機管理課)に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5 一般公衆の安全の確保

町及び県は、事故現場周辺の住民を避難させる等一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第 20 条第 3 項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第 15 節 その他の災害応急対策等

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 14 章「要配慮者対策」及び同部第 15 章「その他の災害応急対策」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人財の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 被災中小企業等の復興の支援

第2編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

第4部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原災法第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本町役場庁舎から、茨城県のJCO東海事業所は約104km、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所は約154km、福島県の福島第一原子力発電所は約195km、福島第二原子力発電所は約187kmの距離に位置している。

本対策では、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町が県、関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

※平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害等対策編」によるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、県、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 情報の分析整理

町は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

1 環境放射線モニタリングの実施

町は、県が実施する県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するための、平常時の県内における環境放射線モニタリングに協力する。

2 関係機関との協力体制の整備

町は、県が実施する県外原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、県、環境放射線モニタリング実施機関、その他関係機関等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制の整備に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努めることとする。

なお、町は、必要に応じ、県が収集した情報の提供を受けるものとする。

第2節 モニタリング体制の強化

県は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し次の対応を実施する。

町は、実施結果等の提供を受け、住民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果のとりまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や町等関係機関へ連絡するものとする。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図ることとする。

町は、必要に応じ、県が収集した情報の提供を受けるものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

町、群馬東部水道企業団及び県は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するものとする。

町は、必要に応じ、県が収集した情報の提供を受けるものとする。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

町は、必要に応じ、県が収集した情報の提供を受けるものとする。

第3節 住民等への情報伝達・相談活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 町は、県より情報提供を受け、防災行政無線、屋外拡声装置、広報車、テレビ・ラジオ・新聞社等報道機関、広報紙、掲示板、チラシ、パンフレット、自主防災組織を通じての連絡等を利用した広域的な情報提供に努める。また、インターネット、ソーシャルメディア、町安全安心メール、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 町は、伝達する情報について、県、国の原子力災害対策本部、原子力施設の立地県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (5) 町は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
情報提供すべき内容としては、次のような事項が想定される。
 - ア 県内の空間放射線量率に関する情報
 - イ 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
 - ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 町は、県や国等と連携し、必要に応じ、速やかに県民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、次のようなものが挙げられる。
 - ア 放射線による健康相談窓口
 - イ 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
 - ウ 県内の空間放射線量に関する相談窓口
- (2) 町は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

町は、県と連携し、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

4 避難者等への除染の実施

町は、県と連携し、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保し実施する。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

1 水道水の摂取制限等

町及び群馬東部水道企業団は、原子力災害対策指針の指標や厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づいた県の要請を受け、水道水の摂取制限等の措置及び広報を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

町は県と連携し、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

町は、原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づいた県の要請を受け、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、関係団体、生産者等に要請するものとする。

4 食料及び飲料水の供給

町は、第2編第2部第8章「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

町及び群馬東部水道企業団は、県と連携し、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。

第5節 風評被害等の未然防止

町は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 廃棄物の適正処理

町は、県と連携し、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督するものとする。

第7節 各種制限措置の解除

町、県その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

町は県と連携し、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農畜水産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

町は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農畜水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

町は、県と連携し、モニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の実験家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

第5部 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1章 災害予防

第1節 火災に強いまちづくり

1 火災に強いまちの形成

(1) 町、県及び消防機関は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、公園、河川等骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 建築物や公共施設の耐震、不燃化
- ウ 水面・緑地帯の計画的確保
- エ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- オ 準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

- ア 公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行う等適正な維持管理を行うものとする。
- イ 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等の防火対象物において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るよう指導するものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

- ア 公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等の防火対象物について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

- イ 町及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。
- (4) 一般住宅への火災警報器の設置

平成 16 年 6 月 2 日に消防法が改正され（平成 18 年 1 月 1 日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、町は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

第 2 節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に通報するものとする。
- (2) 県は、前記 (1) の通報を受けたときは、消防法第 22 条第 2 項の規定により、直ちにこれを各市町村に通報するものとする。

3 火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 3 項の規定により、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備

具体的な対策については、第 2 編第 1 部第 2 章第 5 節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

第 4 節 通信手段の確保

具体的な対策については、第 2 編第 1 部第 2 章第 6 節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第5節 職員の応急活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずるものとする。

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずるものとする。

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

町、県、消防機関、県警察及び自衛隊は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 町、県、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 町及び消防機関は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 町及び消防機関は、平常時から自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町及び消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずるものとする。

第9節 避難の受入体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずるものとする。

第10節 広報・広聴体制の整備

具体的な対策については、第2編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。

第11節 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 町、消防機関、県警察、事業者及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、消防機関、県警察、事業者及び地域住民等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第 12 節 防災思想の普及

1 防災知識の普及

- (1) 町は、消防機関と連携し、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。
- (2) 学校等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

2 防災関連設備等の普及

町は消防機関と連携し、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3 防災訓練の実施指導

町、消防機関、県及び県警察は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県又は消防庁への連絡は、「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）（資料 16-1）による。

第2節 通信手段の確保

具体的な対策については、第2編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第3節 応急活動体制の確立

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

第4節 広域応援の要請等

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「広域応援の要請等」に準ずるものとする。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第6節 救助・救急活動

具体的な対策については、第2編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第7節 医療活動

具体的な対策については、第2編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずるものとする。

第8節 消火活動

1 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎよ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事に要求するものとする。
- (4) 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第9節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

具体的な対策については、第2編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずるものとする。

第 10 節 交通の確保

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 6 章第 2 節「交通の確保」に準ずるものとする。

第 11 節 避難の受入活動

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 1 章第 2 節「避難誘導」及び同部第 7 章第 1 節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずるものとする。

第 12 節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動、施設、設備の応急復旧活動

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 4 章第 1 節「災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」及び同部第 12 章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずるものとする。

第 13 節 広報・広聴活動

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 10 章第 1 節「広報・広聴活動」に準ずるものとする。

第 14 節 その他の災害応急対策等

具体的な対策については、第 2 編第 2 部第 14 章「要配慮者対策」及び同部第 15 章「その他の災害応急対策」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

具体的な対策については、第2編第3部第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずるものとする。

第2節 原状復旧

具体的な対策については、第2編第3部第2節「原状復旧」に準ずるものとする。

第3節 計画的復興の推進

具体的な対策については、第2編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第2編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第2編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第6節 公共施設の復旧

具体的な対策については、第2編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第7節 激甚災害法の適用

具体的な対策については、第2編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第8節 復旧資金の確保

具体的な対策については、第2編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずるものとする。

資料編

第 1 組織関係

1-1 防災関係機関一覧

【県機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
群馬県 消防保安課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2241	027-221-0158
〃 危機管理課	〃	027-226-2244	
〃 河川課	〃	027-226-3619	
館林行政県税事務所	館林市仲町 11-10	0276-72-4415	0276-73-7858
館林土木事務所	館林市栄町 23-1	0276-72-4355	0276-75-3409
館林保健福祉事務所	館林市大街道 1-2-25	0276-72-3230	0276-72-4628
東部環境事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-2517	0276-31-7410
桐生森林事務所	桐生市相生町 2-331	0277-52-7373	0277-54-5132
東部教育事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-7151	0276-31-7101
東部農業事務所	太田市西本町 60-27	0276-31-3824	0276-31-8388

【指定行政機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
消防庁	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525	03-5253-7535
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
内閣府	千代田区永田町 1-6-1	03-3501-5408	03-3503-5690
総務省	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
農林水産省	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
国土交通省	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8461	03-5253-1608
厚生労働省	千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2614	03-3503-3099
気象庁	千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032

【指定地方行政機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町 2-3-1	027-221-4491	027-224-4426
	勤務時間外	027-896-2001	
関東農政局 群馬県拠点	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3956	0480-52-9529
群馬労働局 館林公共職業安定所	館林市大街道 1-3-37	0276-75-8609	0276-72-4367
東京管区气象台 前橋地方气象台	前橋市大手町 2-3-1	027-896-1220	027-896-1164
	防災業務担当 観測予報担当		027-896-1536

【指定公共機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
日本郵便株式会社 大泉郵便局	大泉町中央 3-2-17	0570-943-794	
〃 赤岩郵便局	千代田町大字赤岩 1706-4	0276-86-3200	0276-86-4090
〃 富永郵便局	千代田町大字上中森 906-1	0276-86-2044	0276-86-4754
東日本電信電話株式会社 群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660	027-330-3008
	勤務時間外	027-325-7999	
株式会社NTTドコモ 群馬支店	高崎市高松町 13	027-393-6414	027-393-6423
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町 189	027-251-1711	027-253-0368
日本通運株式会社 群馬支店	高崎市八島町 58-1 5F	027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド株式会社 群馬総支社	前橋市本町 1-8-16	027-898-4121	027-225-1511
	勤務時間外	0120-995-007	

【指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
公益社団法人 群馬県医師会	前橋市千代田町 1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
公益社団法人 群馬県歯科医師会	前橋市大友町 1-5-17	027-252-0391	027-253-6407
公益社団法人 群馬県看護協会	前橋市上泉町 1858-7	027-269-5565	027-269-8601
一般社団法人 群馬県LPガス協会	前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121	027-280-6170
一般社団法人 群馬県バス協会	前橋市野中町 588	027-261-2072	027-261-5537
一般社団法人 群馬県トラック協会	前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
株式会社エフエム群馬	前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	027-230-1903

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊第 12 旅団 司令部	北群馬郡榛東村 大字新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286/ 2287	0279-54-2011 内線 2239
	勤務時間外	内線 2208 (当直長)	
〃 第 12 後方支援隊	高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

【警察機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
大泉警察署	大泉町朝日 2-27-1	0276-62-0110	
赤岩駐在所	千代田町大字赤岩 1895-15	0276-86-3210	
上五箇駐在所	千代田町大字上五箇 647	0276-86-3960	

【消防機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
館林地区消防組合	館林市上赤生田町 4050-1	0276-72-3170	0276-72-3318
千代田消防署	千代田町大字萱野 1218-1	0276-86-3202	0276-86-4810

【近隣市町及び事務組合】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
太田市	太田市浜町 2-35	0276-47-1916	0276-47-1888
館林市	館林市城町 1-1	0276-72-4111	0276-72-3297
板倉町	板倉町大字板倉 2682-1	0276-82-1111	0276-82-1300
明和町	明和町新里 250-1	0276-84-3111	0276-84-3114
邑楽町	邑楽町大字中野 2570-1	0276-47-5019	0276-88-3247
大泉町	大泉町日の出 55-1	0276-55-0333	0276-63-3921
埼玉県熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048-524-1111	048-520-2870
〃 行田市	行田市本丸 2-5	048-556-1111	048-554-0199
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町 335-8	027-290-1352	027-255-5302
邑楽館林医療企業団	館林市成島町 262-1	0276-72-3140	0276-72-5445
館林衛生施設組合 館林環境センター	館林市赤生田町 65-1	0276-72-1624	0276-72-6655
大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町大字上小泉 330-1	0276-63-1266	0276-62-7447
太田市外三町広域清掃組合	太田市細谷町 604-1	0276-33-7980	0276-33-7981
群馬県農業共済組合 館林支所	館林市仲町 14-1	0276-75-3311	0276-75-3318

【その他の機関】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
邑楽館林農業協同組合 千代田支所	千代田町大字赤岩 193-5	0276-86-6500	0276-86-6511
一般社団法人 館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町 2497-17	0276-72-1132	0276-73-0215
一般社団法人 館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町 2622-1	0276-73-8818	0276-72-8882
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	千代田町大字赤岩 2119-5	0276-86-6181	0276-86-5444
千代田町商工会	千代田町大字赤岩 1127-1	0276-86-3207	0276-86-5220

2 県防災行政無線一覽

名 称		電 話 番 号	備 考
千 代 田 町	総務課	445-6300	
	住民福祉課	445-6301	
	税務会計課	445-6302	
	建設環境課	445-6303	
	教育委員会	445-6304	
	F A X	445-6800	
館林行政県税事務所 (総務振興係)		322-1002 322-1003 322-1004	
館林行政県税事務所 (全県移動局)		356 421 511	車載型 携帯型 可搬型
F A X		322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所		342-6302	
F A X		342-6800	土木事務所用

1-2 千代田町防災会議条例 (昭和39年6月28日 条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、千代田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千代田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の事務部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから、町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の議会議長
 - (6) 町の教育委員会の教育長
 - (7) 館林地区消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの
 - (10) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 第1条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 9 号）

この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 8 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 千代田町災害対策本部条例 (昭和39年6月28日 条例第29号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、千代田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2 災害危険区域関係

2-1 重要水防箇所

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		延長(m)	重要な理由	指定機関
	種別	階級		大字名	料杭位置			
利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	舞木	161.0k 下 54m 160.5k 下 172m	658.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	国土交通省 (川俣出張所)
	旧川跡	要注	左	舞木	160.5k 下 172m 160.0k 上 26m	322.8	旧川跡	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	舞木	160.0k 上 26m 160.0k 下 161m	186.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	舞木	160.0k 下 161m 157.5k 上 224m	2,063.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	赤岩	157.5k 上 224m 157.5k 上 33m	191.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	赤岩	157.5k 上 33m 156.5k 下 253m	1,015.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	瀬戸井	156.5k 下 253m 155.5k 下 186m	836.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	
	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.5k 下 186m 155.0k 上 179m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	
	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.0k 上 179m 155.0k 上 175m	3.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名		延長(m)	重要な理由	指定機関
	種別	階級		大字名	料杭位置			
利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	上五箇	155.0k 上 175m 155.0k 上 168m	7.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	国土交通省 (川俣出張所)
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	上五箇	155.0k 上 168m 155.0k 下 117m	284.1	氾濫危険水位設定箇所(八斗島観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	
	越水(溢水)	B	左	上五箇	155.0k 下 117m 154.0k 上 19m	584.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	工作物	B	左	上五箇	154.0k 下 10m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
	越水(溢水)	B	左	上五箇	154.0k 下 67m 153.5k 上 190m	257.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	上五箇	153.5k 上 190m 153.0k 下 190m	879.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡	
	越水(溢水)	B	左	下中森	153.0k 下 190m 153.0k 下 249m	59.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	下中森	153.0k 下 249m 152.5k 上 130m	119.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性)	
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	下中森	152.5k 上 130m 152.0k 上 65m	565.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性)	

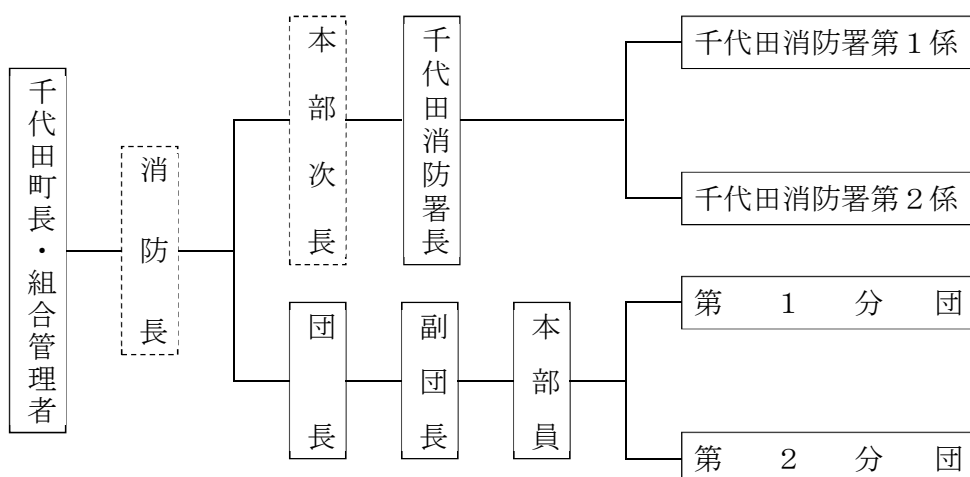
2-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	総合保健福祉センター	赤岩 2119-5	86-7000	住民福祉課長
2	自立支援サービスセンター	赤岩 2119-5	86-8880	包括支援センター長
3	児童センター(総合保健福祉センター内)	赤岩 2119-5	86-5411	健康子ども課
4	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730	館長
5	西小学校学童クラブ	赤岩 1755	86-3685	健康子ども課
6	東小学校学童クラブ	上五箇 316	86-6502	健康子ども課
7	特別養護老人ホーム ちよだ COM ハウス	赤岩 2114-2	86-6771	事務長
8	あんしんケア	赤岩 975	86-8250	理事長
9	特別養護老人ホーム みどりの風	瀬戸井 386	86-5011	事務長
10	あすかデイサービスセンター千代田	上中森 1220	86-3625	事務長
11	ハートフルふきあげ ちよだ事業所	上五箇 422-2	55-3016	所長
12	グループホーム虹	上五箇 135-2	55-3016	所長
13	西こども園	赤岩 2119-6	86-4154	園長
14	東こども園	上五箇 522-1	86-3226	園長
15	西小学校	赤岩 1755	86-3204	校長
16	東小学校	上五箇 316-1	86-3225	校長
17	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	校長
18	小西医院	赤岩 1101	86-2261	医院長
19	千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	医院長

第3 消防関係

3-1 消防組織

1 組織図



2 消防団の編成

分団名	区域名	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本部	全域	1	2					3
第1分団	西部地域			1	1	5	52	59
第2分団	東部地域			1	1	3	36	41
総団員数		1	2	2	2	8	88	103

3-2 消防施設の現況

区分	種別	台数
千代田消防署	消防車	1
	救急車	1
	連絡車	1
	資器材搬送車	1
	けん引車	1
	水防車（軽トラック）	1
千代田消防団	普通ポンプ車	8

第4 水防関係

4-1 水防に関する資料

1 水防倉庫

河川名	倉庫名	所在地	鍵保管者	電話番号
利根川	千代田消防署水防倉庫	千代田町大字萱野 1218-1	千代田消防署長	86-3202

2 水防資器材備蓄一覧表

倉庫名	かま	なた	のこぎり	おの	スコップ	つるはし	とうぐわ	かけや	竹尖鎌	タコ	ペンチ	ハンマー	麻袋	鉄杭	土のう袋	なわ	丸太	くい	土留鋼板	パイプ	越水シート	モッコ	鉄線	シート	命綱	カッター	水防マット
	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	式	丁	丁	丁	枚	本	袋	巻	本	本	枚	本	m	本	kg	枚	本	本	式
千代田消防署 水防倉庫	12	13	27	13	62	25	14	42	4	2	9	13	1	208	7,000	3	17	16	—	3	20	3	59	53	61	—	13

3 水防用非常電話番号一覧表

機 関 名	電話局	(市外)	電話番号	備 考
館林地区消防組合	館林	0276	72-3170 72-3318	水防連絡 (F A X)
群馬県庁	前橋	027	223-1111	管内状況報告
館林土木事務所	館林	0276	72-4355	〃
国土交通省関東地方整備局	埼玉	048	600-1419	水防連絡
国土交通省利根川上流河川事務所	栗橋	0480	52-3956	〃
〃 川俣出張所	羽生	048	563-1992	〃
千代田町役場	赤岩	0276	86-2112	水防連絡管内状況報告
利根加用水土地改良区	赤岩	0276	86-3402	〃
館林地区消防組合千代田消防署	赤岩	0276	86-3202	〃

4 輸送車両一覧表

管 理	保 管	車 種	台数	備 考
館林地区 消防組合消防本部	館林消防署	消防車	8	3 t 車、軽トラック 定員 26 名
		照明車	1	
		救急車	2	
		連絡車	7	
		水防車	2	
		マイクロバス	1	
		けん引車	1	
		救助工作車	1	
	千代田消防署	消防車	1	軽トラック
		救急車	1	
		連絡車	1	
		資器材運搬車	1	
		けん引車	1	
		水防車	1	
千代田町役場	総務課	普通トラック	1	1 t 車
	教育委員会	普通トラック	1	1 t 車
	建設環境課	小型ダンプ	1	2 t 車
		軽トラック	2	
	産業観光課	軽トラック	1	

5 船舶一覧表

管 理	保管場所	形 状	定員	隻数	備 考
館林地区消防組合 消防本部	館林消防署	救助艇 (FRP)	4	1	船外機付 (救助 1 号艇)
		ゴムボート	6	1	船外機付 (救助 4 号艇)
	千代田消防署	ゴムボート	6	1	船外機付 (救助 3 号艇)
館林地区消防組合 消防団	千代田消防団	ゴムボート	6	1	手漕ぎボート

6 指定特殊機械所有者

業者名	所在地	電話番号	機械名	台数
新和建设(株)	千代田町大字赤岩 3042-3	86-3172	ブルドーザー	1
			バックホー	10
			タイヤショベル	2

7 輸送経路

輸送区間		第一輸送経路	第二輸送経路	備考
自	至			
館林地区消防組合	千代田消防署 水防倉庫	国道 122 号線 － 上中森川俣停車場線	主 足利邑楽行田線	

8 消防団員の差出人員と被応援区域一覧表

河川名	応援(被)地先	応援指定水防団	差出想定人員※	
			第1号	第2号
新谷田川	群馬県千代田町赤岩五箇地先	大泉町消防団	15	30
休泊川	群馬県大泉町下小泉地先	千代田消防団第1分団	15	30

※差出想定人員については、目安の人員であり、災害の規模等により調整を行う。

4-2 樋門等一覧

1 樋門及び堰堤一覧表

番号	河川名	樋門(堰)名	岸	位置	規模・操作方法	責任者	電話	所轄機関
1	新谷田川	統合堰	中央	新福寺字中道下 新福寺字西原	鳥居型鉄扉手動 高 2.36m 巾 10.9m	千代田町役場	86-2111	館林土木事務所
2	新谷田川	統合堰 分水堰	中央	新福寺地内	鋼製 スライドゲート 高 1.50m 巾 1.50m	館林土木事務所	72-4355	館林土木事務所
3	新谷田川	二の堰1号 樋門	左	舞木字早渡	鳥居型鉄扉手動 高 1.70m 巾 1.60m	千代田町役場	86-2111	千代田町 建設環境課
4	利根加用水	二の堰2号 樋門	中央	舞木字島間	鳥居型鉄扉手動 高 1.70m 巾 1.60m	千代田町役場	86-2111	千代田町 建設環境課
5	新谷田川 放水路	休泊川排水 樋門	中央	舞木字油免	自動巻上式 高 3.70m 巾 5.50m	国土交通省	048- 563-1992	国土交通省 川俣出張所
6	その他	第4相谷樋門	中央	福島字相谷	鳥居型鉄扉手動 高 1.00m 巾 0.90m	千代田町役場	86-2111	千代田町 産業観光課
7	邑楽用水	利根加用水 樋門	中央	上中森字 八幡上北	鳥居型鉄扉電動 高 1.75m 巾 3.40m	水資源機構	048- 557-1501	水資源機構
8	邑楽用水	八幡下 水位調整堰	中央	上中森字 八幡下	自動巻上式	水資源機構	048- 557-1501	水資源機構

2 重要樋門

河川名	堰樋名	平常時の状況	規 模	所轄機関	市町
新谷田川	統合堰	堰板越水 30 cm 自然開放 6月中旬～9月末閉鎖	鳥居型鉄扉手動 高 2.36m 巾 10.90m	館林土木事務所	千代田町
休泊川	休泊川排水樋門	開放	自動巻上式 高 3.70m 巾 5.50m	国土交通省川俣出張所	千代田町

3 排水機場

河川名	所管	位置	規模・操作方法	操作責任者
休泊川	国土交通省	舞木字中島	ディーゼル機関駆動 1200PS、立軸斜流ポンプ口径 2,000 mm (可動翼) 1 基 10 m ³ /s、(固定翼) 1 基 10 m ³ /s	国土交通省

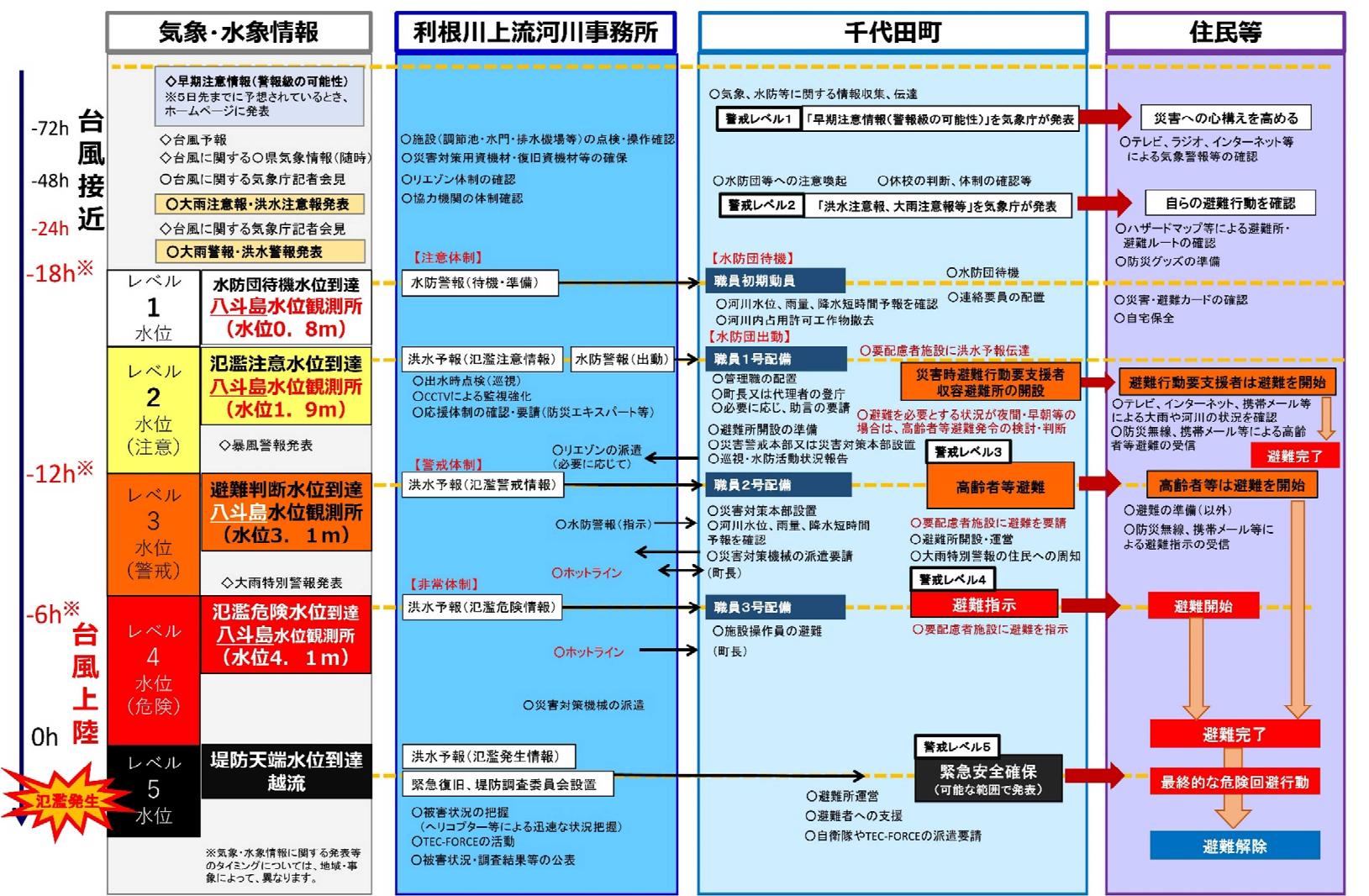
4-3 洪水を対象とした、避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、市区町の避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）

利根川上流版 **千代田町**

※避難勧告等に関するガイドライン(案)(内閣府:平成31年3月)を参考に作成。また、都道府県からの情報は割愛している。
 ※時間経過に応じた対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要です。

令和4年10月時点



第5 避難収容関係

5-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

1 災害時指定避難所

(収容人員については、2㎡あたり1人として算定)

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	標高 (m)
1	東小学校	上五箇 316	86-3225	677	21.9
2	東こども園	上五箇 522-1	86-3226	145	21.7
3	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730	122	21.5
4	地域活動支援センター	上五箇 526	55-3075	117	21.7
5	KAKINUMA アクア	上五箇 600-2	86-3012	270	22.5
6	KAKINUMA アリーナ	上五箇 600-1	86-8810	1,383	22.5
7	東小学童クラブ	上五箇 316-2	86-6502	42	21.9
8	西小学校	赤岩 1755	86-3204	1,068	23.9
9	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	869	22.4
10	西こども園 (北園舎)	赤岩 2119-6	86-4154	434	22.2
11	西こども園 (南園舎)	鍋谷 367-9	86-4154	264	22.2
12	町民体育館	赤岩 1895-3	86-5087	615	23.0
13	コスメ・ニスト千代田町プラザ	赤岩 1701-1	86-6311	957	22.7
14	総合保健福祉センター (福祉避難所)	赤岩 2119-5	86-7000	511	22.2
15	自立支援サービスセンター (福祉避難所)	赤岩 2119-5	86-8880	150	22.2
16	西小学童クラブ	赤岩 1755	86-3685	167	23.6
17	赤岩1区公民館	赤岩 206-1		35	24.3
18	赤岩2区公民館	赤岩乙 1037		32	23.9
19	熊野公民館	赤岩西 9-5		32	24.2
20	五反田公民館	赤岩 1150-4		39	23.4
21	桧内集会所	赤岩 1926-11		63	23.0
22	瀬戸井公民館	瀬戸井 105-1		35	22.5
23	上五箇公民館	上五箇 766-2		48	22.3
24	上中森公会堂	上中森甲 1137		69	21.8
25	下中森公民館	下中森 72-1		58	20.9
26	萱野公民館	萱野 1195		35	20.4
27	木崎公民館	木崎 534-2		41	21.1
28	鍋谷公民館	鍋谷 137-1		29	21.4
29	前天神原公民館	赤岩 2471-2		54	23.8
30	中天神原集会所	赤岩 2946-1		37	23.4

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	標高 (m)
31	後天神原公民館	赤岩 3090		33	24.6
32	大日集会所	赤岩 2516-7		43	23.6
33	福島集会所	福島 579-1		44	25.3
34	新福寺公民館	新福寺 526-1		40	26.3
35	中島集会所	舞木乙 968		57	25.4
36	舞木 15 区公民館	舞木 301-1		51	24.5
37	舞木 16 区公民館	舞木 94-3		75	24.8
38	第 17 区コミュニティーセンター	上中森 1390-5		45	21.0
合 計				8,820	

2 大地震発生時における指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	面積 (㎡)
1	東部運動公園	上五箇 600	69,447
2	SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	13,996
3	シンワコンストラクションくらかけ公園	赤岩 2714	14,700
4	舞木駒形公園	舞木 185-4	2,500
5	第一三共なかさと公園	舞木 470-17	50,499
6	東小学校	上五箇 316	18,423
7	西小学校	赤岩 1755	30,331
8	千代田中学校	赤岩 1920	29,621
9	檜原公園	舞木東 14	2,149
10	熊野公園	舞木東 37-1	3,194

3 洪水発生時における指定緊急避難場所 (収容人員については、2㎡当たり1人として算定)

番号	名称	所在地	階数	電話番号	収容人員
1	東小学校	上五箇 316	2階	86-3225	186
2	KAKINUMA アクア	上五箇 600-2	2階	86-3012	240
3	KAKINUMA アリーナ	上五箇 600-1	2階	86-8810	480
4	西小学校	赤岩 1755	2階	86-3204	529
5	千代田中学校	赤岩 1920	2階	86-3222	305
6	町民体育館	赤岩 1895-3	2階	86-5087	72
7	コスメ・ニスト千代田町プラザ	赤岩 1701-1	2階	86-6311	200
8	西こども園 (南園舎)	鍋谷 367-9	2階	86-4154	148
9	後天神原公民館	赤岩 3090	1階		33
10	北海製罐(株)千代田工場	昭和 5-1	2階	86-5755(代)	490
11	サントリー 〈天然水のビール工場〉群馬	赤岩 2712		86-5211 (代)	250
12	㈱ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	2階	55-0700	1,000
					計 3,933

5-2 要配慮者利用施設

1 社会福祉施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	総合保健福祉センター	赤岩 2119-5	86-7000	住民福祉課長
2	自立支援サービスセンター	赤岩 2119-5	86-8880	包括支援センター長
3	児童センター(総合保健福祉センター内)	赤岩 2119-5	86-5411	健康子ども課
4	陽だまり交流館	上五箇 319-2	86-5730	館長
5	西小学校学童クラブ	赤岩 1755	86-3685	健康子ども課
6	東小学校学童クラブ	上五箇 316	86-6502	健康子ども課
7	特別養護老人ホームちよだ COM ハウス	赤岩 2114-2	86-6771	事務長
8	あんしんケア	赤岩 975	86-8250	理事長
9	特別養護老人ホーム みどりの風	瀬戸井 386	86-5011	事務長
10	あすかデイサービスセンター千代田	上中森 1220	86-3625	事務長
11	ハートフルふきあげ ちよだ事業所	上五箇 422-2	55-3016	所長
12	グループホーム虹	上五箇 135-2	55-3016	所長

2 学校・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	西こども園	赤岩 2119-6	86-4154	園長
2	東こども園	上五箇 522-1	86-3226	園長
3	西小学校	赤岩 1755	86-3204	校長
4	東小学校	上五箇 316-1	86-3225	校長
5	千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	校長

3 医療施設

番号	施設名	所在地	電話番号	代表者
1	小西医院	赤岩 1101	86-2261	医院長
2	千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	医院長

5-3 建設型応急仮設住宅建設可能敷地

名称(現状等)	所在地	敷地面積 (㎡)	戸数	備考
SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	13,996	39	
シンワコンストラクションくらかけ公園	赤岩 2714	14,700	43	
第一三共なかさと公園	舞木 470-17	51,000	40	
	合計	79,961	122	

第6 医療救護関係

6-1 医療機関

1 基幹災害拠点病院

二次保健 医療圏名	病院名	経営 主体	所在地	電話番号	総病 床数	一般	療 養	精 神	結 核	感 染
前橋市	前橋赤十字 病院	日赤	前橋市朝倉 町 389-1	027-265- 3333	555	527	-	22	-	6

2 地域災害拠点病院

二次保健 医療圏名	病院名	経営 主体	所在地	電話番号	総病 床数	一般	療 養	精 神	結 核	感 染
太田・ 館林	SUBARU 健康 保険組合太 田記念病院	健康保 険組合	太田市大島 町 455-1	0276-55- 2200	404	400	-	-	-	4
太田・ 館林	公立館林厚 生病院	市町村 組合	館林市成島 町 262-1	0276-72- 3140	329	323	-	-	-	6

3 町内及び近隣の医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
小西医院	赤岩 1101	86-2261	婦人・内・小児科
千代田医院	赤岩 1773-1	86-6080	内・外・皮膚・小児・整形 外・肛門・胃腸・消化器科
荒木歯科医院	鍋谷 252-3	86-2110	歯科
野本歯科クリニック	萱野 1235-5	86-5055	歯科
福田歯科医院	赤岩 1043	86-2183	歯科
ちよだの森歯科診療所	赤岩 1729-1	86-8838	歯科
ふじ眼科クリニック	萱野 813-1	86-9900	眼科

6-2 医療資材の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
ジョイフル本田千代田店	萱野 813-1	55-0700	
ドラッグセイムス赤岩店	赤岩 1733	86-4320	
(有)医薬総研薬師	萱野 1135-4	080-3216-9221	

第 7 輸送関係

7-1 ヘリポート予定地

名 称	所 在 地	面 積 (東西)×(南北)	備 考
東部運動公園	上五箇 600-1	97×104	
SEKIGUTI 昭和公園	昭和 4	90× 90	応急仮設住宅建設予定地
シンワコンストラクション くらかけ公園	赤岩 2714	105×105	応急仮設住宅建設予定地
第一三共なかさと公園	舞木 470-17	90× 90	応急仮設住宅建設予定地
東小学校	上五箇 316	80× 60	
西小学校	赤岩 1755	70× 65	
千代田中学校	赤岩 1920	100× 65	

7-2 緊急輸送車両

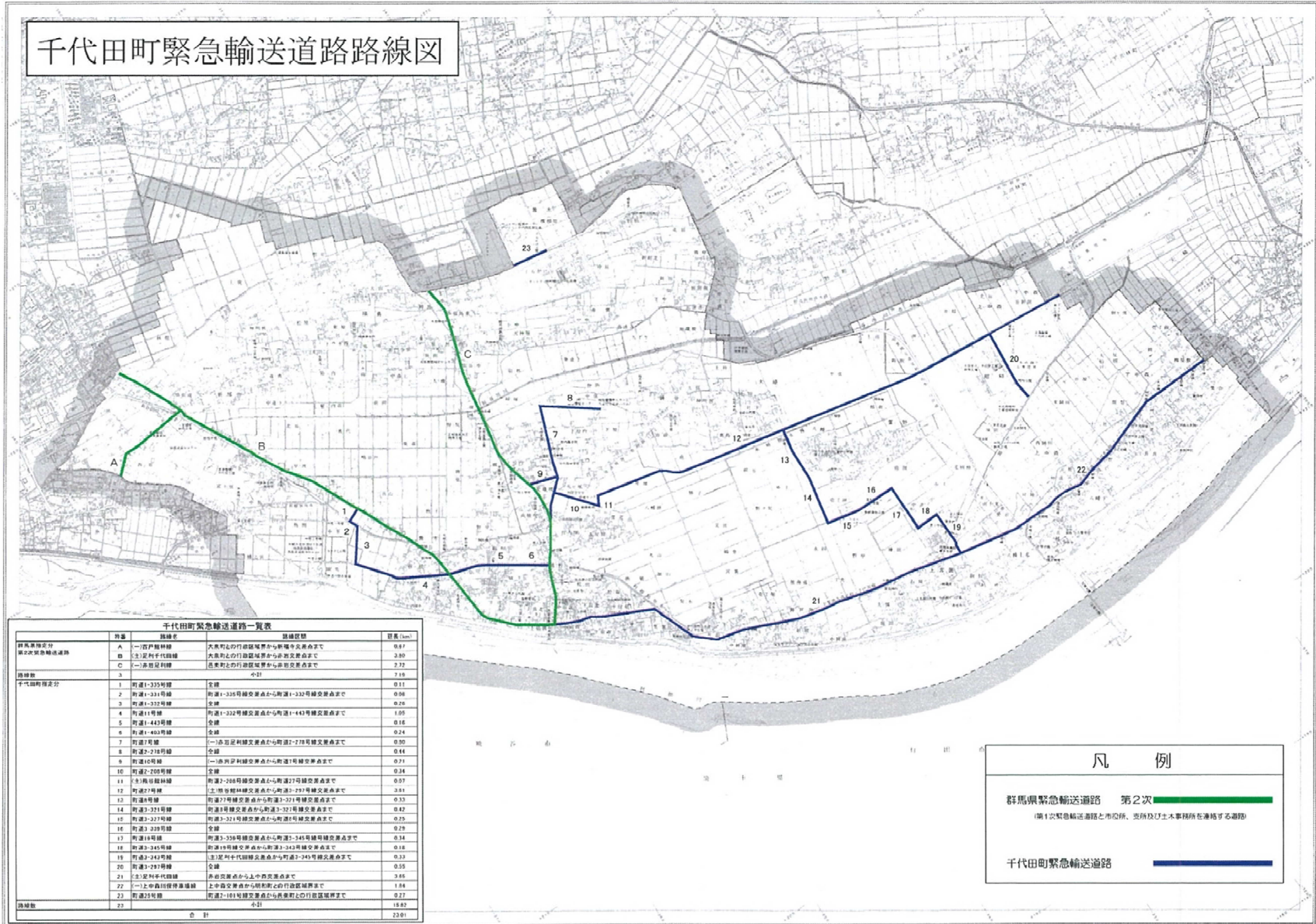
1 町有車両

普通・軽乗用車	普通・軽貨物自動車	給食運送車	小型特殊自動車	計
19	17	1	3	40

2 営業用自動車

名 称	所 在 地	電話番号
大泉グリーントラック交通安全協議会	大泉町朝日 2-27-2 交通会館内	62-2687
大泉ダンプカー安全輸送協会	大泉町朝日 2-27-2 交通会館内	62-2687
群馬県トラック協会大泉支部	大泉町古海 2133 (株)三蔵内	62-9855

7-3 緊急輸送道路路線図



第 8 自衛隊関係

8-1 自衛隊派遣部隊の宿泊予定地

施設名	所在地	電話番号	宿泊場所	管理者	備考
西小学校	赤岩 1755	86-3204	体育館	校長	
東小学校	上五箇 316	86-3225	体育館	校長	
千代田中学校	赤岩 1920	86-3222	体育館	校長	

第9 物資供給関係

9-1 食料の調達先及び備蓄物資

1 食料の調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
フードショップクリバラ	赤岩 1174-1	86-3437
ドラッグセイムス赤岩店	赤岩 1733	86-4320
ファミリーマート日野屋千代田町店	赤岩 783-4	86-9303
セブンイレブン千代田町上中森店	上中森 999-7	86-5588
ローソン千代田上中森店	上中森 893-1	70-5020
セブンイレブン千代田鞍掛店	赤岩 3279-1	86-8330
セブンイレブン千代田町なかさと公園前店	舞木 1939-1	86-8095
トギヤ・商店	赤岩 141	86-2279
邑楽館林農業協同組合千代田支所	赤岩 193-5	86-3005
ジョイフル本田千代田店	萱野 813-1	55-0700
ジャパンミート生鮮館千代田店	萱野 813-1	86-2911

2 備蓄物資（町関係：非常食・非常用物資）

	品 名	数 量	備 考
非 常 食	アルファ米		
	わかめご飯 (100g)	1,140 食	
	五目ご飯 (100g)	700 食	
	梅がゆ (100g)	200 食	
	おかゆ (和風味 40g)	200 食	
	白飯 (100g)	100 食	
	野菜ごはん	200 食	
	鯛ごはん	200 食	
	ライスるん 野菜&きのこ	200 食	
	アルファ米 計	2,940 食	
食	クッキー		
	ライスクッキー	240 食	
	クッキー 計	240 食	
粉ミルク	粉ミルク (スティックタイプ)	3 箱	1 箱 (13g×10 本×20 個)
	粉ミルク 計	3 箱	
	ベビーフード		
	野菜入りチキンライス	48 食	7 カ月頃から

	品 名	数 量	備 考
	ミックスフルーツ	48 食	7 カ月頃から
	ベビーフード 計	96 食	
	飲料水		
	飲料水 (500 ml Pet)	1,032 本	
	飲料水 (2.0l Pet)	1,932 本	
	飲料水 計	4,380	
非 常 用 物 資	毛布	484 枚	
	哺乳瓶 (120 ml)	100 個	
	給水用ポリタンク (500l)	3 個	
	飲料水用運搬袋 (10l)	1,000 袋	
	水運搬袋 (6l)	500 袋	
	浄水機 (2t/h)	1 台	(予備フィルター 28 枚)
	発電機 (ホンダ EX22)	1 台	
	防滴コードリール (SS-30)	2 台	
	ハロゲンライト及びスタンド	1 式	
	懐中電灯	138 本	(防水:100 ヘルメット式:38)
	ランタン	40 個	(うちハロゲン 20 個)
	メガホン (サイレン付)	10 個	
	ボックストイレ	100 個	
	組立トイレ	160 個	
	トイレ用テント	20 張	
	トイレ用ビニール袋	3,640 袋	
	エアーベット	151 個	
	雨合羽	82 着	
	段ボールベット	104 台	
	パテーション	2,006 枚	
	避難所間仕切り用テント	215 張	
	大人用マスク	8,480 枚	
	子供用マスク	1,620 枚	
	消毒用スプレーボトル	24 本	
	防護服	20 着	
	フェイスシールド	20 枚	
	大人用オムツ	273 枚	
子供用オムツ	6,760 枚		
ヘルメット	60 個		
災害用食器セット	300 組		
ガソリン携行缶	2 缶		
折り畳みリヤカー	1 台		
四つ折り担架	3 式		

9-2 生活必需品の調達先

1 呉服、洋品、寝具販売業者

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
スクールショップ かわさき	赤岩 1746-1	86-4600	しまむら ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	86-9121
橋本百貨店	赤岩 210	86-2327	道楽堂	新福寺 161-7	86-2829
ジョイフル本田 千代田店	萱野 813-1	55-0700	マナベインテリ アハーツ群馬千 代田店	萱野 802-25	55-4014

2 燃料販売業者

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
トギヤ・商店	赤岩 141	86-2279	鹿島屋商店	木崎 358-1	86-3505
峰岸商店(有)	赤岩 150-2	86-2876	家中商店	上五箇 825-1	86-2461
友井屋	下中森 1041-1	86-2652	栗原商店	上中森 971-2	86-3575

第 10 衛生関係

10-1 し尿処理施設

1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (kl/日)	管 理 者
館林衛生施設組合 館林環境センター	館林市赤生田町 65-1	72-1624	100	館林市長

2 委託業者

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
千代田清掃(有)	舞木 1373-2	86-2246	

10-2 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (t/日)	管 理 者
太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	太田市細谷町 604-1	33-7980	330	太田市長

10-3 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

名 称	所 在 地	電話番号	規模 (t/日)	管 理 者
太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	太田市細谷町 604-1	33-7980	73	太田市長

第 11 遺体の収容・処理関係

11-1 遺体収容所

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
東部運動公園内 コミュニティーセンター	上五箇 600-1	86-3012	

11-2 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
大泉町外二町環境衛生施設組合 斎場	大泉町大字上小泉 347-5	62-6001

第 12 文化財関係

指定	区 分	名 称	所在の場所	所有者 (管理者)
国	重要文化財	銅五種鈴	千代田町赤岩 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺長屋門	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺庫裏	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺客殿	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
国	登録文化財	光恩寺石蔵	千代田町赤岩甲 1041	光恩寺
県	重要文化財	地蔵菩薩画像板碑	千代田町赤岩 1041	光恩寺
県	重要文化財	阿弥陀三尊像	千代田町赤岩 1041	光恩寺
県	重要文化財	寶林寺黄檗宗彫像群	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	光恩寺梵鐘	千代田町赤岩 1041	光恩寺
町	重要文化財	白衣観音図	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	潮音禪師肖像画	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	寶林寺梵鐘	千代田町新福寺 705	寶林寺
町	重要文化財	東光寺木造仁王像	千代田町木崎 357	東光寺
町	天然記念物	寶生寺 榎	千代田町瀬戸井 105-1	寶生寺
町	民俗文化財	赤岩の川施餓鬼	千代田町赤岩地内	川施餓鬼保存会

第 13 災害時応援協定関係

13-1 自治体等

11 協定：協定締結順

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

No	相手方	協定名	締結年月日
1	大泉警察署	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	平成 9 年 1 月 31 日
2	群馬県	群馬県防災航空隊応援協定	平成 9 年 5 月 20 日
3	群馬県・県内市町村・一部事務組合	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	平成 20 年 4 月 1 日
4	国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 3 月 7 日
5	館林市・邑楽郡内自治体	災害時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定	平成 25 年 3 月 26 日
6	全 63 自治体 (平成 27 年度現在)	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 7 月 12 日
7	榛東村・上野村・下仁田町・ 長野原町・草津町・片品村・ 大泉町	災害時における相互応援に関する協定	平成 28 年 10 月 17 日
8	茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・山梨 の都県の町村	関東町村会 災害時における相互応援に 関する協定	平成 29 年 10 月 16 日
9	板倉町・明和町・行田市・ 加須市・羽生市	災害時における利根川兩岸 3 市 3 町相互 応援に関する協定	平成 31 年 2 月 4 日
10	大泉町・熊谷市	災害時における利根川兩岸 1 市 2 町相互 応援に関する協定	平成 31 年 3 月 25 日
11	館林地区消防組合消防本部	館林地区消防組合自家用給油取扱所運用 に関する覚書	令和 2 年 5 月 1 日

13-2 民間企業

53 協定：協定締結順

(令和5年1月1日現在)

No	相手方	協定名	締結年月日
1	サントリーフーズ(株)	災害時における飲料水提供に関する協定	平成21年 2月2日
2	サントリー酒類(株)利根川 ビール工場	洪水発生時避難施設に関する基本協定	平成22年 12月21日
3	社団法人群馬県建設業協会 館林支部	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成23年 2月15日
4	ダイドードリンコ(株)	災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年 2月2日
5	(株)伊藤園	災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年 2月2日
6	一般社団法人群馬県 LP ガス協会館林邑楽支部	災害時における LP ガス等供給協力に關 する協定	平成27年 11月26日
7	生活協同組合 コープぐんま	災害時における応急生活物資供給等に關 する協定	平成28年 1月19日
8	(有)家中	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
9	(有)久保田建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
10	(株)斉藤建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
11	(株)森緑造園土木	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
12	新和建设(株)	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
13	(株)関口建設	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
14	(有)田島土建	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
15	(株)野村造園土木	災害時における建築物等災害応急対策業 務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
16	大澤園芸	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
17	亀乃園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
18	(有)君島造園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
19	(株)群馬緑営	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
20	(有)秀樹園	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日
21	(株)森緑造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に 関する協定	平成29年 2月13日

No	相手方	協定名	締結年月日
22	(株)東毛造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成29年 2月13日
23	(株)野村造園土木	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成29年 2月13日
24	丸条造園(株)	災害時における応急対策業務等の応援に関する協定	平成29年 2月13日
25	高木電設(有)	災害時における電気設備等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
26	(有)福田総合設備	災害時における電気設備等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成29年 2月13日
27	ケーブルテレビ(株)	安全安心に係る放送協定	平成29年 3月2日
28	公益財団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成29年 3月28日
29	千代田町自動車組合	災害時等における応急活動の協力に関する協定	平成30年 2月9日
30	(株)ジョイフル本田 千代田店	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成30年 2月15日
31	(株)ジョイフル本田 千代田店	洪水発生時避難施設に関する協定	平成30年 2月15日
32	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成30年 2月23日
33	ケーブルテレビ(株)	千代田町およびケーブルテレビにおける情報発信に関する覚書	平成30年 8月29日
34	群馬森紙業(株) 尾島営業所	災害時等における物資提供等の協力に関する協定	平成31年 1月17日
35	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 11月29日
36	(株)スター交通	災害時等におけるバス及び民間救急サービス利用に関する協定	令和2年 4月24日
37	シーバード千代田・大泉町・館林地区消防組合・群馬県大泉警察署	利根川流域における防犯・事故防止活動及び災害時の水難救援等の協力に関する協定	令和2年 7月19日
38	北海製罐(株)	洪水発生時避難施設に関する協定	令和2年 8月21日
39	公益財団法人 群馬県獣医師会	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	令和2年 10月8日
40	東京電力パワーグリッド(株) 太田支社	災害時における電力復旧等に関する協定	令和2年 11月18日
41	(株)デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和3年 3月22日
42	(有)北関東観光	災害時等におけるバス及びタクシー利用に関する協定	令和3年 5月13日
43	館林中央市場(株)	災害時等における救援物資の供給に関する協定	令和3年 6月21日

No	相手方	協定名	締結年月日
44	三協フロンテア(株)	災害時等におけるユニットハウス等の供給に関する協定	令和3年 6月30日
45	群馬司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	令和3年 7月26日
46	(株)アクティオ	災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定	令和3年 10月8日
47	東日本電信電話(株)	災害時における相互協力に関する基本協定	令和4年 1月13日
48	群馬県トラック協会 大泉支部	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	令和4年 2月18日
49	(株)ジャパンミート	災害時等における救援物資の供給に関する協定書	令和4年 5月1日
50	群馬トヨタグループ(株)	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する実施要領	令和4年 7月26日
51	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	千代田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和4年 9月22日
52	群馬県霊柩自動車協会	災害時の遺体搬送に関する協定書	令和4年 9月28日
53	邑楽館林農業協同組合	災害時等における救援物資の供給に関する協定書	令和4年 12月20日

第 14 災害救助法関係

14-1 災害救助基準

(令和4年4月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1. 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 基準額 1戸当たり 6,285,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
		賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型応急住宅に準じる。 2. 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。				災害発生の日から	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。		
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1 人	1 日当たり 1,180 円以内			災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月~9月)、 冬季(10月~3月)の 季別は災害発生の 日をもって決定す る。 2. 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること			
		区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の 80/100 以内の額				分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	含み現に助産を要する状態にある者)			
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「純半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 準半壊以外 655,000 円以内 準半壊 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
生業に必要な資金	住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は視座を購入するための費用 生業費 1 件当り 30,000 円以内 就職支度費 1 件当り 15,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	生業の見込みが確実な具体的事業計画あり、償還能力のあるものに対して支給する。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から（教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一 既存建物借上 費 通常の実費 時 既存建物以外 保 1体当たり 存 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上賃
救助事務費	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇用費 3. 旅費 4. 需要費 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1. 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2. 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		百分の九 3. 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4. 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5. 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6. 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7. 五億円を超える部分の金額については百分の四		
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 15 その他の資料

15-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第 16 関係様式

16-1 被害報告関係様式

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²		
焼損程度	全焼棟 } 焼損半焼棟 } 計 棟 棟数部分焼棟 } ぼや棟 }		焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
				建物焼損表面積	m ²	
				林野焼損面積	ha	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動 状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種 第二種、その他]				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設 の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重 症 人(人)			
			中等症 人(人)			
			軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消防本部 (署)	台	人
				消 防 団	台	人
				消防防災ヘリコプター	機	人
				海上保安庁	人	
				自 衛 隊	人	
			そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
救助活動 の 要 否				
要救助者数 (見 込)		救助人員		
消防・救急・ 救助活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名

（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人		一部損壊	棟	未分類	棟
	119番通報の件数							
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)						
	自衛隊派遣要請の状況							
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha			
	第 報				冠水	ha			
報告者名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha				
				冠水	ha				
区 分		被 害		学校		箇所			
人的被害	死者		人	その	病院		箇所		
	うち災害関連死者		人		道路		箇所		
	行方不明者		人		橋りょう		箇所		
	負傷者	重傷			人	河川		箇所	
		軽傷			人	港湾		箇所	
					砂防		箇所		
住家被害	全壊		棟	他の	清掃施設		箇所		
			世帯		崖くずれ		箇所		
			人		鉄道不通		箇所		
	半壊		棟		被害船舶		隻		
			世帯		水道		戸		
			人		電話		回線		
	一部破損		棟		電気		戸		
			世帯		ガス		戸		
			人		ブロック塀等		箇所		
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯				
		世帯	り災者数		人				
		人							
非住家	公共建物		棟	火災発生	建物		件		
	その他		棟		危険物		件		
					その他		件		

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	県	市 町 村
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農産被害	千円	災害救助法 適用市町村名	計	団体
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	千円		119 番通報件数	件	
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報続紙）

市町村名			第	報続紙	月	日	時現在
被害の区分	被害発生地区		数（名称）				
応急対策の実施状況							
救助・救出活動状況							
避難場所の設置状況							
消火活動状況							
その他							

第5号様式

(災害確定報告)

都道府県				区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 (月 日 時確定)			田	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
報告者名					畑	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
区 分		被 害		学校		箇所			
人的被害	死者		人	そ の 他	病院		箇所		
	うち災害関連死者		人		道路		箇所		
	行方不明者		人		橋りょう		箇所		
	負傷者	重傷			人	河川		箇所	
		軽傷			人	港湾		箇所	
	全壊		棟		砂防		箇所		
住家被害	半壊		棟		清掃施設		箇所		
			世帯		崖くずれ		箇所		
			人		鉄道不通		箇所		
	一部破損		棟		被害船舶		隻		
			世帯		水道		戸		
			人		電話		回線		
床上浸水		棟	電気		戸				
		世帯	ガス		戸				
		人	ブロック塀等		箇所				
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯				
		世帯	り災者数		人				
		人	火災発生	建物		件			
非住家	公共建物			危険物		件			
	その他			その他		件			

16-2 自衛隊派遣要請関係様式

		年	月	日
群馬県知事	あて	市町村長		印
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1	災害の情况及び派遣を要請する事由			
2	派遣を希望する期間			
3	派遣を希望する区域及び活動内容			
4	その他参考となるべき事項			
	例) ・必要な車両、航空機、資機材			
	・必要な人員			
	・連絡場所及び連絡責任者			

16-3 緊急通行車両の確認関係様式

様式 1

年 月 日	
緊急通行車両使用申出書	
様	
申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号）	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）	
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

様式 2

第 号	
年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）	
使用者	住所又は所在地
	氏名又は団体名
	電話番号
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

